

10月2日(金)

出席委員

委員長 あくつ 広王 君
副委員長 湯澤 一貴 君
同 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君

委員 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 鈴木 博 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

広 報 広 聴 課 長
大 澤 幸 代 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

経 理 課 長
東 野 俊 幸 君

税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地 域 活 動 課 長
川 島 淳 成 君

生活安全担当課長
黛 和 範 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

商業・ものづくり課長
遠 藤 孝 一 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

文 化 観 光 課 長
古 巻 祐 介 君

オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子 ども 未 来 部 長
柏 原 敦 君

子 ども 育 成 課 長
廣 田 富 美 恵 君

児童相談所移管担当課長
加 島 美 弥 子 君

子ども家庭支援センター長
崎 村 剛 光 君

子 育 て 応 援 課 長
三ッ橋 悦 子 君

保 育 課 長
立 木 征 泰 君

保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

福祉計画課長（特別定額給付金担当課長兼務）

寺嶋清君

高齢者地域支援課長

菅野令子君

障害者福祉課長

松山香里君

障害者施策推進担当課長

築山憩君

生活福祉課長

櫻木太郎君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）

福内恵子君

国保医療年金課長

池田剛君

生活衛生課長

鈴木誠君

保健予防課長

鷹箸右子君

大井保健センター所長

（保健体制整備担当課長兼務）

船木秀樹君

都市環境部長

中村敏明君

都市整備推進担当部長

末元清君

都市計画課長

鈴木和彦君

住宅課長

森一生君

都市開発課長

多並知広君

環境課長

堤坂義文君

品川区清掃事務所長

工藤俊一君

防災まちづくり部長

藤田修一君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

滝澤博文君

土木管理課長

稲田貴稔君

道路課長（用地担当課長兼務）

溝口雅之君

公園課長

高梨智之君

河川下水道課長

松本昇君

会計管理者

中山文子君

教育長

中島豊君

教育次長

齋藤信彦君

庶務課長

有馬勝君

指導課長

工藤和志君

教育総合支援センター長

矢部洋一君

区議会事務局長

米田博君

○午前10時00分開会

○あくつ委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る9月18日の本会議におきまして、37名の委員により設置されました。これまでと同様に、理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、令和元年度各会計決算の審査を行うものであります。

このたび、委員長の大役を、皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして、各会派より優秀な副委員長、また、理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、委員長の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから着席のまま発言をさせていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○濱野区長 おはようございます。決算特別委員会の会場が今までにない風景でありまして、アクリル板が林立しているという状況でございます。新型コロナウイルス感染症が蔓延をしているということで、特殊な状況の中でありますけれども、皆様方の活発なご議論を通して、今後の区政の進展が見込まれると思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと存じます。

決算特別委員会におきましては、去る9月18日の本会議にご提案をし、そして説明を申し上げたところでございます。その内容についてご審議をいただく場でございます。令和元年度一般会計決算、実質収支で50億7,508万円余でございます。経常収支比率につきましても75.7%ということで、健全財政を維持しているというふうに考えているものでございます。

しかし、日本経済全体を見回してみますと、新型コロナウイルス感染症の影響で、極めて厳しい状況にあり、これは品川区の商店街においても影響が出ているというふうに感じているところではありますけれども、そうしたことから、歳入の大幅な減収も見込まれるという状況でございます。財政運営は厳しくなると思いますが、皆様の方のご努力によって、そしてご協力によって、そして区役所全体がしっかりと区政運営をすることによって、乗り切っていきたいと思っておりますのでございます。

区役所は、福祉を実施する場所でございます。社会的弱者の方々にもしっかりと目を向けて、施策を推進してまいりたいと思っております。

また、本年策定いたしました長期基本計画、これにつきましても、これからの計画ということで、皆様方のご議論を待ちたいと思っておりますので、どうぞ活発なご意見等をお伺いしたいと存じます。

これから長丁場になりますが、決算特別委員会を通じて様々なご意見、またご要望、あるいは、何でも、お叱り等も受けていくことになると思いますが、そうしたことをしっかりと受け止めて、今後の区政運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、開会にあたるご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○あくつ委員長 それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議をいたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、湯澤副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○湯澤副委員長 それでは、決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたし

ます。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため、設置されたものであります。組織および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更はいたしません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定めた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間を、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また、資料を提示される場合は、パネル等の取り扱い基準に則り、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめてください。

関連質疑に関しましては、委員長の許可により、5分以内で行うことが可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取り扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

最後に、資料には記載がございませんが、新型コロナウイルス感染症への対応として、理事者におかれましては、第一委員会室および第二委員会室への入室者を限定しているとのことですので、各委員におかれましては、ご質疑に際し、その日の審査内容、款を外れないよう、款別審査の徹底に改めてご留意いただきますようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

〇あくつ委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長　ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、すべてご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、令和元年度決算の概要および財務４表について説明をお願いいたします。

○中山会計管理者　おはようございます。今日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、まず一般会計決算の概要と、地方公会計制度に基づく財務４表について説明申し上げます。

最初に、一般会計決算の概要からご説明申し上げます。恐れ入りますが、「主要施策の成果報告書」の５３ページをお願いいたします。５３ページになります。

初めに上段の表でございますが、区分１、歳入総額は１，８４１億５，７０６万１，１９３円で、対前年度７．０％、金額では１２０億８，８６３万７，０１１円の増であります。歳出総額は１，７９０億４，４３４万５，００３円で、対前年度７．３％、１２１億６，３９０万９，１５３円の増であります。このため、その下の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は５１億１，２７１万６，１９０円で、これから翌年度に繰り越すべき財源３，７６２万７，３００円を除いた実質収支は、５０億７，５０８万８，８９０円の黒字決算となりました。これから前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、１億１，２８９万９，４４２円のマイナスとなるものであります。

次に、下段の表でございます。性質別に見た決算の内容につきましては、人件費は２４８億４，２４８万８，０００円で、対前年度０．４％、１億８１５万１，０００円の減、構成比は１３．９％で、１．１ポイントの減であります。投資的経費は４３１億６，３１９万７，０００円で、対前年度２１．７％、７６億８，２７７万７，０００円の増、構成比は２４．１％で、２．８ポイントの増であります。消費的経費は１，１１０億３，８６６万円で、対前年度４．３％、４５億８，９２８万３，０００円の増、構成比は６２．０％で、１．８ポイントの減であります。

以上で概要の説明を終わります。

続きまして、地方公会計制度に基づきます財務４表についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、品川区各会計歳入歳出決算書の４９５ページをご覧ください。４９５ページになります。

平成２７年１月に、総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進」が通知されました。品川区でも、平成３０年度決算から新公会計制度による新たな財務４表を公表することになりました。それぞれの表には、一般会計と特別会計を含めた各会計合算を表記しておりますが、説明は一般会計でさせていただきます。

まず４９５ページ、貸借対照表になります。

貸借対照表は、資産の状況、そして、現時点の資産を獲得するために、どの世代がどれだけ負担しているのかを表している表になります。表の左下、資産の部合計は、右側、負債の部合計と正味財産の部合計の合計と一致いたします。負債の部は、将来の区民の負担であり、正味財産の部は、過去および現在世代の負担となっております。品川区の現在の資産ですが、約２兆３，０２２億円余で、令和元年度の正味財産比率、これは正味財産を資産の合計で除したものになりますが、９８．９％になります。このことから将来世代の負担が低いことが分かります。逆に申し上げますと、負債が１．１％でありまして、極めて借金の比率が低いということが分かります。

続きまして、４９６ページをご覧ください。行政コスト計算書になります。

行政コスト計算書は、一会計期間の行政運営に伴う費用と、その財源としての収入を表した表で、区

の収支を明らかにするものです。表の一番下、当期収支差額は８８億４，８２５万円余であり、元年度に収入した税収等が、行政サービスの提供にかかった費用を上回っていることが分かります。このことから、元年度の財政状況が良好であったことが分かります。

続きまして、４９７ページに参ります。キャッシュフロー計算書になります。

キャッシュフロー計算書は、一会計期間における３つの活動分野、行政サービス、社会資本整備、財務活動、ごとの現金収支を表示した表になります。どのような要因で現金が増減したかを明らかにするものでございます。表の左下、行政サービス活動収支差額が、１１７億６，８６８万円余となっており、この黒字分が、新たな借金なしに、社会資本整備や区債の返済に回していることが分かります。一方で形式収支が５１億１，２００万円余となっており、期首時点と比較しますと、７，５００万円ほど減少していることが分かります。

最後に４９８ページ、正味財産変動計算書になります。

正味財産変動計算書は、貸借対照表の正味財産の部の一会計期間の増減を要因ごとに表示したものです。表の右下、当期末残高２兆２，７６９億円余は、貸借対照表の右下から２段目、正味財産の部合計と一致するものでございます。

私からの説明は以上になります。

〇あくつ委員長 次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について、発言を求められておりますので、説明を願います。

〇品川財政課長 おはようございます。それでは私から、決算状況につきまして、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について、ご説明させていただきます。

「令和元年度主要施策の成果報告書」５８ページをお願いいたします。

決算状況一覧表をご覧くださいと思います。この一覧表は全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査として、計算方法、様式、全国統一のものとなっております。表記されている数字でございますが、普通会計となっております。先ほど会計管理者のほうからご説明がありました数値と、若干違う項目もございます。

初めに決算状況の概略でございます。令和元年度においても、主要な財政指標の数値は良好で、引き続き健全財政を維持している決算状況となっております。

５８ページ左上、「国調人口」から４行下をご覧ください。令和元年度の歳入総額Ａは１，８３７億７，９７３万７，０００円で、対前年比７．０％の増、歳出総額Ｂは、１，７８６億６，７０２万１，０００円で、７．３％の増となっております。その下、歳入歳出差引額Ｃは、５１億１，２７１万６，０００円で、この金額が普通会計の形式収支でございます。その下、翌年度に繰り越すべき財源Ｄは３，７６２万７，０００円で、実質収支Ｅは５０億７，５０８万９，０００円でございます。その下、単年度収支Ｆにつきましては、マイナス１億１，２８９万９，０００円となっております。

次に右側、５９ページをご覧ください。左上、「歳入」でございます。初めに一般財源ですが、１行目、特別区税は５１２億７，２９０万７，０００円で、納税義務者の増加等によりまして５．６％の増となっております。

その５行下をご覧ください。地方消費税交付金は８６億５，９２１万２，０００円で、４．３％の減であります。

５行下、ご覧ください。財政調整交付金は４３９億１，１２７万円で、法人住民税の国税化等によりまして、７．９％の減でございます。

4行下をご覧ください。一般財源の計は1,070億6,151万7,000円と、対前年比0.6%の減でございます。次に、表の一番下から1行上、特定財源は767億1,822万円で、国や都の支出金の増加などにより、19.9%の増となっております。

次に、表の右側、性質別歳出をご覧ください。一番上の人件費は構成比13.6%、増減率0.3%の減でございます。3行下、扶助費は、私立保育園経費等により7.9%の増、以上によりまして、4行下の義務的経費計は、4.2%の増でございます。続きまして、表一番下から、空欄を除きまして1行上になります。投資的経費の計でございますが、23.2%の増となっております。次に、左下の目的別歳出のほうをご覧ください。構成比が高い順に、民生費が46.3%、以下、教育費、土木費という順番になってございます。

恐れ入ります。58ページをご覧くださいまして、ページ右側の中段からやや上ぐらいになります。実質収支比率は4.9%で、昨年より0.1ポイントの減、その下、経常収支比率は75.7%で、3.8ポイントの増であります。その下、地方債現在高は109億4,602万5,000円と、11億円余の減となっております。

ページ下の右側をご覧ください。積立金の状況でございます。令和元年度末現在高は970億7,930万9,000円と、44億円余の減となっております。

以上で、決算状況一覧表の説明は終わらせていただきます。

続きまして、財政健全化判断比率についてご説明をさせていただきます。別紙報告第21号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条」と書いてある資料をご覧くださいと思います。

こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、4つの指標を公表し、それぞれ設定された基準を上回った場合には健全化計画、財政再生計画を策定する義務が、各自治体において課せられているものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。初めに1、実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する、一般会計等の実質赤字額の比率とされております。算出した数字は、一般会計が黒字であるため、横棒の表示となっております、実際の数値のは、その下に括弧書きでマイナス4.94%と表記をしております。その下の早期健全化基準11.25%および財政再生基準20%が基準値となっております、品川区の数値は、基準よりもかなり離れて良好な状態であるということが分かります。

それでは2ページをご覧ください。2、連結実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する、一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額の比率でございます。全会計とも黒字でございますので、実質の数値はマイナス5.54%となっております。早期健全化基準16.25%、財政再生基準30%で、全会計を合わせても良好な財政状況であることが分かります。続きまして3、実質公債費比率でございます。これは標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均比率です。国から、この項目はマイナスでも表記するという事になっているため、1ページ上段の表の公式比率の欄は、マイナス4.5%となっております。早期健全化基準25%、財政再生基準35%で、こちらも良好な数値となっております。

続きまして3ページをご覧ください。最後に4、将来負担比率でございます。これは標準財政規模等に対する、一般会計が将来負担すべき実質的な負担、負債を基金等から差し引いた金額の比率でございます。数値はマイナス124.3%となっております。早期健全化基準は350%となっており、こちらもかなり離れた数値で良好な状況であるということが分かります。

決算状況および健全化判断比率につきまして、私のほうからの説明は以上でございます。

○あくつ委員長　以上で、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして、歳出のうち第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○中山会計管理者　一般会計の歳入についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、決算書52ページをお願いいたします。

第1款特別区税は、予算現額、左から2列目の「計」に並びまして、501億3,700万円であります。4列右に参りまして、収入済額は512億7,290万6,642円で、収入率は102.3%、対前年度27億630万3,980円、5.6%の増であります。

各項の収入済額につきましては、1項特別区民税は477億7,788万1,759円で、対前年度25億8,970万7,766円、5.7%の増であります。

2項軽自動車税は1億3,199万7,071円で、対前年度322万7,383円、2.5%の増であります。

次の54ページをご覧ください。3項特別区たばこ税は33億6,302万7,812円で、対前年度1億1,336万8,831円、3.5%の増であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億490万円、収入済額は5億4,519万7,054円で、収入率は108%、対前年度1,054万54円、2.0%の増であります。

次に、56ページをご覧ください。第3款利子割交付金は、予算現額1億2,000万円、収入済額は1億4,556万7,000円で、収入率は121.3%、対前年度4,551万4,000円、23.8%の減であります。

第4款配当割交付金は、予算現額6億3,000万円、収入済額は7億2,571万2,000円で、収入率は115.2%、対前年度8,869万2,000円、13.9%の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額5億2,000万円、収入済額は4億4,973万7,000円で、収入率は86.5%、対前年度7,088万4,000円、13.6%の減であります。

次に、58ページに参りまして、第6款地方消費税交付金は、予算現額80億5,000万円、収入済額は86億5,921万2,000円で、収入率は107.6%、対前年度3億8,799万7,000円、4.3%の減であります。

第7款自動車取得税交付金は、予算現額1億8,700万円、収入済額は2億1,616万925円で、収入率は115.6%、対前年度1億211万3,075円、32.1%の減であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額2億円、収入済額は11億646万円で、収入率は553.2%、対前年度9億1,531万3,000円、478.9%の増であります。

次に、60ページに参りまして、第9款特別区交付金は、予算現額438億円、収入済額は439億1,127万円で、収入率は100.3%、対前年度37億8,100万3,000円、7.9%の減であります。2つ下でございます、1目普通交付金の収入済額は417億9,419万8,000円で、対前年度40億3,349万1,000円、8.8%の減であります。2目特別交付金は21億1,707万2,000円で、対前年度2億5,248万8,000円、13.5%の増であります。

続きまして、第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,100万円、収入済額は2,929

万4,000円で、収入率は94.5%、対前年度40万5,000円、1.4%の増であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額30億6,873万円、収入済額は29億3,306万8,908円で、収入率は95.6%、対前年度4億3,776万9,792円、13%の減であります。減の主なものは、保育園保育料であります。

2枚おめくりいただきまして、64ページに参ります。中段にございます、第12款使用料及び手数料は、予算現額43億6,938万7,000円、収入済額は42億450万6,724円で、収入率は96.2%、対前年度1億9,496万3,012円、4.9%の増であります。

1項使用料の収入済額は35億4,006万9,797円で、対前年度1億6,619万3,563円、4.9%の増であります。増の主なものは、道路占用料であります。

続きまして、80ページに参ります。中段にございます、2項手数料の収入済額は6億6,443万6,927円で、対前年度2,876万9,449円、4.5%の増であります。増の主なものは、廃棄物処理手数料であります。

続きまして、86ページに参ります。下段にございます第13款国庫支出金は、予算現額278億3,140万7,000円、収入済額は265億6,607万5,979円で、収入率は95.5%、対前年度10億4,665万7,360円、4.1%の増であります。

第1項国庫負担金の収入済額は192億3,578万3,279円で、対前年度9億492万7,659円、4.9%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

3枚おめくりいただきまして、92ページをご覧ください。中段にございます、第2項国庫補助金の収入済額は73億2,359万270円で、対前年度1億4,114万3,080円、2%の増であります。増の主なものは、社会資本整備総合交付金であります。

続きまして、106ページに参ります。中段にございます、3項国庫委託金の収入済額は670万2,430円で、対前年度58万6,621円、9.6%の増であります。

次に、108ページに参りまして、第14款都支出金は、予算現額150億4,831万8,000円、収入済額は150億1,082万4,056円で、収入率は99.8%、対前年度11億5,450万8,720円、8.3%の増であります。

1項都負担金の収入済額は52億3,204万3,258円で、対前年度5億8,887万8,626円、12.7%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

2枚おめくりいただきまして、112ページでございます。2項都補助金の収入済額は85億4,084万4,027円で、対前年度4億513万460円、5%の増であります。増の主なものは、保育対策総合支援事業費補助金であります。

続きまして、132ページに参ります。中段にございます、3項都委託金の収入済額は12億3,793万6,771円で、対前年度1億6,049万9,634円、14.9%の増であります。増の主なものは、参議院議員選挙費であります。

2枚おめくりいただきまして、136ページの中段にございます。第15款財産収入は、予算現額9億1,775万9,000円、収入済額は9億9,595万1,766円で、収入率は108.5%、対前年度6,739万1,251円、7.3%の増であります。増の主なものは、不動産売払代金であります。

2枚おめくりいただきまして、140ページに参ります。第16款寄附金は、予算現額5,615万8,000円、収入済額は5,755万7,625円で、収入率は102.5%、対前年度675万8,646円、13.3%の増であります。増の主なものは、社会福祉指定寄附金であります。

次に、142ページに参りまして、第17款繰入金は、予算現額212億4,381万2,000円、収入済額は148億9,378万1,299円で、収入率は70.1%、対前年度87億5,242万4,299円、142.5%の増であります。増の主なものは、公共施設整備基金からの繰入金であります。

次の144ページに参りまして、中段にございます第18款繰越金は、予算現額51億8,798万8,000円、収入済額は51億8,798万8,332円で、収入率は100%、対前年度10億1,382万4,300円、16.3%の減であります。

第19款諸収入は、予算現額72億2,444万5,000円、収入済額は72億4,578万9,883円で、収入率は100.3%、対前年度29億8,378万4,856円、70%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は3,692万9,522円で、対前年度1,444万2,947円、28.1%の減であります。

次の146ページに参りまして、2項特別区預金利子の収入済額は53万7,204円で、対前年度12万2,746円、18.6%の減であります。

3項貸付金元利収入の収入済額は5億6,371万4,573円で、対前年度4,698万5,029円、9.1%の増であります。

2枚おめくりいただきまして、150ページをご覧ください。中段にございます、4項受託事業収入の収入済額は21億148万1,843円で、対前年度7億2,822万4,762円、53%の増であります。増の主なものは、排水施設建設費収入であります。

次に、152ページに参りまして、中段にございます、5項収益事業収入の収入済額は4億7,211万9,236円で、対前年度4,748万3,134円、11.2%の増であります。

6項雑入は40億7,100万7,505円で、対前年度21億7,565万7,624円、114.8%の増であります。増の主なものは、都市基盤整備費収入であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。初めに議会費ですが、162ページをお願いいたします。第1款議会費は、予算現額、左から2列目の「計」に並びまして、8億5,786万1,000円、その3列右になりますが、支出済額は8億1,282万443円で、執行率は94.7%、対前年度800万6,069円、1%の減であります。

次に、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが、378ページをお願いいたします。下段にございます第8款公債費は、予算現額13億4,206万7,000円、支出済額は13億3,600万3,490円で、執行率は99.5%、対前年度2億5,504万8,356円、16%の減であります。

次の380ページに参りまして、第9款予備費には支出済額はございません。

以上で説明を終わります。

〇あくつ委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は31名の方の通告をいただいております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。なお、委員の皆さんにおかれましては、理事者の答弁時間を配慮しての質疑を、そして、理事者の皆様には、簡潔かつ的確な答弁をお願いいたします。

これより質疑に入ります。ご発言願います。石田秀男委員。

〇石田（秀）委員 おはようございます。いよいよ今日から決算特別委員会でありまして、ぜひよろ

しくお願いいたします。

初めに濱野区長をはじめ区の理事者の方々、また、職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に、庁内一丸となって取組んでいらっしゃると思っております。本当に感謝をしております。我々議員も区民の皆様の声を行政に届けて、一緒になって一丸となって、この難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

その中で、何点かご質問をさせていただきます。52ページ、それから60ページ、財調関係、そこから話を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに特別区民税であります。決算上は増えているということでもありますけれども、多分、今後減収が見込まれるのだろうと思っております。新聞などの情報では5%から8%ぐらい減ってくるのではないかと聞いておりますが、どれぐらい減っていくと思っていられるのかということをお聞かせください。

それと財調ですけれども、8月に来年度の算定が策定されました。これについては、200億円の算定残見込みとなっています。これは再来年度の部分が、今年から始まっていくわけでありまして、リーマンショックのときは1,000億円、財調はマイナスだったというふうに伺っておりますけれども、このときは臨時的な起債の充当を行って、財調の中での借入れとして、3年間ぐらいで返していかれたことと理解をしております。今回も、今年はそうでありますけれども、来年度、財調の中でどれぐらい振れ幅があって、リーマンのときは1,000億円でありましたが、この辺のところはどれぐらいの見込みを立てているのか、需要額もどのような形で、これは東京都が一方的にある程度言ってくるわけがありますけれども、どれぐらい減ってくるというか、減らされてしまうのかとお考えなのかもお聞かせいただきたいと思います。それに併せて、必ずこのような話が出てくると思うのですが、例えば都市計画税が2,544億円ありまして、今、都市計画交付金は約200億円ということであります。しかしながら過去5年間の実績では、決算上おおむね7対3、区側が7ぐらいの比率になっていると思っております。そのように考え、概算すると、区側が800億円取れるのだろうと思っておりますが、今は200億円で、600億円の差があると思っております。この辺のところは、何かいろいろなものを見ても、東京都が何に使ってどのようにという実施状況がなかなか明らかにされていません。本当にこのようなことでいいのかということも伺いたいし、我々も会派、自民党にも所属をしているわけで、23区の皆さんと、やはり横の連絡を取って、ここの部分はしっかり物を申したいこうと私も思っておりますが、行政も、特別区の連絡会もあると思っております。その辺はどのようにお考えになって、この部分について切り込んでいこうと思われているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○伊東税務課長 今後の特別区民税の見込みというところでございますけれども、令和元年度の決算に関しましては、先ほど委員のご指摘のとおり、経済状況や納税義務者の増に伴いまして、増加しているという状況があります。あとは令和2年度、今年度に関しては、現状では昨年並みの収納率を確保しているところで、何とか予算の金額は確保できるのかなと思っているところです。特別区民税の場合は1年遅れの課税になりますので、問題は令和3年度の部分に影響してくるのかなと思っているところです。

経済状況はいろいろな指標を見ますと、厳しい状況にあるというところでございます。我々のほうも、リーマンショック時のことを参考にしながら、積算していかなければいけないのかなと思っているところです。具体的に申し上げますと、5%程度、リーマンショック並みの減収はどうしても考えざるを得ないのかなと思っているところです。今年の歳入見込みから5%程度減ということで、26億数千万円

の減収になるのかなというふうに見ているところでございます。

○品川財政課長 財調、それから都市計画交付金の関係でございます。まず財調のほうですけども、8月に出しました当初算定額、これについての現在数値は、新型コロナウイルス感染症の影響をまだ反映していない数値となっています。ですので、1月末ぐらいに都区の協議会等がございまして、そこで財調の計算をもう一度し直した再調整額というものが出てくるのですけれども、その中で一体どのような数字が出てくるかというところですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響も受けますので、現時点よりは、額のほうが下がってくることが予想されると思っております。ただ、リーマンショック時のような臨時的起債充当等をやられるかどうかまでは、今のところはまだはっきりと分からないところではございます。法人住民税の収入状況等も、10月ぐらいに中間的な状況が東京都から入ってくるようになっていきます。そのようなものも参考にしながら、このような動きは注視していきたいと、そのように考えております。

それから都市計画交付金のほうでございますが、先ほど委員からお話が合ったとおり、実際にやっている事業と都市計画交付金としてもらっている額、これはすごい差がございます。今のところこの部分を財調で賄っているという考え方でやっておりますが、基本的には都市計画交付金の中でやれるものを財調でやっているということで、やはり財調のほうにそれだけ影響が出ているというような形が、現在の状況かと思えます。これは毎年度の財調交渉で、都市計画交付金の改善のほうを進めているところでございますので、また今年度の財調交渉の中でも強く進めていきたいと、このように考えております。

○石田（秀）委員 まず特別区民税、これは再来年減ってくるということは、そのような見込みを立ててやっていくということでもあります。それから財調も、減ってくるということであるならば、私はこれはもう大体おかしいと思っておりますが、もしマイナスになったらなぜ財調の中で起債充当するのかという、全くおかしい話だと思っておりますけれども、このようなことは起きないようにしていこうと。例えば特別区の中で、このようなことはやめよう、リーマンのときはこうだったけれども、このようなことはおかしいのではないかという話は今からしていけないと、先ほども言ったように、この秋から始まるのは、来年、再来年の話をするわけですから、今からそのようなことを言っていけないと、需要額がどんどん圧縮されるというか、東京都が決めてきて、なぜこのようなところが基準財政需要額に影響が出るのだというような話になってくると思うので、その辺の突っ込んでやるという部分は、もう1回ご答弁をいただきたいと思います。

もう1点、これは必ずそのようなようになってしまったのだと思いますが、長期基本計画ができました。そのとき私も委員ではありましたが、総合実施計画というものが、本来であれば出されているところではありますが、新型コロナウイルス感染症があったから出されていないのだと思っております。それは、そのときに総合実施計画にある程度数値を入れるのだというようなお話もあったのだけれども、私は大きな方向性を出していただけていいと思っておりました。今、このようなコロナ禍になったときに、総合実施計画はどう考えていらっしゃるのか。私は今の段階では、総合実施計画は施設整備計画以外は出さなくてもいいのではないかと考えています。それはもう、ぜひ緊急に対応しなくてはならないもの、そう考えていくと、総合実施計画そのものの考え方も、あえてここで出していこうという意味は、もうないのだろうと私は思っていますので、その辺のお考えも併せてお聞かせいただきたいと思います。

○品川財政課長 財調のほうでございますが、長い間のいろいろな交渉の発展の結果ということで、いろいろなルールの下で動いているというところがございます。まさに委員のおっしゃるとおり、この

ような世の中の状況、それから歳入の状況等厳しいときには、やはり東京都のほうでバックアップするなどということは必要だというふうに考えております。

ただ、この財調交渉というものは、非常に、前年の実績を基にしてというように決める部分など、そういうところもあります。大きくやるのであれば、やはり配分割合、こういったところを改善していくという方向でやっていければとは思いますが、このようなところも、やはり23区の中で交渉内容を詰めて、しっかりと進めていきたいと思っております。

○佐藤企画調整課長 総合実施計画に関わるご質問でございます。まず総合実施計画ですが、長期基本計画の実現に向けまして、重点的に実施する事業の、大きな方向性や有効性等の進捗管理を行うものと考えております。現在委員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係から作業を中断しておりますが、今後策定をして、行政評価につなげていきたいと考えておりますので、一定の成果指標は載せていきたいというふうに、現在考えているところでございます。

○石田（秀）委員 財調の配分割合は、もうしょうがない。これはすぐにはできなくて、チャンスがあるものと児童相談所ですよね。あのような、本来なら予想して、本当は財調で手当てするはずなのに、どういうわけか実績を見てからという訳の分からない、本来の財調の話と違った形になってきてしまったのだけでも、それは決算を見て、それでやってくということなのでしょうから、その配分割合は、そのときにチャンスかなと思っておりますが、それまでに必ず需要額をどうだなどとやられるわけではないですか。そこはやはり布石を打っておかないと、いいようにやられっ放しになるような気がしてなりませんので、そこはぜひよろしくお願いします。

ぜひもう1点、ここで長期基本計画の総合実施計画をどうするかということでもありますけれども、これだけはお答えいただきたいことは、総合実施計画、それは予算も含めてどのような方向性を出すかということになってくるのだらうと思いますが、まず優先順位をつけなければならないとか、斬新的な発想でいろいろなことをやっていくということがいろいろ書かれているわけでもありますけれども、この辺をどのようにして今度取組んでいくかということだけ、最後教えていただければと思います。

○佐藤企画調整課長 総合実施計画の方向性でございますが、まずは大きな方向性を示すとともに、3つの分野、4つの視点を入れたものに関して、重点的な事業についての進捗を管理するために、大きな方向性と成果指標等を入れながら、PDCAサイクルで回しながら、議会等にご報告をしていきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 おはようございます。私からは、決算書68ページ、歴史館使用料、そして82ページ、個人番号カード再交付手数料について質問いたします。

初めに決算書82ページの通知カード再交付1,814件について、ご説明をお願いいたします。

○木村戸籍住民課長 通知カードに関してのお尋ねでございます。通知カードは、全国民に対してマイナンバーをお知らせするという縦長のはがきのようなものでございまして、こちらにはそれぞれのマイナンバーが印字されています。会社の手続きでありますとか、役所への申請、ご本人確認など、必要になった場合にお使いいただくというところなのですが、それをなくされたという方などに関して再交付を行ってきたものでございます。こちらの制度につきましては、本年の5月25日以降廃止になっているところでございます。

○松澤委員 ご説明ありがとうございます。5月25日以降廃止ということは、この再交付はこれからはないと認識しました。

2016年1月1日から始まりました、このマイナンバー制度、これは全国民に12桁の個人番号を付与し、利便性の向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現を目指し、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入された仕組みであります。このマイナンバーカードは、これにICチップを搭載した多機能カードという位置づけとなります。受付開始から4年以上たちました。今年の6月1日時点で発行された枚数は2,135万枚、国内の全住民で割った取得率は、約17%ということになりました。情報が管理され、プライバシーが怖い、情報が漏れてしまうなどの意見も多く、拡充が見えていないと認識しておりますが、現在の品川区における、このマイナンバーカードの普及率を教えてください。

○木村戸籍住民課長 当区におけますマイナンバーカードの普及率のお尋ねでございます。8月末の時点で20.47%という形になっております。

○松澤委員 10万円の特別定額給付金をめぐりまして、このマイナンバーカードでオンライン申請をすれば早くもらえるということで、大変混乱を起こしました。窓口には人があふれ、部長、課長をはじめ、多くの職員の方が必死に対応している姿を私も確認しました。現在も普及を一生懸命進めようと、総務省のほうがかッシュレス決済事業と関連し、マイナンバーカード保有者を対象にポイント還元を行う、マイナポイント事業、これが2020年9月から7カ月限定で実施されるなど、多くの人が受取りを待っていると認識しておりますが、現在の受取窓口の状況を教えてください。

○木村戸籍住民課長 現在、第二庁舎3階のロビーに特設会場を設けまして、受付を行っているところでございます。ご案内のとおり、マイナポイントに関する、何といいますか、それを使うための申請ということで、大体1時間から、多いときで3時間お待ちいただくような、現状になっております。実際にマイナンバーカードを申請してからお受取りいただくまで、本来ですと1カ月なのですが、今、2カ月から3カ月かかっているような状態でございます。

それから日曜開庁の時に、あらかじめ電話予約をいただいておりますが、こちらに関しても12月まで、既に予約が埋まっている状態でございます。

○松澤委員 ということは、大変な混雑もあって、待っている時間が大変長いということが分かります。この申請なのですけれども、申請も受取りも、現在は庁舎に来なくてはいけないシステムというように私は認識しております。このようなシステムが普及の妨げになっているかもしれません。今後、このマイナンバーに給付口座登録や運転免許証との一体化、保険証として利用するなど、国のほうからだんだん拡大していくと言われている中、この混んでいる現状を変えなければならないのではと思っております。

そこで、この申請、また、受取りのどちらか1つでもオンラインですることを、今後の予定の中でお考えはあるでしょうか。もう一つ、現在窓口が区役所の3階ロビー1つしかないと認識しておりますが、品川区では13の地域センターがあります。この地域センターで申請や受取りを検討する。そうすると、区役所まで来なくても地域で受取ることができ、遠くまで移動ができない方にとっては便利かと思いますが、窓口を増やすという意味でご見解をお願いいたします。

○木村戸籍住民課長 現在の申請から受取りでございますけれども、1つ方法としては、ネットでお申込みをいただいて、受取りにご来庁いただくというパターン、もしくは、窓口でお申込みをいただいて、後日郵送させていただくパターンということで、必ず一度はお見えいただくというようなシステムになっております。こちらに関しましては、やはり大事な区民の皆様の身分、それから財産を守るもの、身分証明になりますので、顔写真とご本人をご確認させていただく場面が、どうしても一度は必要とい

う形になっております。ご案内のとおり、国のほうでも今後普及を進めるということで、方策を打ち出してくるところだと思いますけれども、その中で、今のそのようなやり方につきましても、これから動向を踏まえて情報収集をして、事にあたりたいと思っております。

それから窓口を増やすことにつきまして、より多くの窓口で手続きを行えるということは大変有効な手段と認識をしております。ただし、セキュリティを確保するということもございまして、例えば工事や設備、そういうところも少し必要になるということで、ある程度の条件整備が必要になっておりますので、今後関係課とも協議、研究を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○松澤委員 失礼しました。ネットの受取りをやっているということは勉強不足でありました。

今後マイナンバーに対し、たくさんの機能が追加されると思います。後手後手にならず、先手を打つような対策を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、歴史館使用料についてお聞きします。講堂の使用が8回、書院の使用が37回と書いてありますが、これはほかの施設の利用率と比べると、大変低い数値かなと思いますけれども、何か原因が分かっているようでしたら教えてください。

○古巻文化観光課長 品川歴史館諸室のご利用についてということでございます。品川歴史館のほうですが、講堂もしくは書院で使用料を取りまして、一般の貸出しをしているような状況ですが、この諸室につきましては、歴史館の設置目的からしまして、伝統的な文化活動、もしくは歴史研究のために使う場合にお使いいただけるというような形で、多少条件を設定しております。そういった意味で、一般の文化センターや区民集会所、そういったところのご利用と若干違う、その部分で多少回数が少ないのかなというふうに考えております。ただ、歴史館の講座等でも利用しておりますので、書院につきましては令和元年度1,591名、講堂につきましては3,560名の利用があったということで、使用料を取った利用は少ないですけれども、それなりの数の方がご利用になっていると、そのように認識をしております。

○松澤委員 ご説明ありがとうございます。1,591名、3,560名。それだけの人数が参加している、ごめんなさい、私も勉強不足でありました。

今年度、たしかリニューアルに向けて基本計画の内容を具体化していくというように議事録にありましたが、現在具体的な活用方法など、まとまってきたでしょうか。

○古巻文化観光課長 リニューアル基本計画の中では、こういった諸室につきまして、例えば貸出しがない期間に、展示の一部でありますとか、関連するいろいろな展示に使うとか、一般的に普通に使っていただいて、そのニーズ、認知度を高めて今後の利活用につなげていく、そのような形で考えております。

○あくつ委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いいたします。114ページ、子ども家庭支援包括補助金、89ページ、生活保護費、同じく生活保護者自立支援事業、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。

まず、114ページ、子ども家庭支援包括補助金についてです。まず、この補助金の中で、在宅子育て支援に関してはどのような支援があるのか、お伺いいたします。

○廣田子ども育成課長 こちらの補助金の中では、子育て応援プログラムといたしまして、助産師会や栄養士会にご協力をいただいて、産後や離乳食などの講座を実施するほか、荏原区民センター等で子育て交流サロンを開設するなど、児童センターの空白地域をカバーするような居場所づくりなどに活用

しているところでございます。

○新妻委員 コロナ禍の中で、ご家庭で仕事をされるケースが増えておりまして、在宅子育て支援について、区民の方からお声をいただいております。このことに関しましては、また款を改めて、伺わせていただきたいと思いますと思っております。

関連いたしまして、少子化対策について伺います。品川区では、少子化に特化して所管する款がありませんので、この歳入の場を使わせていただき、確認をさせていただきます。

この少子化対策につきまして、大きくは保育園の拡充や、すまいるスクール、また医療費の無料化など、この全てが少子化対策につながっていくものと思っておりますが、現在、品川区の出生率は、2018年が1.22、国が2019年で1.36、都が1.15と、予想以上の低下が進んでおります。これは特に未婚化や晩婚化の影響が大きく、若い世代の男女ともに、多くの人々が結婚を希望し、いずれ結婚すると思っていながらも相手に巡り会えない、また、結婚や生活への資金が足りないなど、結婚から遠のいている現状があります。これまで公明党青年委員会は、VOICE ACTIONというアンケート調査を定期的に行っておりまして、その中でも、経済的理由で結婚へ踏み切れないとの声を多くいただいております。国は今回、この少子化対策として、婚姻に伴う転居の費用や住宅取得費用などの支援をする、結婚新生活支援事業費補助金の条件の緩和と拡充、また、不妊治療の保険適用を新内閣の目玉として打ち出して、大きく話題となっております。

私はこれまで、2016年第2回定例会でも、国のいわゆる新婚生活者への支援制度の活用も求めてまいりましたが、現在品川区でも行われておりませんで、また、東京都でもこれを取り入れているところはないと聞いております。今回、国が示しているこの少子化対策、大きく打ち出しているわけでありますけれども、この少子化において、品川区の見解、今、品川区においては若い世代で入ってくる方々も多くいらっしゃいます。お子様の人口も増えているわけでありますが、行く行くは人口減少につながっていく中で、少子化に向けるこの課題は大きいと思っております。国の政策と併せて、品川区における少子化についての見解をお伺いいたします。

○佐藤企画調整課長 少子化全般に関わるご質問でございます。委員のほうからもご紹介ありましたが、区といたしましては、保育教育サービスの充実や保育料等の無償化、またネウボラネットワーク等々、子育て負担の軽減を図るとともに、雇用や就労支援等も行っているところでございます。

委員ご提案の国の少子化対策強化として、新婚夫婦への支援というものの、新聞報道等で把握をしているところでございます。一時的な補助等ではありますが、国による今後の賃金内容や、自治体での活用の内容等を含めまして、その必要性も含めて、様々検討していきたいと考えております。

○新妻委員 特に、今後国が示していく、この不妊治療の保険適用におきまして、国の施策、注視をしていただきたいということ、また、この国が示している結婚新生活支援事業におきましても、取り入れていただきたいということを要望させていただきまして、次の質問に移ります。

次に、生活保護費について伺います。この主要施策の成果報告では、執行率が95.5%、保護世帯数はここ3年微減をしているという状況であります。これは、受給者がお亡くなりになられて減少しているという見解でしょうか。また、昨年の決算特別委員会でも伺いましたが、現在のケースワーカーの数と、そのお一人が担当している世帯数をお知らせいただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症に関連して緊急事態宣言があり、経済が大きく下落いたしました。本当に生活に影響が出ている中、生活保護を受ける方も増えているのではないかと予想いたしますが、緊急事態宣言等での、生活保護受給者の推移と、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○櫻木生活福祉課長 生活保護に関してのお尋ねでございます。まず1点目、受給者、生活保護の世帯数が減少している理由でございますが、大きな要因としましては、高齢者の方が残念ながらお亡くなりになられて、世帯数が減ってきているという現状でございます。

2点目です。生活保護世帯を担当しているケースワーカーの数と担当世帯の平均ですが、現在のところ、ケースワーカーは44名で、1人あたりの担当世帯数は104世帯となっております。

コロナ禍での生活保護受給者等の推移でございます。現在のところ、生活保護の申請者数は、横ばいまたは微増という形でございまして、今後、新型コロナウイルス感染症の影響によって雇用情勢の悪化が伝えられる中、申請者数も増加していく可能性があるとは認識しております。現在申請がそこまで伸びてきていない事情としましては、生活保護に至る前の生活困窮者自立支援制度が一定の受皿になっているのかなと考えているところでございます。

○新妻委員 昨年はケースワーカー43名、そしてお一人の担当が110世帯と伺っておりましたので、お一人増えて、また、抱えてくださる世帯数も減って、より丁寧に対応がされているなというところで進んでいると感じております。今後も丁寧な対応をよろしくお願い致します。

先ほど課長のほうから、生活保護世帯が微増ということでありましたが、その前の段階の相談体制が充実してきているところが受皿になっているというご答弁がありました。私も多くの方を暮らし・しごと応援センターにおつなぎさせていただきまして、不安に思っていた区民の方も、そこでの丁寧な対応の上で、安心される方が何人もいらっしゃいます。しかし、緊急事態宣言下では、この暮らし・しごと応援センター、大変にご相談者が来られて予約制になるなど、一時体制が少し混乱をしたのかなというふうに受け止めております。この暮らし・しごと応援センターへの最大の相談者数、また、何人の方でこれに対応いただいたのかということをお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 暮らし・しごと応援センターの状況についてのお尋ねでございます。まず、本年度の相談件数ですけれども、住居確保給付金を中心としまして、令和2年4月から8月までで計6,235件でございます。これは延べ件数でございます。それと体制でございます。暮らし・しごと応援センターは、特に今年度の5月から6月にご相談が集中したことに加えて、感染症拡大防止の観点から、予約制とさせていただいたところでございます。そのような状況で、暮らし・しごと応援センターの業務量の増大があった中、ご相談いただくまで多少お待ちいただくことがありました。その際に、現在体制としましては、事務が2名と、あとは相談員が5名という体制で対応しているところです。今後はバックアップ体制も含めて検討してまいりたいと思っております。

○新妻委員 今後も、この暮らし・しごと応援センターでのご相談は増えることも予想されますので、その際には、今回のことを活かしていただきながら、区民の方へのサービス低下にならないよう取組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 52ページの特別区税から始まる、歳入全般について伺いたいと思います。

議論にあるように、新型コロナウイルス感染症の影響は経済面にも深刻な傷痕をつけ、来年度以降の歳入減は避けられないと私も思っております。冒頭区長より、大幅な減収も見込まれるとのご発言がありました。まず、今回の決算では歳入約1,840億円だが、来年度は幾らになると見通しているのか伺いたいと思います。

また、この歳入減に対する対策ですけれども、8月3日の依命通達におきまして、原則10%のマイナスシーリングをかけております。これまでの説明では、政策的経費ではなく、あくまで経常的経費と

の説明であります、区の福祉事業の多くが経常的経費です。私は光熱水費など節約できるところは節約して結構だと思いますが、福祉事業などは削ってはいけないところがあると思います。品川区は、経常的経費で削ってはいけないところはどこを考えているのか、伺いたいと思います。

○品川財政課長 まず歳入のほうでございますけれども、来年度に向けては、当然この新型コロナウイルス感染症の関係で歳入減が予想されるところでございます。どれぐらいを見込むかでございますけれども、何というのですか、二度目の緊急事態宣言等、このようなものが出た場合については、多分見込みと大幅に違ってきてしまうというところもありますので、今年度どれぐらいの見込みかというところは、今のところ予想がし難いというところがあります。ただ、国の様々な指標等を収集しながら、おおむねの方向性は絞っていききたいと、そのように考えております。

それから、シーリングのほうでございますけれども、これは経常経費のところではシーリングをかけているというところはございます。この経常経費の中で、特に削れない部分というものは、正直でございます。年間この金額が必ずかかると、そのような部分についてシーリングをかけるということは非常に難しいところでございますので、そういった部分は財政課と所管との間でいろいろ話し合いをしながら、どこをどのように切っていくかというところを進めていっているものでございます。

○中塚委員 経常経費について、必ず必要なところはシーリングをかけるのは難しいというお話でしたが、私は経常経費の中で、福祉予算は削ってはいけないと思っているのですが、区はそこをどのように考えているのか、改めて伺います。

○品川財政課長 このシーリングのところでは削っている主な部分というのが、先ほど委員のほうからお話がありましたように、光熱費等、要するに前年の実績等に比べて、今年度はもう少し切れるのではないかと、そういった部分について削減をしているというのがシーリングのそもそもの考え方でございますので、福祉だからといってこれをやらないというところではなく、やはり全庁一斉に進めていくというものでございます。

○中塚委員 福祉だからといってやらないことはないということは、まさに今福祉を削ると言っているようなものだと思います。マイナスをかけるべきところは決して福祉ではないと思います。例えばマイナスをかけない政策的経費といえば都市開発課、この開発事業は全てが政策的経費となり、ここにはマイナスをかけない。一方で、例えば保健所の保健予防課では、経常的経費として各種の予防接種、そのほか調べると、例えば子どもすこやか医療費助成、高校生の入院費助成、児童手当、ひまわり荘の運営費、生活保護などなど、どれも住民福祉の向上に欠かせない事業です。こうした経常的経費にまで、一律10%のマイナスシーリングをかける、こうした考えはやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 そのような福祉の大きな、必ず使わなければいけない費用については、先ほども答弁しましたが、削るという考えはございません。あくまでも一般的な経常経費の中で、削れるものは何かということ考えてやっていくという、これがシーリングの考え方でございます。

○中塚委員 何か分かるようで分からないのです。つまり、福祉予算は削らないと。ただ、いわゆる光熱費だったり、それこそこのような紙の印刷代とか、そのようなところを削るという趣旨なのか、私が言っているのは、福祉予算そのものを削るのはやめてほしいと言っているのであって、そこを改めてご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長 まさに削る部分については、委員がお話になったところが主となるところですので、福祉予算の中にもそういったものはございます。そのような部分にシーリングをかけているというもの

でございます。

○中塚委員 そういったものがどこなのかということを言っているのです。例えばコピー機を節約するとか、光熱水費を節約するとか、日常的にもそのような努力は必要だと思いますけれども、そういったところがどこなのか、しっかりご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長 大枠の中で、福祉予算の事務費というように考えていただければと思うのですけれども、そのような部分の中で削っているというものでございます。

○中塚委員 事務費は削るが、サービス費、つまり住民福祉、これは削らないという考え方なのか、この依命通達を見ると、そこが読み取れないのです。なので、改めてご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長 全体的に見て、先ほどから言っているように、前年度の執行率等も見て、そのようなものを判断しながら総合的にやっていくというものでございます。

○中塚委員 事務費は削るけれども、総合的に判断、結局福祉を削る道につながりかねないと、今のやり取りを通じて、私は思いました。再開発を進める都市開発課はほとんどが政策的経費なので、ここは一切マイナスの対象にならないのです。一方で、区民に直接の福祉事業を行う様々な顔のある経常経費はマイナスの対象とする。開発を優先して、福祉を後景に追いやるということは間違っていると思います。東京都は、依命通達で、新型コロナウイルス感染症対策の財源をつくるために不要不急の事業の中止または延期、その具体的な例として再開発を挙げていることは、この間繰り返し紹介をしてきました。品川区も新型コロナウイルス感染症対策の財源づくりへ、再開発などまちづくりの関係予算については、中止、少なくとも延期とすることをなぜできないのか、そうすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 ちょっとお話の続きになりますけれども、あくまで経常経費の中でシーリングをかけているというものでございます。政策に必要なものは、別途政策経費というもので上げられますので、福祉の経費で必要なものは政策経費で上げてもらうという考え方で、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、全体的な支出でございますけれども、来年度、歳入減も予想される中ですが、長期基本計画、これを今年度作成いたしましたして、これにのっとった形で、来年度必要な事業については十分にやっていくという考え方でございます。削れる部分は削っていきますけれども、必要な部分については、全て予算は投入してやっていきたいと、このように考えております。

○中塚委員 経常経費の中に福祉予算があるから、私は指摘をしているのです。先ほども言ったように、予防接種や医療費助成や生活保護、このような福祉予算を削るマイナスシーリングはやめるべきだと思います。一方で、再開発は何もマイナスシーリングをかけないのです。これは政策的経費とされておりますから。この新型コロナウイルス感染症で傷ついた経済、リーマンショック以上と言われていますから、これが戻るにも、何年も、数年かかると思います。にもかかわらず、コロナ禍の下、今までどおりのまちづくり、再開発を進めていくのかどうか正面から問われているのだと思います。私はそもそも中止すべきだと思いますが、せめて事業を延期する、新たな事業には手をつけない、こうした判断は、新型コロナウイルス感染症対策の財源づくりからも、当然必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○品川財政課長 再開発の分野についても、当然経常経費等でございますので、そのようなところでシーリングはやっていくというものでございます。基本的には、来年度に向けて、政策的経費の中で事業はどのように進めていくか、そのようなところについて予算要求はしていくという考えでございます。

○中塚委員 再開発であっても、このような印刷代やコピー費は経常的経費になっているのです。私が言っているのは、その事業費そのものが政策的経費として、毎年毎年数十億、多いときには100億円単位で支出されているわけです。新型コロナウイルス感染症で経済も暮らしも営業もこのように傷ついているときに、開発にはシーリングをかけない、こうした区政は今後も正面からただしていきたいと、強く述べておきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしくお願ひします。私からは、52ページ、特別区民税、64ページ、使用料、60ページ、特別区財政調整交付金、142ページ、ふるさと納税寄附金、時間があれば54ページ、森林環境譲与税についてお伺ひ致します。

先ほどからコロナ禍の影響について質問が出ておりますけれども、やはり特別区民税、そして財政調整交付金、そして私は施設の利用が新型コロナウイルス感染症によって制限されてしまうので、使用料もかなり影響が出てくるのかなと思っております。そこで今後の比較という意味で、令和元年度の、この特別区民税、使用料、財政調整交付金についての評価、これは堅調だったのか、まずお伺ひいたします。

○品川財政課長 使用料と財調の部分でございますけれども、使用料に関しましては、年間で区の施設の貸出しをしている中でもらっているものということで、前年度を見れば、多分大きく動いている要因というものはそれほどございませんので、使用料収入としては適正なところではないかということで考えております。

それから財調のほうでございますけれども、やはり前年度より減という形になってしまっているところは、どうしても法人住民税、これが、毎年とまでは言いませんが、ここ数年間で非常に国税化されているというような動きがございます。こういったところが大きな要因であるところは否めないかなと思います。それと、前年度、都市計画交付金相当分の財調相当分がございますが、その前倒しがちょっとありまして、平成30年度の財調の額が大幅に上がっているということも、前年度と比べると金額が下がっている原因というようになってございます。

○筒井委員 特別区民税のことについてもお伺ひしたのですが、財調では、法人住民税一部国税化の動きで、既にマイナスの影響が出ているということです。ここへ来て新型コロナウイルス感染症の感染拡大、いわゆるコロナ禍を受けて、さらにマイナスの影響が出てくるかと思っておりますけれども、これは来年度に限らず、3年程度は続くのではないかとと言われておりますが、このコロナ禍を受けての影響、今後の区政の見通しについてお伺ひをいたします。

○伊東税務課長 失礼いたしました。特別区民税の関係で申し上げますと、令和元年度と平成30年度の比較をしますと、堅調という委員のご指摘がございましたけれども、確かに納税義務者の増もありました。さらに経済、雇用環境の改善ということで、1人あたりの納税額も若干上がったということがありまして、令和元年度の決算としては、このような形で増収となった次第でございます。

今後の見通しといいますと、今年度、令和2年度に関しては、何とか予算を確保できそうだというような見込みを現在のところ立てているところです。今のところ収納率関係も、前年並みで来ているということで、それほど影響が出ている状況にはないのかなと思っているところです。令和3年度に関しては、やはり調定自体、このような状況によって所得が下がるということで、賦課額自体が下がってしまうだろうということは、どうしても見通さなければいけないのかなと思っておりますので、今後のこと、もう少し様子を見る必要もございますけれども、大幅な減収を見込まざるを得ないなということを

思っています。さらにその先のことにしましては、リーマンショックのときも、その後ほぼ回復したというような状況もございますので、特別区民税に関しては来年の影響が一番大きいのかなと思っていますところ。

○筒井委員 分かりました。かなり不透明な状況だと思うのですが、いずれにせよ、かなり減収ということ、これは確実視されているわけですが、品川区としてはこの減収の対策として、先ほどマイナスシーリングなどのお話がありましたけれども、具体的にどのようにされていくのか。例えば、不要不急の施設の売却やイベントの中止、または延期・縮小、またデジタル化、そうした効率化で無駄を省いていくなどいろいろあると思うのですが、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

○品川財政課長 具体的なところになりますと、やはり歳入金額等いろいろな考え方によるかと思いますが、基本的には来年度に向けて、事業のしっかりと見直しをしていただいて、必要な事業、不要な事業等をしっかりと判別していただき、行っていくということが前提になるかと思います。あとは緊急性のあるもの、例えば来年度早急にやらなくてもいいような内容、例えば施設の維持、メンテなど、そのような部分です。そのような部分は今年度やるか、来年度やるかというところは非常に微妙なところがあったりもします。そのようなところを工夫しながら、歳出削減には努めていただきまして、事業として必要な部分については、しっかりと予算はつけていきたいと、このように考えております。

○筒井委員 分かりました。しっかりと見極めていただいて、無駄なものはしっかりと削減していくということでよろしくをお願いします。

ふるさと納税についてお伺いいたしますけれども、私はかねてから、これは受益と負担の不一致が起きており、地方税の本旨に反しているおかしな制度だと思っておりますが、議会でこのふるさと納税、ほかの議員からも問題視されてきておりますけれども、2014年度から2020年度、これは見込みだと思うのですが、ふるさと納税によって控除額、いわゆる品川区から流出する額の2014年度から今年の見込みまでお知らせください。

○伊東税務課長 ふるさと納税による流出額の推移というご質問かと思いますが、平成26年からの数字ということでいいますと、平成26年が3,300万円、平成27年が1億1,000万円、平成28年が6億3,000万円、平成29年が11億9,000万円、平成30年が16億5,000万円、そして令和元年度が23億円ということです。今年度、令和2年度にしましては、調定というか、賦課が終わっておりますので、その控除の金額ということでいいますと、24億4,000万円というような推移でございます。

○筒井委員 分かりました。すごいペースで流出しているところでございます。このままですと、これはどんどん膨れ上がっていくということになってきます。これは菅総理大臣が総務大臣のときに創設したのですが、我々東京、23区の自治体としては、今のように、どんどん税収が減っていく、本来入るべきものが失われる、そして先ほどのお話で出ましたとおり、法人住民税の一部国税化などがある、超少子高齢社会でこれからどんどんそうした対応をとっていかなくてはいけない、首都直下型地震もあるかもしれない、災害対策をやらなくてはいけない、そして、今回の新型コロナウイルス感染症で、大きなダメージを負いました。そして当初から、2014年あたりから、総務省の官僚の方からも反対意見が出ていると、そうした状況でございます。

東京に余裕があるというような前提、富裕論という前提ですが、東京はそれだけ人が多いのですから、需要が当然ある。対応しなくてはならないと。そして新型コロナウイルス感染症においても、

東京がダメージを一番大きく受けているところであります。こうしたふるさと納税という制度自体が、非常におかしなことになっていると私は考えております。菅総理は、自助・共助・公助とおっしゃいますけれども、まず、地方が自助努力をしていただいて、魅力ある地方づくりをすることが先だと思っております。当然地方分権改革など、国もやるべきことをやって、地方に魅力をつくっていかなくてはいけないのですけれども、これはやり方が完全に間違っていると。とどめに報道で、来年度、2021年度から、テレワーク地方移住最大100万円補助ということが明らかになりました。東京の仕事を地方で続けて、そして、続けながら移住をさせるということで、そうしますと、当然移住された人は、そこに直接納税することになります。つまり働き盛りの人とお金を、また品川区や23区から奪っていくということになってしまいます。

特別区長会も、ふるさと納税制度に対する緊急共同声明を出しております。先ほど累計額をお答えいただきましたけれども、令和2年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が約424億円、この減収額は、特別区民税の23区平均額である約437億円と同規模ということであります。つまり、そうした1年分がここ6年間で一気に吹っ飛んだということになっております。特別区長会としましては、抜本的見直しということを述べておりますけれども、さらに踏み込んで、もう完全に移行、テレワーク地方移住に補助金を出すということがもはやとどめということが、もはや意味がないということになりましたので、ぜひ品川区としても、特別区長会を通じて廃止を含めた抜本的見直しをお伝えしていただきたいのですが、お考えはいかがでしょうか。

○品川財政課長 ふるさと納税のほうでございますけれども、先ほど税務課長からお話があったとおり、毎年金額のほうも徐々に上がって、区の歳入としては非常に厳しい状況になっているかと思えます。この間特別区の中でも、先ほど委員からもお話がありましたとおり、国への要望等を続けているところでございます。区といたしましても、やはりこういったものは23区で同調して行っていないと、あまり影響力がないかなというふうに感じております。1区だけで国に交渉するよりは、23区連帯となって、東京都も含めた形で交渉をしていくほうが効果があるということで、その流れに品川区も乗って、交渉のほうを応援していきたいというふうに考えております。それから、特別区のほうは特別区連携プロジェクトというものをやっております、ふるさと納税で各自治体が競争になるような形ではなく、いろいろな自治体が連携して進めていくという方向でやっていくというような政策も打っておりますので、こういった対策をしながら、ふるさと納税対策は今行っているというところでございます。

○伊東税務課長 ふるさと納税に関しては、昨年一部改正をされて、返礼品の部分で減額が図られたということもありまして、先ほどお話しした数字、伸び率としては、昨年の23億円から今年の24億4,000万円ということで、大きな金額ではございますけれども、若干の歯止めがかかったかなというところでございます。

今、財政課長も申し上げたとおり、区としてというか、特別区として様々な形の要望活動をしているというところでございます。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。ただ、特別区緊急共同声明にもありますけれども、ふるさと納税を引き続き残すような形での反対意見しか述べていないので、これはもはや廃止ということも、ぜひ明言していただいて、特別区長会、そして東京都から出していただきたいと考えておりますが、かなり強く言わないと、これは収まらないと思うのですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○品川財政課長 委員のおっしゃるとおり、引き続きこういったものは続けていくということも大事でございますので、23区一緒になりながら、国への交渉をしっかりと進めていきたいと、このように

考えております。

〇あくつ委員長 次に、吉田委員。

〇吉田委員 私からは８９ページ、１３款の国庫支出金から生活保護費と生活困窮者自立支援事業のところ、それから１１０ページの都支出金の児童保育費、１２７ページ、都補助金の中から雨水流出抑制事業補助について伺います。

最初に８９ページです。昨年の決算のときに、今後の課題として、就労自立後短期間で生活保護再開に至る方に対する生活保護法施行事務と、生活困窮者自立支援事業の連携について伺いました。３カ月ぐらいで再度生活保護に戻ってしまう人への課題を研究して、切れ目のない支援を模索していくというご答弁でした。経済だけではない、様々な不安を抱えている人が多いということで、他課との連携も必要ということだったと思います。その後１年の成果を伺いたいと思います。

〇櫻木生活福祉課長 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携についてのお尋ねでございます。生活保護の窓口と生活困窮者自立支援事業の窓口である暮らし・しごと応援センターは、以前より連携の取組みを進めているところでございます。具体的には、生活保護が廃止になった世帯に対して、ケースワーカーより暮らし・しごと応援センターについてお知らせして、再度生活が苦しくなった場合に、こちらをご利用、気軽に相談できるようにという形で、ご案内をするよう努めているところでございます。

また、今年度においては、暮らし・しごと応援センターに住居確保給付金の相談が急増したところでございますが、お話を伺っている中で、生活保護制度のほうが適しているのではないかという方については、生活保護の相談窓口におつなぎしたケースも一定程度ございました。そのような形で、暮らし・しごと応援センターと生活保護の窓口について周知を行ってまいりたいと思っております。

また、他課との連携でございます。福祉の観点から、関係が深い高齢者福祉課と障害者福祉課とは、現場のケースワーカーのレベルで様々な連携を行っているところでございます。また、庁内連携という意味では、２０程度の関係部署により、生活困窮者自立支援制度運営協議会を設けて情報共有を図っております。今年度も８月に開催しまして、コロナ禍での生活困窮者の状況や、生活福祉課が行っている取組みについて関係各課に情報提供を行うとともに、各課の情報をいただいて、連携を確認させていただいたところでございます。

〇吉田委員 昨年課題として挙げられて、１年ですので、これまでの成果について伺いました。これからますますそのような連携が必要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

次は主要施策の成果報告書の３１ページから伺います。事業概要の主なものの中に、２０１８年度から始まった、大学等に進学した人に対する進学準備給付金の支給が挙げられています。事務事業概要では、２０１９年度の成果はまだ途中のものだったと思われるので、決算後の成果を教えてください。

それから同じところの、今後の課題で、生活保護費の４７％を医療扶助費が占めることから、今後新たに健康管理支援事業を実施するとありますが、どのようなことをお考えか伺います。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、今後生活保護の申請件数が増加していく可能性があるため、相談者の状況に応じた適切なサポートの観点から、生活保護事業と生活困窮者自立支援事業の連携強化を一層進めていくとあります。最近ニュースで、新型コロナウイルス感染症の影響で特に女性の失業者が増えている、それから今朝も、特に３０代以下の若い世代の女性の自殺者が大変増えているということで、これも影響があるのではないかと思います。今後、この事業の重要性は増していくと思いますが、生活福祉課内の連携だけではなく、先ほどほかの２０程度の部署と連携という

こともありましたけれども、協議会はそれほどしょっちゅう開かれているものでないと理解しております。他の部署と連携しながらの支援が必要と思いますが、例えば商業・ものづくり課との連携なども、やはり職を求めるというところでは必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○櫻木生活福祉課長 まず、進学準備給付金についてのお尋ねでございます。進学準備給付金につきましては、大学等に進学した場合の新生活立ち上げの費用として、大学等に進学した方について、進学準備給付金を制度として支給することになっております。成果としましては、平成30年度は、卒業者26人のうち15人、令和元年度につきましては、卒業者19人のうち7人が受給されているということです。それぞれの世帯で様々なご事情がありまして、どうしても大学等に進学されないという意味決定をされる世帯もございますので、生活困窮者世帯の子供向けの学習支援の強化を令和2年度よりしておりますので、引き続き、そのような形で支援をしていきたいと考えております。

2点目が、健康管理支援事業についてでございます。健康管理支援事業ですが、生活保護受給者の自立の助長について、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活自立の側面からも支援を講じるということでやっているところでございます。令和元年の9月より開始された事業でございます。医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づいて受給者の生活習慣病の発症や重症化予防等を行っているところです。令和元年度については、モデル実施ということで30名の方を対象にさせていただきました。保健師、看護師等の指導の下、運動や生活習慣の改善等のご指導をさせていただきました。モデル実施ですので、定性的な効果ということになってしまいますが、運動習慣の定着や食事改善の意識づけが高まったと、9割以上の方がお答えになっているところで、一定の成果があったと考えております。

それと他課との連携ということでございます。先ほど申し上げました生活困窮者自立支援制度運営協議会については、連携を図るということもあるのですが、目的としましては、現場レベルで意思疎通ができるように、そのようなものをきちんと職員にまで徹底しましょうというところが趣旨でございます。その意味では、まさに現場レベルでの連携を目的としたもので、今後も開催していきたいと考えております。

商業・ものづくり課との連携というお尋ねでございますが、暮らし・しごと応援センターにご来所された方について、就労相談等がございましたら、就業センターが中小企業センターにございますので、そちらにご案内するなどの連携を図っているところでございます。

○吉田委員 先ほども言いましたけれども、特に新型コロナウイルス感染症の影響はこれからますます広がっていくのではないかと思います。ここの事業の重要性は、どんどん増していくと思いますので、これからも他課としっかり連携を取って、この部署にとどまらない支援をお願いしたいと思います。

次に行きます。都支出金1項1目の中から、児童保育費、キャリアアップ補助金がこの項目に入っていると思います。生活者ネットワークは、待機児童の解消とともに、保育の質の向上ということをずっと求めてまいりました。保育の質の確保のためには、長く勤められる環境が整っていることが重要で、その一環として、保育士の処遇はとても重要と考えております。都の施策であるキャリアアップ補助金は、保育士の処遇改善策として評価をしておりますが、問題はそれが有効に働いているかどうかということです。事業者がキャリアアップ補助金を適切に使うことを促す仕組みとして、都はキャリアアップ補助金を受ける条件に、財務情報の提示を求めています。社会福祉法人が運営する園については、都が直接書類提出を求める、NPO立や企業立の認可園、認証保育園については、区に報告書を提出し、区が都に提出する仕組みになっていて、これらの情報は、都のホームページ、こぼるに公表されております。

す。このような仕組みになっている理由を都の保育支援課に聞いたところ、理由は、補助金が区を通して事業者に渡るので、その流れを逆に通って都に報告が上がるようにしたということです。それと、区としても財務情報の点検ができるようにということでした。そこで区としての点検を伺います。

現在は2018年度の情報が公開されています。保育園の事業費支出を見ると、保育に欠かせない保健衛生費や保育材料費がゼロ円だったり、空欄の園が幾つかあります。記入漏れの点検というのはごく形式的な点検で分かると思うのですが、指摘はなさらなかったのでしょうか。なさらなかったのなら、その理由を教えてください。空欄の理由を聞いているなら、その理由を教えてください。

○若生保育支援課長 キャリアアップ補助金についてのお尋ねです。2018年度のキャリアアップ補助金、こちらの実績報告に関しましては、当保育支援課のほうで事業者の実績を求めまして、そちらのほうを確認して都に上げているというようなところでございます。その中で、衛生費がゼロ円ですか、そういった個々の項目につきましては、なかなかその時点で、必要性というのは事業者のほうで、勘案した上で支出しているというところがございますので、必ずしも都が想定した使途というか、そういった狙いどおりに支払われているかというところは一概に言えないところでございます。ただし、こういったところがまま出てきてしまうことになると、やはり全体の保育の質というところにも関わってくる部分でございますので、引き続き適切な形で点検をしていきたいと考えてございます。

○吉田委員 ご承知のとおり、保育園には委託費として、国、都、自治体それぞれから公費が入っております。委託費の中で、保健衛生費と保育材料費については、事業費として公定価格の基本内訳に子供1人あたりに幾らと金額が示されているのではないのでしょうか。これらの欄の点検というのは、事業運営が適正に行われているかどうかの判断の重要な点ではないのでしょうか。その点についてお考えを伺いたいと思います。

やはりここの空欄というのはまずいと思って、生活者ネットワークとして事業者にお問い合わせしてみました。ちゃんと理由を答えて、次回からは記載すると答えてくれた園もありますが、労働組合と係争中であることを理由に答えを拒否された園もありました。係争中ということで、議員の質問に答えたくない、その気持ちは分かるような気がします、本来補助金を受取る条件で記入して出すべき書類です。区として指摘して、その数字の提出を求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 国の公定価格の中で、ご指摘のとおり衛生費等の金額の設定がされていることは、私どもも承知してございます。ただ、繰り返しになりますけれども、そこについて、その年度というか、そこで必ずしも支出が必要だったのかどうか、そういったところについては、やはり事業者ごとの判断があるかと思っておりますので、なかなか一概には言えないところだと考えてございます。また、事業者のほうにお問合せいただいた際にお答えできなかったというところはあるかと思うのですが、単なる記載漏れというところ、それはあつてはならないことであると私どもも思っております。もし仮にそういったところがあったとするのであれば、私ども保育支援課のほうでは適切に指導してまいりたいと、そういった考えでございます。

○吉田委員 その年に必要なかったというのは、もしかしたらあるかもしれないということは分かります。だから、ゼロ円と計上されていたら、そのことを確認すべきではないのでしょうか。もう昨年いろいろ備品などを買ったので、今年はゼロですというなら分かります。それを確認していただければと思います。そのような確認が必要なのではないかとということ、それが点検というものではないかと思いますが、後でお考えを伺いたいと思います。都の保育支援課の言う点検は、記入漏れなどの形式的な点検にとどまらず、運営についての点検もできればということでした。運営についてどのような視点で点検

しているのか伺います。

こぼるには財務情報の1つとして、園の事業に占める人件費の割合が出ております。しかし、区の手元には、こぼるに公表されていない保育従事者人件費比率の情報もあるはずですが、キャリアアップ補助金が適正に活かされているかどうかの判断は、この保育従事者人件費比率が重要な指針になるのではないかと思います。いかがでしょうか。生活者ネットワークとして情報開示して確認しましたが、人件費全体の比率と保育従事者人件費比率では、差が大きいところは30.4%も割合が変わります。キャリアアップ補助金が本当に保育士の処遇改善につながっているのか、少し疑ってしまいますが、区としての見解を伺います。

○若生保育支援課長 キャリアアップ補助金につきまして、東京都が公表しているところの人件費比率と、ご指摘のありました給与総額ですか、保育士の賃金というところに関しては、確かに乖離があるというところをご指摘のとおりでございます。ただ、こちらにつきましては、東京都のほうで公表しているものでございまして、そのホームページ上、こぼるですか、そちらで公表している項目というのは、区のほうで上げている判断は及ばないものになりますので、区としては、東京都のほうに保育士等の賃金データは適切に上げているというところがございますので、そこを公開するかどうかというのは東京都の考えだというふうに認識しております。

ただ、この乖離がどうなのかということについては、これはやはり先ほどの答弁の繰り返しになりますが、事業者のほうで、こういった給与、これは様々、職層や年齢層、園によっても、事業者によっても異なりますので、そういった部分で、ここの差があるからといって、一概にそこが不適切であるということとはなかなか判断できないものだろうなというところで認識してございます。

○吉田委員 すみません。質問の仕方が悪かったですか。公表していない保育従事者人件費比率については、都に理由を聞きました。ちょっと納得できない理由だったのですが、部としては公表できないということですが、区の手元にはその情報があるわけですか。それは点検すべきではないですか。キャリアアップ補助金が適正に使われているかは、その保育従事者の人件費比率に表れるのではないのですかということを伺ったのです。そこに差があるということは、やはり問題ではないですか。

先ほど委託費の公定価格のことを言いましたが、内閣府としては、8割程度が保育従事者の人件費に充てられることを想定して、公定価格を決めているわけですね。それは加算を取らないで、基本のものだけで8割になるはずなんです。加算を取っていただくと上がるはず。それが、この低さということは、低いというのは区はご存じのはずです。それがどうなのかということのお考えを伺ったのです。それは全然点検していないということなんでしょうか。ちょっとその辺を伺いたと思います。

○若生保育支援課長 このキャリアアップ補助金については、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、実績報告のほうを求めていますので、そちらのほうで給与総額など、各年齢別のものを細かく求めておりまして、そこで点検をしております。ただ、その中で適切かどうかということについては、やはり一概に言えない部分がございますので、そういったところで、あまりにもそれが乖離しているようであれば、やはりそこは指導していく必要があるかと思うのですが、そこについては現状適切に審査、判断をしているということで認識してございます。

○吉田委員 先ほど委託費の話をしましたけれども、人件費は8割程度を内閣府が想定しています。もちろん国の問題もあって、委託費の弾力運用というものを認めているのも国なので、そこが一番問題なのですが、キャリアアップ補助金を都が創設したということは、やはり人件費が低いからですね。情報開示請求をすれば皆さんもご覧になれるので見ていただきたいと思います。本当に保育士

の人件費というのは事業の中で低いです。やはり子供を預けるし、預かる立場としての処遇というものは、もっと適切に評価されるべきではないかと思います。最後に見解を伺います。

もう一つ挙げていましたけれども、そちらは土木費のほうでやらせていただきます。

○若生保育支援課長 先ほど、その弾力運用のところは、当然そういった制度があるというところですが、キャリアアップ補助金につきましては、適正にここは……。〔時間切れにより答弁なし〕

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時05分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

松本委員。

○松本委員 よろしく願いいたします。私のほうからは、62ページ、保育園保育料について、そこから関連して、できれば債権管理全般について伺えればと思います。

保育園保育料の収入未済額ですけれども、議事録を確認しますと、昨年の決算特別委員会で、保育課長から、収納率について、23区でいえば2位とか3位の状態というような答弁がなされています。区民負担の公平性からすれば、これはすばらしいことだと思うのですが、過去の状況を調べますと、平成29年度、平成30年度の収入未済額、これを比較していくと年々100万円以上のペースで増加しているのです。逆に、ちょっと調べたところだと、それよりも前はすごい勢いで減少していまして、区のウェブサイト上で確認できる過去の決算審査等意見書で確認すると、平成24年度は、収入未済額が3,200万円ほどあったというようなところなんです。それが平成29年度までの5年間で、半額以下の1,490万円まで減少させているというところで、これはすごいなと思います。こういった負担金、使用料の滞納については、公平性の観点からも債権管理は厳格にやるべきというふうに考えているのですけれども、一方でいろいろと、今もこの新型コロナウイルス感染症の問題が出ていますが、生活が苦しいという世帯にとっては、債権管理をあまり厳しくやると大変なのではないかというような視点もあるかと思います。そこで今日は少し細かく伺いたいのですが、まず、この保育料の決定、これは4月と9月に切り替わっていく、改定されているというように理解しておりますが、一方で決定と調定、これは別概念と理解しています。ちょっと初心者的であれですけれども、保育料の調定、決定ではなく調定は、毎月行われるという理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○立木保育課長 調定に関しましては、委員がおっしゃられたとおり毎月ということで間違いございません。

○松本委員 それで、品川区保育の実施等に関する条例には、保育料の減免の規定がございまして、施行規則のほうを読むと、生活保護を受けたり、失業したりした場合には、保育料減額申請書を提出し、決定を受ければ減額されるというようになっています。減額決定が出ると、先ほどの4月、9月の保育料の決定、決められた保育料から変化するということになるのですけれども、減額後の毎月の保育料の調定額、これは4月、9月に決められた額ではなくて、やはりこの減額後の保育料というようなところで理解はよろしいでしょうか。

○立木保育課長 そのとおりでございます。

○松本委員 施行規則を読みますと、区長が特別の理由があると認めるときは、申請書の提出や決定通知手続きを省略することができるという規定もあります。この省略規定が適用される場合というのはどういった場面か、具体的にお伺いできますでしょうか。

○立木保育課長 あまりケースがないので、その都度判断する形になるところでございます。

○松本委員 何だかんだで、やはり申請書が出ないと把握はできないのだろうと思います。一方で、滞納が始まった場合に、失業などしているけれども、この減額措置があることを知らないという方もいらっしゃるのかなと思います。そういった方への減額措置の周知というのは、どのようになされていますでしょうか。

○立木保育課長 まず、それぞれ通っている園のほうにご相談があれば、そちらのほうからご案内、それから、当然保育課の入園相談担当のほうでも、ご案内はさせていただいているところでございますが、ただ、お問合せがない限り、こちらから積極的に減免ということは、今のところしておりませんので、ご相談に丁寧に対応するという形になってございます。

○松本委員 現実問題としては、なかなか生活が苦しくなって、区民の皆さん全員が減額申請をすぐにできているというわけではないと思うのですが、伺ったところで制度上あるいは運用上、そういった方々が減額してもらい得るというような状態であることは理解できました。そうすると、保育料を滞納している人というのは、いろいろいらっしゃると思うのですが、やはり払えるのに払わないという方が結構いらっしゃるのだろうと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。あるいは、もっと言えば、滞納の理由について、現在区としてはどのようにお考えでしょうか。分析をお願いいたします。

○立木保育課長 滞納の理由に関しましては、非常に様々ございます。例えばお仕事がなくなって収入がなくなってしまったので、一時的に払えなくなるという方もございますし、あとは、例えば急に国外に出てしまったとかということで、連絡がつかなくなってしまっているなどということもございます。多くの方は、例えば払えるのに払わないということはないだろうと思っておりますが、そういったところもきっちり、公平性の観点から、滞納整理のほうは進めているところでございます。

○松本委員 そのあたりも先ほど、この調定額と決定額の差というものを申し上げたのは、やはり調定の段階では、ある程度この収入未済額を減らす方向でいろいろとできるのではないかなというふうに考えているところです。

一方で、先ほど少し申し上げましたが、平成24年から平成29年にかけて、収入未済額、これが半減していると。これはすごいことだと思うのですが、どうして半減するに至ったのでしょうか。お願いします。

○立木保育課長 こちらのほう、大きなものといましては、徴収整理員という非常勤職員を雇用いたしまして、精力的に滞納額を減らしていくという形を取ってございました。そういったことが大きな原因かなと思っております。

○松本委員 今日私が申し上げたかったのは、そこも結構大きくて、この保育料だけに限らず、いかに収入未済を減らしていくかというときに、今はそういった非常勤の方というような話でしたけれども、ある程度債権の管理を一元化していくということが、これは保育料に限らず重要ではないかと思うのです。一方でこの保育料の収入未済額、最近はまだ少し増えつつあるという状況なので、少し伺えればと思うのですが、ほかの区の行政監査などを読むと、口座の振替率というものが、滞納の防止につながっていくというような記載もあります。当区のウェブサイトや保育園のご案内を読むと、保育料は

原則として口座振替となっているのですが、これは原則ということで、そうではない方たちもいらっしゃるのか、そして、この口座振替をしているかどうかというところと滞納との関係、こちらについて区としてはどのように考えられているのか、お願いします。

○立木保育課長 保育料の納入に関しましては、基本的に口座振替のほうでお願いしてございます。非常に高い率でなっております。中には口座振替ができない、口座をお持ちでないとか、そういった方に関しましては、口座振替ができないという形になりますので、やむを得ずということになってございます。

○松本委員 その辺りもやはり滞納との関係が気になるところなので、引き続き分析をお願いできればと思います。さらにその滞納者に対する債権回収ですけれども、実際に財産調査や差押えまで行っているケースというものはあるのでしょうか。お願いします。

○立木保育課長 今のところ、そこまで強くというところはございませんで、粘り強く督促をしていく中で分納誓約をいただいたりなど、そういった形で納めていただいているという状況でございます。

○松本委員 これも保育関係だけではなくて、いろいろと拝見していると、やはり財産調査や差押えというのは手間がかかるということも、ひとつなかなかできないところであるのだろうと思います。ですので、これは要望ですけれども、やはり債権管理、ある程度一元化していくということが、区としてもいいのではないかなと思っています。

最後に1個だけ、これはちょっと条例喚起になるかもしれないのですが、ほかの自治体だと、滞納の延滞金、こういったものを徴収できるというような形になっているところもあるのですが、当区の場合、場合によっては条例改正が必要なのかどうかとか、その辺りも少し伺えればと思います。お願いします。

○立木保育課長 保育料に関してご説明をさせていただきますが、今のところ条例では延滞金を取るという規定はございません。滞納処分については地方税の例によるという規定になってございます。

○松本委員 今のところで保育料については延滞金を取れないということで、これ多分ほかの区だと、条例などを制定して取れるようにしている区もあるというところで、こういった債権回収の方法もいろいろと検討していただければと思います。以上、要望です。

○あくつ委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 よろしくお願いいたします。私からは152ページ、弁償金について、また68ページ、歴史館使用料に関連しまして、歴史館のリニューアルに向けて、また54ページ、特別区たばこ税に関連して、喫煙所の在り方についてご質問させていただきます。

順不同となりますか、まず152ページ、弁償金についてお伺いを致します。歳入の中で約3.9%を占める諸収入がございます。その中で、対調定収入未済率85.7%と、最も高い未済率なのが弁償金でございます。弁償金の不納欠損額、今年度に関しましては3,567万円余、そして収入未済額が7億5,324万円余でございましたけれども、まず不納欠損額と収入未済額の、この言葉の違いについて教えてください。

○中山会計管理者 不納欠損額と収入未済額の言葉の違いということですが、収入未済額というのは、調定をした、ただし歳入ができなかった、その金額になります。不納欠損額というのは、その収入未済額の中で、取立てすることが難しいということで、落とす、そのような作業をした金額でございます。

○小芝委員 この不納欠損額のほうを見てもみますと、前年度、平成30年度は1,761万円余でございました。それに比べて今年度、先ほど言いましたとおり、この不納欠損額が約2倍に増えておるわけですが、その原因は何なのでしょう。

○中山会計管理者　それぞれの所管で、収入未済については歳入に努めているところでございます。ただ場合によって、例えば生活保護の方であるとか、実際に所在が不明になってしまったりですとか、取立てをしようにも、調査をしても取ることができない、あるいは亡くなってしまわれて、その後相続する方が拒否をされる、そのようなケースもございます。そういった中で、収入未済の中から、どうしてもこれは取ることが難しいだろうとなったものについて、不納欠損ということで落とさせていただいているところでございます。

○小芝委員　その中には債権が消滅する時効の完成も含まれるのでしょうか。

○中山会計管理者　時効の関係も含まれます。私債権等につきましては債権審議会にかけまして、そこでお諮りして意見もいただいた上で、不納欠損ということで落とすような作業をさせていただいております。

○小芝委員　時効完成分につきまして、たしか200件超あったと思いますが、債権が消滅しないように、時効を中断させる手だてがあると思うのですけれども、こちらのほうはそういった手段を講じた上で、それでも200件以上の時効完成事由があったということでしょうか。

○中山会計管理者　時効の援用の手続きは、できる限り取った上でのことでございます。

○小芝委員　致し方ない一面もあると思いますが、国の税金、そして私たち品川区の税金が、生活保護の方に支給されているわけでございます。最低限度の生活に必要なお金であると考えますが、弁償が生じた際には、受給者にも返還する義務が生ずるわけでございますから、より実効的な手段を生じること、改善する必要があると考えます。直接民主制で選ばれました区長の下で、区が綿密に計画を練り、妥当な額を予算に計上して、それを区民の信託を得ました議会で審議をした上で、行政権が執行されているわけでございますから、当初予算どおりの執行を期待したいところで、この不納欠損を極力減らしていただきたいと考えますが、この不納欠損の減少に向けた区の姿勢について伺います。

○中山会計管理者　不納欠損をできるだけ少なくするために、所管によっては弁護士にお願いして、相談を受けているところもございます。例えば分納の手続きですとか、その方の収入に合った方法等も考えまして、できるだけ不納欠損を減らしていく努力をしたいと思っております。

○小芝委員　続きまして68ページ、歴史館使用料に関連して、歴史館のリニューアルに向けて質問をさせていただきます。午前中、松澤委員からも質問がありましたが、また別の角度から質問させていただきたいと思います。

決算のほうを見ましたら、今年の歴史館、観覧数が5,668人とありました。昨年度はたしか7,704名ということで、およそ前年度比で20%弱、観覧されている方が減っているわけでございますが、その減った原因を教えてください。

○古巻文化観光課長　まず平成30年度から令和元年度で減った数でございますけれども、手元の資料ですと、平成30年度が1万3,978人、令和元年度が1万1,174人でございますが、開館日数が若干減っている部分もあると思いますし、様々な理由が多分あるのだと思うのですけれども、すみません、決算書のほうは観覧料が有料の方の数だということで、無料の方、例えば高齢者の方など、そういった方もいらっしゃると思いますので、今私が申し上げた数と違ってはいますが、開館日数が減ったことを含め、有料の方が減ったという意味では、たまたま無料の方がそれほど減っていないので、そういったところもあるのかもしれないです。

○小芝委員　ほかの質問に変えます。

区のホームページのほうで、課長からも教えていただきました歴史館のリニューアルに向けての資料

を読ませていただきました。そちらには品川区を5つの地域に分けて、地域ごとの歴史を展示したり、いつでも日本の通史を、歴史の流れをつかめるようにすることを、リニューアルに向けた考えの1つとされているということで、多くの資料館や歴史館で取られている展示の手法に沿ったものだと思います。先日、大井地域の地下水のほう、地域の方からもお願いをされまして、歴史館のほうに行きましたところ、2階に上がりましたら、縄文土器やモース博士が発掘調査をしました当時の大井・鹿島谷のミニチュア模型が展示をされておりまして、歴史館が大森貝塚に込めた熱量が大変強く伝わってくるものでございました。

一方で、品川区で近代日本の幕開けに力を尽くした偉人を紹介するには、少々味気ないものと私には映りました。初代内閣総理大臣を務めた伊藤博文公の別邸が歴史館の近く、今の品川三丁目にありましたし、西大井駅の隣には、伊藤公のお墓もございます。伊藤公が中国ハルビンで暗殺をされました10月26日には、毎年伊藤公の子孫の方々をはじめとして、伊藤公の記念館もある光市の職員の方や、伊藤公をしのぶ有志の団体も含めて、100人ほどで墓前祭が執り行われております。私もこの墓前祭に参列をさせていただきましたが、そこには地元の町会長が数名いる程度で、なかなかその地元とのつながりが、薄いと正直感じました。歴史館を見ましても、どうしても近代日本の幕開けに寄与されました品川ゆかりの偉人の説明が薄いと感じ、この肌感覚というものは、先ほど説明をしました区のホームページにアンケートが載っておりましてけれども、その結果を見ても同じように考えている方がいらっしゃる印象を受けました。これほどまでに明治維新とつながりのある自治体もなかなかないと思いますので、この縁を品川区の1つの財産として、歴史館のリニューアルに寄与していただきたいと思いますと考えておりますが、この歴史館の幕末、明治の展示に向けたお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○古巻文化観光課長 リニューアルの中でも、区内のそういった歴史的な史跡や文化財、それからそういった歴史の様々な部分との連携ということで進めていくことを考えておりますので、明治も含めて、そういった区内の歴史的な資産、それについてしっかり歴史館の中で連携をしていきたい、そのように考えております。

あと、先ほどちょっとややむやな答弁をしてしまったのですが、来館者数につきましては、新型コロナウイルス感染症関係の原因があつて、3月はちょっと少なかった、そのようなことがあったのかなとも思います。

○小芝委員 明治の幕開けに寄与された方、坂本龍馬をはじめ、板垣退助、山内容堂公、ほかにもいらっしゃると思います。この明治時代の幕開けに寄与した方々の業績を、品川区のほうでもぜひ周知していただきたいと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

品川区だけでも30億円超に上るたばこ税に関連をしまして、コロナ禍における喫煙所の在り方を問わせていただきます。コロナ禍の影響で、品川区路上喫煙禁止、そして地域美化推進地区以外の喫煙所、特に公園内の喫煙所が閉鎖されてきましたが、その経緯を教えてくださいませんか。

○高梨公園課長 公園の喫煙所についてでございますが、18の公園において喫煙所、灰皿が設置されておりました。しかしながら、このコロナ禍を受けて、4月21日から順次全ての公園の喫煙所、灰皿を使用禁止にしている、このような状況でございます。

○小芝委員 公園の中で遊ぶ子どもたちや、公園周辺の住民の方が受動喫煙の影響を受けることが大きい一方で、喫煙をされる方の自由もございます。ほとんどの喫煙者の方はマナーを守っているとは思いますが、先週末に南大井にあります坂下公園の喫煙所を見に行きました。こちらの喫煙所、なかなか大きい喫煙所でございますので、子供たちが遊ぶ場所から少し離れていることから、受動喫煙の影響に注

意しながら喫煙所が設置されたと考えますが、今、その喫煙所が使われていないところで、その周りにポイ捨てが散見されております。喫煙所の整備が、この喫煙所のマナー向上につながり、ひいては受動喫煙の防止にもつながると私は考えております。公園内の喫煙所を整備することでマナー違反をなくせると考えますし、それが受動喫煙を防ぐことにもつながると考えますが、区は公園内の喫煙所、今後どのようにしていこうとお考えなのか、お示しいただければと思います。

○高梨公園課長 いまだコロナ禍により、喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化につながるといったところで、その部分についてはまだ払拭されているような状況ではないというふうに考えております。新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながら、公園内の喫煙所についても考えていきたい、このように考えているところでございます。

○小芝委員 コロナ禍の中で、なかなか難しいところではございますが、双方、喫煙をする自由、また、もちろん健康被害を防ぐというところで、区のほうで喫煙所対策のほうを進めていただきたいと考えます。質問のほう終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしく願いいたします。私からは120ページ、医療保健政策包括補助金についてお聞きします。

現在の日本ですが、いつ大災害が起こるか分かりません。災害時、特に長期停電が発生したときに、命に直結してしまうのは、在宅で医療機器を常時使用している疾病や障害のある方です。札幌市や神戸市では、在宅で人工呼吸器を使用する障害のある方に対し、災害時のための非常用電源装置を購入する費用の9割を助成しています。在宅で人工呼吸器を使用している方は、停電時には一刻を争います。新型コロナウイルス感染症拡大時の混乱で、皆さんお分かりになったと思いますが、もし、非常用電源を医療機関や自治体で常備していたとしても、非常時は通常時のようには行動できず、非常用電源が必要な方にスムーズにスピーディーにお渡しできるかといったら、それはかなり難しいことです。非常用電源が自宅に常備してあるということが重要で、それが安心感につながります。

東京都の事業で、医療保健政策区市町村包括補助事業というものがあります。この中の1つに、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業がありまして、先ほどお話ししました非常用電源の補助を区市町村が行う場合、東京都が費用の2分の1を補助しますという事業です。こちらなのですが、まず、対象になる方の把握というものはされていますでしょうか。さらに、決算書を見たところ、ないと思いますので、この東京都の事業は利用してはいないと思うのですが、東京都からこの事業に関して、通知などはありましたでしょうか。そして、こちらの都の補助を使って、品川区でも非常用電源購入費の補助を行うべきかと考えますが、見解をお聞かせください。

○船木大井保健センター所長 ご質問の医療保健政策区市町村包括補助金でございますが、委員のご指摘のとおり、在宅で人工呼吸器を使用している方に対する補助も対象としていただいております。実は現時点で、主に保健センターでは難病のある方で、在宅の人工呼吸器を使用している方を中心に現状把握に努めておりまして、人数の把握ですけれども、しっかりと行っているところでございます。また、人工呼吸器もその内部のバッテリーであるとか、それから外部のバッテリーが備えられているのかとか、はたまたそのバッテリーがどのくらいの時間もつのであるとか、そのようなところも現状の把握に努めているところでございます。

これは実績でございますが、現時点で、この部分に特化した区独自のスキームがないものですから、この補助金での歳入の実績はございません。

○せお委員 難病以外の方もいらっしゃるの、ぜひ早急に補助を開始していただきたいと思うのですが、非常用電源装置といっても発電機だけではなくて、先ほどの札幌市や神戸市では、蓄電池とバッテリーも助成対象の用品、種目に入れています。もし品川区で検討する際には、蓄電池とバッテリーも加えていただきたいと考えているのですけれども、このように、どの品目が欲しいかなどといったことも含めて、区民の方の、非常用電源が欲しいといったことのニーズなどは調査をして把握されていますでしょうか。

○船木大井保健センター所長 在宅での電源の問題でございますが、蓄電池、それからバッテリーなど、様々な備えが必要かと考えております。発災時には、まず避難所に避難をしていただく方とか、むしろ在宅のほうが避難されるよりも安全の方とか、そのようなすみ分けも整理も必要でございますし、そのバッテリーの備えであるとか、そういうところを保健所を中心に調査を進めていると今申し上げましたが、やはり何が必要であって、一例を申し上げますと、例えばお住まいの団地に非常用の発電装置のようなものがありまして、実は自治会の了承を得て非常時にはそれを使わせてもらえる、事前にそういうすり合わせができていますような方もいらっしゃいます。ですので、いずれにしても、そのような方ばかりではございませんので、しっかりと必要な個別支援が行き届くように検討してまいりたいと思います。

○せお委員 これに関連しまして、広島市にも非常用電源装置の補助制度があるのですが、条件に在宅常時人工呼吸器使用患者災害個別計画の策定が完了した方とあります。これはなるほどなと思ったのですが、個別支援計画の策定が完了した方と条件をつけることで、災害時個別支援計画が必ず立てられますし、非常用電源装置も常備できて、自治体と訪問看護ステーションなど、支援の関係者とも連携が取れるといったように、支援が完成するわけです。非常用電源装置の補助も、災害時個別支援計画策定も、早急に整備する必要があると思います。そこで、東京都福祉保健局の令和元年12月末現在の調査を見ますと、在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の品川区における作成率、作成の割合が29.2%です。まず、このような方々の災害時個別支援計画の作成率が低い、この要因というものは何かお聞かせください。令和元年12月末の統計なので、もし変化があれば教えてください。さらに、いまだに作成率が低い状態であれば、作成率を上げるにはどうしたらいいのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○船木大井保健センター所長 災害時個別支援計画のお話でございますが、今の人工呼吸器の使用状況等含めまして、個別支援計画も鋭意整備しているところでございます。個別性が高いとか、いろいろな事由で、その計画を立てていくにあたりましては少し時間を要するというか、そのような部分もございますけれども、いずれにしても、難病のある方は各保健センターで対応しておりますし、在宅で人工呼吸器をしている方は決して難病の方のみに限りませんので、その関係課とも連携を取りながら、あとはやはり日頃関わっている、ケアマネジャーですとか、いろいろなスタッフの方、そのような日頃目配り、見ていただいている方が、そういう発災時の支援計画にもぜひ関わっていただけると、実効的な計画になるかと思いますので、そういうところも含めて、引き続き計画の策定に向けて尽力してまいりたいと思います。

○せお委員 今、難病の方だと保健師さんというお話もありましたし、この品川区において、これを作成するのは品川区の担当課なのか、利用されている訪問看護ステーションなのか、相談支援事業所なのかといった、何か制度やルールなどというものはございますでしょうか。

○船木大井保健センター所長 区が策定するものになっております。そのために地域のスタッフの方

など、作成のためにいろいろなご協力、ご支援をいただく場合がございますが、区が策定するものでございます。

○せお委員 やはり品川区全体で連携が取れていない状況というのはあると思ひまして、相談支援体制や情報共有システムというものが整っていないなということをちょっと痛感するのですけれども、その情報共有システムですが、現在は国でもＩＣＴの活用の検討が進んでおりまして、自治体においても、パソコンやタブレットを開けば関係者は誰でもすぐに情報を共有できるということが、今後当たり前になってくると思います。例えば障害者福祉については、１人の障害児者に関するあらゆる情報を全ての関連部署で共有できるシステムに関して第１回定例会で質問しまして、その答弁では検討する予定ということでしたが、そちらの検討は開始されましたでしょうか。あと障害者だけではなく、品川区全体で情報共有していただきたいと思うのですが、そのシステムの構築についてのお考えがありましたら、お聞かせください。

○松山障害者福祉課長 まず委員お尋ねの、障害者の相談ネットワークシステムの進捗状況についてでございます。現在、障害者福祉課、情報関係の所管課と委託事業者を通じまして、セキュリティを確保した上で、どの関係機関までシステムをつなげられるかということについて検討を行っております。来年度、また具体的にそれを進めていく予定でございます。

○佐藤企画調整課長 全庁的なＩＴ等、システムの連結に関しましては、これからも引き続き検討してまいります。

○あくつ委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしくお願ひします。７８ページ、区民住宅使用料、５４ページ、森林環境譲与税、８２ページ、獣医衛生手数料、１１２ページ、民生費補助金等について伺っていきたく思います。

まず、すみません、教えていただきたいのが、９８ページの社会資本整備総合交付金の中にある、ページ数でいうと１０１ページになりますけれども、充当事業で建設型区民住宅管理費とありますが、これはどのようなことか教えてください。

○森住宅課長 社会資本整備総合交付金の建設型区民住宅管理費につきましては、ＬＥＤ化の整備を計画的にやっております、それに対する費用として充当しているものでございます。

○つる委員 昨年の決算特別委員会の総括で、区民住宅の活用というところで質疑をさせていただいたときに、維持管理費について質問させていただいて、そのご答弁の中で管理費としては、建設型区民住宅管理費３億６，５００万円ありますよと。それを戸数で割ると大体１戸あたり４万円、その維持管理になりますというご答弁をいただいているのですが、今１０１ページのほうの社会資本整備総合交付金の充当事業に充てている補助基本額が７９９万３，０００円となっているのですけれども、これはそのようなものに、出せるものが何か決まってい、全体では昨年のご答弁の３億６，５００万円けれども、この交付金を受けるに際する、受けられる事業についてが７９９万３，０００円分であって、その１０分の４．５、そのような理解でいいですか。

○森住宅課長 今委員にご説明いただきましたとおり、区民住宅のＬＥＤ取替工事として、充当しているものでございます。

○つる委員 ちょっと細かい部分の確認でしたので、算出の根拠といひましようか、昨年の質疑の中では、本来入居があれば、今年の２月の建設委員会でも報告がありましたけれども、区民住宅の使用料が減額されてということが示されていて、入居があれば、ざっくりですが、昨年の質疑の段階では１億８，０００万円ぐらい、平均して１００戸空いているということですが、その場合、１億８，０００万

円ぐらいの歳入というか、使用料収入があるわけですが、逆に空いている場合は4,800万円ぐらい維持管理費がかかってしまいますよねという、その質疑の確認をさせていただいたときの算出の根拠が、3億6,500万円を管理戸数の758で割ると、月に4万円というようにいただいて、それを100戸でやったときが4,800万円だというような、こちら側で勝手に出した数字なのですが、そうすると今の一部そのようなLEDの取替えですとか、そうしたものも含めると、当然入居されている方の部分も含めた管理費というようになっていくわけですが、空き部屋、空き室の維持管理についても、昨年ご答弁いただいたぐらいの、月に換算すると4万円ぐらいの維持管理費がかかるということでしょうか。

○森住宅課長 まずLEDにつきましては、戸数ということではなく、共用部で実施をしているところでございます。空き室につきましては、ほかの入居されているところと同じような管理費が直接かかるかといいますと、定期的に掃除をしている程度ですので、そこまでの費用はかからないかもしれませんが、基本的には、入居されて使用料を納めていただくということを、こちらを目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

○つる委員 そうすると、次の、いろいろな施策展開の提案なども昨年させていただいて、そのときは、検討していただくという、そのようなご答弁をいただいているわけですが、午前中に新妻委員のほうからも、新婚世帯の支援というところで、国の事業を活用した関連の質疑があったかと思います。私も昨年の質疑のときには、品川区、今人口増がずっと続いているわけですが、いわゆる生まれ育った方が、一定の年齢に達すると区外に出ざるを得ないという、そのような現実も何度かこの中でさせていただいて、地域の担い手、地域をよく知る人材としての定住促進という観点で、そのような若い世代の住宅施策の支援ということで、何度か質問もさせていただいたわけでありまして。そうすると、品川区が本来その空き戸数、空いているところの維持に年間でどれだけかかっているかという、数字がいろいろ変わってきてしまうのですが、例えば月平均で4万円というところを根拠にさせていただくと、今回使用料を下げてくださいましたから、若干変動しますけれども、例えばその月にかかっている維持管理費分を新婚世帯の方々へ、国でいうところの結婚新生活支援事業のような形で、毎月4万円の助成をするとか、そうすれば、それに残る部分については、使用料として品川区の歳入になるわけでありまして、当然部屋の維持管理も人の手が入るわけなので、老朽化を防ぐこともできるし、しっかりと維持していただける、そのような考え方もあるのかなと思います。

昨年の決算特別委員会の総括では、大くくりな質疑であったわけでありまして、そのような新婚世代、若い世代だけではなく、この2月から居住支援協議会、品川区も立ち上げていただいて、今年の4月と、それから12月にも予定されていると思いますけれども、住宅確保要配慮者に対する配慮も当然見ながら、住宅セーフティネット法の第7条を見ると、公営住宅が優先しなければならないという、そのような一定の条件もあるわけでありまして、そのような区民住宅の活用というところ、空き室の状態にさせておいて維持管理費だけかかってしまうということは、あまりいただけないことなのかなというところでの積極的な施策展開というところで、家賃助成を含めて、現在の検討状況を教えてください。

○森住宅課長 まず区民住宅の空き室についてでございますけれども、今現在100戸程度空きがあるところでございます。委員にご紹介いただきましたように、この4月から使用料の見直しをさせていただきまして、数千円から2万円程度下げたというところもございます。それからPRといたしまして、入居者を募集中であること、区民住宅のわきに看板として設置をしたり、あるいはホームページのリニューアルをして、区のホームページにバナーを出しまして、区民住宅の周知に努めているところでござ

ざいます。

そういったものを含めまして、家賃助成につきましては、昨年、その前ぐらいまでですか、ファミリーユ西五反田等で助成が終わりまして、一定程度民間賃貸住宅よりも安い金額で設定をさせていただいているところがございます。

住宅確保要配慮者につきましては、独り親だとか、新婚世帯の方だとか、若い世代、中堅ファミリー層の方にぜひ使っていただきたいというのが区民住宅の役割でございますので、様々なそういったPR方法を検討いたしまして、入っていただけるように、民間の賃貸住宅と同じぐらいの形で、選定なりやっていただければというふうに感じておりますので、PR等努めていきたいと思っております。

○つる委員 PR方法というところで、当然全体として使用料を下げましたということで、いろいろな形のアプローチはあると思うのですが、やはりそのような、ある程度の施策としての対象というか、ターゲットというか、そこをきちんと明確にしてアプローチしていくということも必要ではないのかなと思うのです。なので、下げた後の今現在の段階で100戸空いているという中で、100戸分の何戸埋まったか教えてください。

○森住宅課長 出入りがございますので、8月末現在で空きが100戸という状況でございます。3年間ほど、今年の4月から8月、それから前年の同じ時期、その前年の同じ時期というように比べていきますと、2年前が1戸増、この4月から8月の間で1戸増という形でございましたが、昨年度は6戸増、今年度は8戸増という形で、大きな数字ではありませんが、少しずつ入居も進んできているのかなというふうには考えております。そういった中堅所得層の方々のニーズを見ながら、しっかりとPRを進めていきたいというふうに考えています。

○つる委員 ぜひ、維持管理だけでお金がかかってしまうよりも、住宅を確保したい方々にもしっかりとサービス提供といいましょうか、住宅を提供できて、そして区としても歳入につながっていく、そして将来長い目で見れば、そのような世代の方々が本当に区との協働のパートナーシップとして、しっかりと力をつけていただくという意味でも、しっかりとそうした方々へのアプローチ、PRを積極的にやっていただきたいと思います。また具体的な提案として求めている、そうした若い世代、新婚世帯のような方々に対するアプローチ、より一層強めていただきたいと思いますので、また引き続き確認もさせていただきたいと思います。

次に、森林環境譲与税について伺っていききたいと思います。これも昨年の予算特別委員会で質疑をさせていただきました。そのときには、品川区の中にも7名の森林従事者がいらっしゃるなどということもいろいろ分かったわけですが、2019年度の決算としては1,520万4,000円で、今年度予算が3,230万円、少しずつこれは増えて、大体、五、六千万円ぐらいにアベレージするとなっていくのかなというような理解ではありますが、今現在、大きくは3つの充当事業にこの譲与税を活用しているというふうに理解をしているところであります。

そもそもの目的が、地球温暖化の防止のための森林吸収源対策というところになっているわけですが、今品川区で大きく3つ実施されている事業が、この目的にどのぐらいかなったものなのかというところをまず教えてください。

○品川財政課長 森林環境譲与税のところでございますが、今年度やっている事業としては、主に間伐材を利用するということです。こういった間伐材の利用は、森林を維持していくためには、間引きをして1本の木を太くしていかなければいけないというようなところもございます。そういったところでの、切った木をどのように利用するかという点では、非常に効果がある事業になっているというふう

に考えております。

○つる委員 分かりました。いろいろと結びつけばという形になるかと思いますが、今日は歳入ですのであれなのですが、私もこの品川区を桜の名所にしたいということで、ずっと、土木費等を中心にいろいろ提案もさせていただいているわけでありすけれども、今回の本会議で自民党の本多議員からも、水辺千本桜計画が1,007本という形で今年度達成されて、品川区全体でも二千本桜ということでご提案をされていらっしゃるけれども、私も桜については、品川区に本当に1本でも多く増えてもらいたいなと思っています。桜そのものがこの目的の、森林吸収源に対してどれだけの強い力を持っているかということは、専門ではないので分からない部分もあるのですが、こうした桜の区内の植樹ですとか、今年度ですか、早川町の記念植樹、桜ではないかもしれませんが、記念植樹などをいろいろ予定されているわけでありすが、そうした区内への桜の植樹等についても活用できるかどうかという確認と、かねてより土木費であります、駅周辺に桜を1本でも多く植えてもらいたい思いがあるわけでありすが、それについて可能かどうかということを教えてください。また、そうしたものを、例えば、水辺であればドローンなどを活用して撮影した動画を、今のこのようなコロナ禍においてはリモートで見ていただくとか、例えばカレンダー作成とか、いろいろなグッズ展開などということでも、歳入確保に活用できるのかなというふうにも考えたりしますけれども、そもそもそれに活用できるかどうか教えてください。

○品川財政課長 前半の森林環境譲与税のほうで、桜が適用できるかどうかというところでございます。委員のほうからのお話にありますとおり、趣旨として、多分日本の中の森林を守っていくということが大きな前提となるところでございます。このようなところに、現在区がやっている桜事業のほうが該当するかどうかという話になりますので、国のほうなどにも少し提案をしてみて、該当するのかどうかというところはやってみてもいいのかなというふうに考えております。

○溝口道路課長 桜の植樹の件でございます。これまで水辺千本桜計画ということで、桜の植樹を進めてきたところでございます。駅前の改修等、そういったところも併せて、時期を見ながら桜の植樹、そういったものも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○つる委員 ぜひ財源をいろいろ確保していただいて、それは歳出のほうで聞いていきたいと思いたすけれども、ぜひ確認をしていただければと思います。いろいろ木育への活用だとか、水神児童センターでは既に木製の遊具もあるわけでありすが、そのような拡大、ほかにもこの森林環境譲与税を活用していけるように、様々な事例も参考としていただきながら、展開をしていただきたいと思います。また歳出のほうで伺ってきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、くには委員。

○くには委員 私からは、154ページの雑入全般、併せて広告料収入について、関連して162ページの議会費の議会広報費についてお伺いします。

今般新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、大きく傷んだ経済への波及で、来年度の税収の落ち込みは確実視されています。一方、品川区としては、区民の生活を下支えするために、しながわ活力応援給付金として約135億円を財政調整基金から捻出した結果、基金残高が約22億円となる見通しで、税収の減収が見込まれる中、今後不測の事態が発生した場合を考えると、緊張感を持ってしかるべき財政状況だと考えます。

本年8月3日の令和3年度予算編成基本方針の依命通達においては、歳入の減少が見込まれる中で、従来の手法にとらわれない、区歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること、より一層の税外収入の確保

に努めることが明示されました。

質問の1点目、この税外収入についてですが、これはクラウドファンディングやネーミングライツ等の活用との記載もありましたけれども、現在きゅりあんの愛称で親しまれている区立総合区民会館、または区立総合体育館などのネーミングライツ活用計画は検討されていますでしょうか。特に、令和4年に大規模改修工事が予定されているきゅりあんについては、格好のタイミングだと思います。その点のご見解や、その他区有施設のネーミングライツ導入の検討状況をお知らせください。

○古巻文化観光課長 これからきゅりあんの大規模改修の予定がございしますが、特にネーミングライツといった形の手法を取り入れる予定はございません。

○品川財政課長 全体的な税外収入というところでは、ネーミングライツやクラウドファンディング等々、該当するものがないかというところは常に研究している状況でございますので、ネーミングライツにつきましても、場所はちょっと、今きゅりあんというお話がありましたけれども、その他の場所でもうまくできないかというところは、現在いろいろ研究しているところでございます。

○くにば委員 きゅりあんについては、ぜひ検討のほうが進んでいけば少し面白いなと私のほうは思うので、ちょっとつれない回答だったのですが、ぜひ検討のほう進みましたら、またご報告のほう期待してお待ちしております。

続きまして、広告料収入についてです。今年3月の予算特別委員会で、私はこちらの件、質問させていただきました。その後、先ほど申し上げた依命通達にて、区の新たな指針が示されたので、改めて問合せいたします。広報しながわについては、現在月3回発行されているうち、21日号にしか広告を掲載しておらず、現在その広告料収入が約280万円、これを広告未掲載の2号についても同様に掲載すると、単純に3倍になり、560万円の税外収入の増収が見込めます。先ほど述べた依命通達にあるとおり、従来の手法にとらわれない、区歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること、より一層の税外収入の確保に努めること、全庁的にこれらを実現するための1つの好例として、広報しながわの広告掲載スペース増、これはすぐに取りかかることができる事業の1つだと思います。こちらに関して、改めて見解をお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 広報紙への広告掲載でございますが、現在、各所管からの掲載希望がかなり多くございまして、号数やスペースを調整している状況でございます。また、掲載記事が多いことから、平成30年度より1日号はページ数を増やして対応しているところでございます。現在はこのような状況ですので、すぐに1日号、11日号に広告を載せるスペースを作るということは難しい状況だと認識してございます。

○くにば委員 今のご答弁で、逆に編集の都合上で、これはどうにでもなるというふうな捉え方を致しました。編集の内容が多いから1ページ追加したというお話もありましたとおり、そこに関してはもちろん各部署のほうから、この事業を紹介してくれといった、いろいろな要望もあると思いますので、そこは最終的に編集方針だと思います。この号からは、このスペースは広告に使うからということで、残りでやりくりしてくれという形の編集方針さえ取れば、あとはどうにでもなるというか、言い方は乱暴ですが、そういった形で、基本的にどうするか次第で、こちらの税外収入が得られるかどうかということになるかと思いますが、そこに関して、最終的に財政課との調整なのか、広報広聴課の1任で決められることか、ちょっと分からないのですが、そちらの調整について、今後検討する余地がもう少しあるのかどうか、いま一度ご答弁をお願いします。

○大澤広報広聴課長 広報紙の広告掲載につきましては、区民の方からの見方という側面もござい

す。区の広報紙に広告を掲載することに、やはり違和感を感じる区民の方もいらっしゃいます。広告というふうに書いて掲載してございますが、その広告内容につきまして、区のほうにお問合せが入ることもございますので、そのような区民の方の見方、また、区全体の情報の発信という、総合的な見地から検討しなければいけない案件だというふうに認識しております。

○くにば委員 今おっしゃった形で、基本的には雑誌とはまた違って、区の広報媒体ということなので、もちろんその区民の方から、一企業の広告などを載せるのはどうなのかというお問合せがあることは重々よく分かります。ただ恐らく全国の自治体の約6割ぐらいで、こういった広報紙であるとか、自治体広告に関して広告掲載のほうが進んでいると思いますので、そこに関しては前回、3月の予算特別委員会のときに私も申し上げましたけれども、広告というものを決してネガティブなほうに捉えず、結局はご覧になっている方が必要だと思う情報がきちんと盛り込まれていれば、見る方々にとっても有意義な情報になると思っておりますので、そこはひとつ、また検討のほうを進めていただきたいと思います。これは要望です。

最後に、これらに関連しまして、162ページ、議会費の議会広報費についてです。こちらの区議会だよりについてですけれども、現在年6回から7回、全戸配布で約22万4,000部配付しています。こちらの経費が、令和元年度は約2,900万円かかっております。2,900万円はかなり大きな予算なので、現在この区議会だよりに、品川区は広告掲載をしていません。ですけれども、広報しながわなどの自治体の広報紙と同様に、自治体広告の1つの媒体として活用している自治体も様々あります。例えば豊橋市、米沢市、福知山市、三浦市、小松市、多治見市、秦野市など、様々な自治体で実際に議会広報紙にも広告を掲載して、税外収入の確保に努めています。

こちらの区議会だよりへの広告掲載について、以前私が広報会議のほうに参加していた際に、一度提案をしていたことがあるのですけれども、ちょっとその提案を最後に、私がICT推進会議のほうに移ってしまいましたので、改めて今、こういった議事録が残る場で触れさせていただきたいと思います。こちらの区議会だよりのほう、広告を掲載するためにページを増やしたりすると、結局見開きなので、4ページ増やすために50万円ぐらいかかってしまうということで、本末転倒になってしまいかねないので、大きく入れ過ぎてしまうとコストがかさむということにならないように、今現在使っている紙面のスペースの一部を使うという形で、例えば現在いろいろな品川区の広告媒体に出向していただいているケーブルテレビ品川であるとか、そういった、1社提供というところだけの小さなところからスタートするというような形で、恐らく23区でほかにやっているところはなかったと思うのですけれども、取組みとして1つ区議会だよりに広告を入れるということについて、これ最終的に区議会事務局のほうに権限があるのか、それとも広報会議のほうで決めることなのか、あとは最終的にこれを実施するとなったら、こういったプロセスを踏んでどこが最終的にこちらの事業を行っていくのかという部分について、お問合せさせていただきます。

○米田区議会事務局長 こちらの区議会だよりについて、読みやすい、親しみやすい、分かりやすい区議会だよりということで、委員もおっしゃいましたように、議会内の広報会議というところで議論がされているところでございます。今の段階では、まだ全体的にはそのような俎上にのっていないということでございますけれども、今後、また広報会議の中でご提案いただいて、話し合った中で、広告を載せていこうというようなことに仮になった場合につきましては、議会全体の中でのご理解を得ながら、区議会事務局のほうで、その手続きについてご支援、事務手続き等をさせていただくものでございます。

○くにば委員 最終的にこれは、広報会議のメンバーの方々と話し合うということになりますので、

このコロナ禍で減収になっている中、ぜひ議会としても、こういった形でひとつアイデアをひねり出して、税外収入の増収ということでご協力、検討してください。

〇あくつ委員長 次に、おくの委員。

〇おくの委員 私からは139ページ、地所賃貸料の中の旧第一日野小学校跡地について伺います。

この土地については、今年6月9日の行財政改革特別委員会において、一時的な活用予定が示されました。令和4年9月までの株式会社テーオーシーへの事業用定期借地としての貸付け終了後、荏原複合施設の大規模改修工事に伴う一時仮移転用地として活用するというものです。今年度基本設計、そして来年度に実施設計をし、その後仮施設を整備して、令和7年度まで暫定的に利用する計画だということです。

まず、このTOCとの契約に関わる問題点について伺います。区は、2012年9月を起点として、おおむね8年でこの貸付けは終了すると、区民と区議会には説明してきました。貸付けの理由が、このTOC本体ビル建て替え時の代替用地だということだからです。10年の事業用定期借地権としたのは、地上権を主張されることがないようにするためだという説明でした。あくまでも、TOCの建て替えのための貸付けだったということです。ところが、8年たった今年、今でも建て替えの動きは全くなく、事業用定期借地権が終了する2年後までの建て替えの見通しももちろんありません。だからこそ、区も荏原複合施設の大規模改修工事に伴う一時仮移転用地としての活用という計画を持っていることだと思います。このように、もはやTOCに貸し付ける根拠、正当性はないのですから、2年後と言わず、区としては1日も早く返還するように交渉すべきだと思います。この点いかがでしょうか。そして、このような質問はこれまでも繰り返してきたのですけれども、このような返還の交渉を実際に区はきちんとやっていらっしゃるのでしょうか。この点いかがでしょうか。お願いいたします。

〇佐藤企画調整課長 旧第一日野小学校跡地を使用している事業者TOCに関するご質問でございます。

まず1点目、TOCに貸し付ける期間の短縮をということでございますが、委員ご紹介のとおり、事業用定期借地権というところで、契約期間は一応10年ありますので、そういったところで、10年間の中で退去していただきたいというところございまして、2点目のご質問とかぶる部分もあるのですけれども、交渉状況でございますが、4月以降、私も異動してきたというところもありますし、あちらのほうの人事異動もありましたので、5月下旬ぐらいから順次打合せのほうをしております、令和4年の9月をもって退去といいますか、更地で返還という形で今交渉しているところでございます。

〇おくの委員 そうしますと、直ちに返還するという交渉はやっておられるということなのでしょうか。

〇佐藤企画調整課長 直ちにというところがあれなのですけれども、我々としては10年間の契約を結んでおりますので、令和4年の9月をもって退去というところで、契約どおりの期間をもって退去してくださいという話をしているところでございます。

〇おくの委員 建て替えのために貸す、だから8年で返ってくるのだと。そして、あくまでも事業用定期借地権というのは、法律上の万が一のための備えだという説明だったのです。それで議会や区民に対して納得してもらったという経緯があるのですけれども、ではこの点の説明は、今はどのようになさるのでしょうか。

〇佐藤企画調整課長 その利用期間の8年、10年というところでございますが、東日本大震災や東京オリンピックの関係がございまして、建築資材の高騰や、人件費のほうの高騰もありまして、TOC

側としても、当初の予定と大分狂っている部分があったということも1つあります。その辺もあり、契約行為がありますから、10年というところで今は調整をしているところでございます。

○おくの委員 では、契約に関わってもう一つ質問します。私、この質問を何度もしているのですが、2年前にも一般質問でしました。その一般質問でも、TOCには既に移転した第一日野小学校の建て替え費用の一部を負担してもらうと約束されました。いまだにその費用の負担、果たされておられません。この約束はいつ果たされるのか、金額は決まったのかとその一般質問で伺うと、それに対して、現在その内容や時期などについて協議を行っているところだという答弁をいただきました。

そこで伺います。この金額は決まったのでしょうか。協議の結果はどうなったのでしょうか。いかがでしょうか。

○佐藤企画調整課長 移転費用の一部負担についてのご質問でございます。その辺に関しましては今まさに協議をしているところでございます。しかるべきタイミングになりましたら、区議会のほうにも報告することは当然だと考えておりますが、相手も民間事業者というところで、株主等への配慮もあるので、確定に近い段階になったところでまた改めてご報告をしたいと思っております。

○おくの委員 最初に区民や区議会を納得させるために、8年や、費用の一部負担などいろいろと出された条件が、8年たっても整っていないということは、非常に不誠実な契約だったと私としては思わざるを得ないのです。その点を指摘しまして、もう一つ先に行かせていただきます。

荏原複合施設の大規模改修工事に伴う一時仮移転施設として活用した後の問題です。2025年まで活用するということですが、この後、このまま公共施設の代替地として、いろいろ使用され続ける、そのような予定なのですか。それとも本格活用する、何かの建て替えや改修のための代替地として使用され続けるということではなく、何らかの本格活用をする、そのような計画検討を始める予定なのでしょうか。その点、どのように検討なさっているのか伺いたいと思います。いかがでしょう。

○佐藤企画調整課長 まず前段の、一部費用負担の返還、返還というか、TOCに負担を求める件に関しましては、私どもとしても適切に対応して、適正な金額のほうを負担していただくように今懸命に協議をしているところでございます。

2点目の令和7年度の仮設以降の本格活用につきましては、今たたき台の検討をしているところで、今はまだご報告できる段階ではございません。

○おくの委員 これは一般質問でも、また、その後の決算特別委員会などでも申し上げてきたことですが、地域の皆さんは例えばここに公園ができることを望まれ、例えば特養ホームや認可保育園などができることを望まれています。それは私が昨年一般質問で紹介したアンケートの結果がそうでしたし、また、最近地域の方から直接伺った声もそうでした。このような地域の皆さんの要望に沿った本格活用がなされることを私としては求めますが、その点いかがでしょうか、伺います。

○佐藤企画調整課長 本格活用につきましては、中長期的なニーズでありましたり、地域の事情、地域の特性、またどういった施設が近隣にあるのか、そのようなところも見極めながら、慎重に検討を進めたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、木村委員。

○木村委員 125ページの上にありますけれども、道路改良費、オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業9,376万円余からの質問です。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界中に広がることで、全世界が1つになれる4年に一度のスポーツの祭典が延期になりました。世界中をがっかりさせる事態になりましたけれども、延期に

はなりましたが、準備はしっかりと行わなければなりません。これは余談ですけれども、先日オリンピック・パラリンピック推進特別委員会でビーチバレーの会場を視察に行っていました。まだまだ建設中でしたが、大会までにはしっかりとした競技場が出来上がることを期待しております。戻りまして、その競技場周辺、環境整備として無電柱化事業を平成26年度から取り組んでおりますけれども、そこでお聞き致します。オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業に、国庫補助金と都補助金が充当されていますけれども、なぜ複数の補助金が導入されるのか、補助制度の内容や補助対象となる事業と併せてご説明をいただきたいと思います。

○溝口道路課長 まずオリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業につきましては、これまでオリンピック開催に向けまして、様々な補助事業が、国、都とできたところでございます。そういったところをできる限り整備していく中で、しっかりと活用していきたいということで、予算要求計画段階からいろいろな情報を取りながら進めてきたところ、そういった中の結果として、複数の国費、都費が充当されている形での事業になっているものでございます。

まず国費については、防災安全ということで安全・安心な道路を造っていくという観点で、電線類の共同化というか、地中化、そういった工事、または歩道の段差解消、自転車走行空間の整備、そういったものに対しての補助金が充てられているところでございます。さらに国際競争を勝ち抜くという、首都にふさわしい都市環境の創出というところで国費がまた充当されておりまして、最後の仕上げに遮熱舗装等を路線にやっております、それに国費を充当しています。

都につきましては、国庫補助と同じような内容の東京都での事業がありますので、遮熱または電線類の地中化、そういったものに対して、また、自転車走行空間について、それぞれ東京都の補助金もありますので、両方活用した形での事業整備をさせていただいているところでございます。

○木村委員 この事業により撤去した電柱の本数や、これまでの事業の進捗状況についても、分かればご説明をいただきたいと思います。

○溝口道路課長 今回オリンピック・パラリンピックの施設周辺ということで、中央海浜公園のホッケー会場周辺を整備しているものでございます。道路の延長としては約1kmの整備区間がありまして、その中の電柱ですけれども、電線共同溝によりまして38本の電柱が撤去されたことになります。そのほかにも、先ほど補助メニューでもお話をさせていただきましたが、バリアフリー空間の整備、または会場前の道路につきましては、自転車走行空間の整備、そういったものが進められている。また、最寄りの駅になります、勝島歩道橋のエレベーターの設置、そういったものも現在進めてきたところでございます。当事業につきましては、令和元年度で全て完了しているものでございます。

○木村委員 この事業は完成したということですが、区内にはまだまだ電柱がたくさん残っております。良好な都市景観の形成や防災性の向上など、今後も引き続きこの無電柱化に取り組んでいく必要があると思いますが、今後どのようにこの無電柱化を進めていくのか、区のお考えをお聞かせください。

○溝口道路課長 委員のご指摘のように、区内道路にはまだまだたくさんの電柱が残っている状況でございます。そういった中、無電柱化、そういったものはしっかり進めていかなければいけない事業というふうに捉えているところでございます。今年の5月に無電柱化推進計画というものを策定しております。今後10年間優先的に整備する路線を定めております。これは防災上必要な道路や景観、またはバリアフリー、そういったものの視点を持って、区内、例えば競馬場通り、今回整備したところの残りの部分や、文庫の森が広域避難所になっております。それにつながる道路、また、昭和大学病院のほう

につながる旗の台駅など、そういったところを＋優先的に整備する路線と定めておりますので、今後10年間で様々やっていかなければいけない路線はありますが、まずは今回計画で示した4路線、それの無電柱化をしっかりと進めていきたい。10年間のうちに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 ということは、区内の全ての電柱がなくなるということを期待していいということでしょうか。全ての電柱がなくなるかどうか、お聞かせください。

○溝口道路課長 やはり電柱がない町というのはいいことだと思うのですが、物理的にもなかなか難しいところがあります。また、これまで北品川などで無電柱化を進めてきたのも、長い期間近隣の方にご迷惑をおかけしながら進めてきたという経緯がありますので、一挙に全部の電柱をなくすということはなかなか難しいと思いますし、道路の幅員が本当に狭いところだと、電柱が地中の中に入らないというケース等もあります。様々なケースがありますので、なかなかすぐに全ての電柱をなくすということは難しいと思いますが、できるところ、または防災上必要なところ、そういったところについては優先的に取組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○木村委員 次に、131ページの中段下にありますけれども、いじめ防止対策費からです。いじめは重大な人権侵害、決して許されるものではありません。いじめはどの子供にも、どの学校でも起こります。これは本区のいじめ防止対策推進条例の出だしの一部です。区や教育関係者、当事者とその親、また地域の住民と関係機関が協力して、早期発見、早期解決と記載されています。お聞きいたします。このように区全体が1つのいじめに対して解決に向かうこと、強い気持ちを持って問題解決へ向かう姿勢は大変素晴らしいことと思います。差し支えない程度で結構ですので、その事例といじめる側といじめられた側のその後というものはどのようになったか、お聞かせいただけたらいいところがあれば、ちょっとお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 いじめの事例とその後ということでよろしいでしょうか。

いじめにつきましては、軽い事案も本当に深刻な事案もございますから、あまり具体的にはお伝えできませんけれども、本当にお子さんの受止めでございますので、軽いからかいの言葉や悪口、そのようなこともすごく気にしている様子でございます。まず、一番身近な担任がその状況を把握しまして、重いような状況でございましたら、校内で共有化を図り、いじめ対策委員会でいじめかどうかというような判断をいたします。また、スクールカウンセラーを1週間に一度配置してございますので、そちらで対応して、まず学校の中できちんと対応してございます。いじめはほぼ年間で解消していると認識しておりますが、今後も日々子供たちの様子を観察しながら、対応してまいりたいと考えております。

○木村委員 時間がないので、これで終わりにいたしますが、ぜひその子供たちのためにも、将来の子供と大人のためにも、また頑張ってくださいと思います。終わります。

○あくつ委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願いいいたします。私からは、116ページの子ども・子育て支援交付金についてお伺いいたします。

まず中長期での地域全体の子育て能力をアップする施策の強化についてなのですが、区には子育て支援の拠点として、児童センターや保育園の子育て広場、ポップンルームなどがありますが、積極的に利用できず、孤立化している子育て世帯もいるのではないのでしょうか。そのような世帯が利用しやすいよう、例えば認知症カフェのような、気軽に立ち寄れて相談もできる拠点、子育てカフェが必要だと考えています。以前ほかの委員からのご質問で、新しい居場所の在り方について検討していく必要があると

のご答弁がありました。その後の検討状況はいかがでしょう。改めて地域の子育て支援の団体などと連携をして進めていただきたいと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 子育て世帯の居場所の在り方についてのご質問かと思います。区といたしましては、行政サービスはもちろん、子ども食堂をはじめとした地域活動など、たくさんの選択肢があることが望ましいというように考えて取り組んでいるところでございます。昨年から引き続きまして、地域で子育て支援活動をしている方々のお声を聞いているところでございます。その中で、子育て支援活動をしている方同士で情報共有をしたい、これから活動したいと思っている方と出会い、協力をしたい、行政も含めて意見交換をしたいとのご意見をもらっておりまして、現在開催に向けて調整を行っているところでございます。

○横山委員 団体からの様々なお声をいただいているということで、ぜひ集約をしていただいて、国との協働といいますか、そういった居場所の提供や拠点というところを進めていただけたらと思います。

また、区民、地域の方なのですが、子育てをある程度完了した方なのですが、子供の泣き声を聞いたり、困っている子育て世帯を地域で見かけたときにとても心配なのですが、児童相談所に電話するほどではなくて、最近のご近所付き合いもあまりないので、直接声をかけるということもためらってしまって、どうしたらいいのかわかりませんというなお声をいただいています。気軽に立ち寄ることのできる拠点を作ると同時に、地域の子育て力向上として、通報というだけではなくて、それ以外の見守り方、例えば、まずは子ども家庭支援センターに電話をするなど、適切な相談先をご案内できるような見守り体制と、地域全体で温かくその親子を見守っていくという風土が、区内に根づいていくことが望ましいと考えています。子育てを適切に見守る方法をあらゆる世代の方々にお伝えして、多くの方に子育てサポーターになっていただきたい、さらにはファミリーサポートセンターの提供会員や、実際に子育て支援の担い手やボランティアを育成していくことが重要であると考えていますけれども、区のお考えをお聞かせください。

そして次なのですが、一般質問でもお聞きしたのですが、子ども・若者政策に関するジョブローテーションについて、例えば高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの福祉や教育の部署での係長や管理職の職員配置を見ていると、その分野の職に長く配置をしたり、異動を経て同じ部署に戻ってくるなど、豊富な経験を有する職員の方々を見受けられます。改めて職員配置の考え方と、特に児童相談所の開設など、子ども・若者分野におけるスペシャリストの育成の考え方について、どのようにお考えでしょうか。福祉職、心理職の育成におけるジョブローテーションの現状も含めてお伺い致します。

○廣田子ども育成課長 まず最初に、ボランティア等の育成についてでございます。現在地域の青少年やシニア世代の方を対象として、子育て支援等のボランティアになっていただく講座を児童センター等で実施しているところでございます。シニア世代の方においては、多く協力をしていただくということで登録していただいているところでございますが、全ての方々に活躍していただく場というものを提供し切れていない部分がありますので、その辺りを課題と考えておりまして、これから活躍していただく場を考えていきたいと思っているところでございます。逆に青少年世代につきましては、登録をしているのですが、学業や就職等で多忙となって、なかなか地域で活躍できないというような現状もございます。

○黒田人事課長 それでは、ジョブローテーション等についてご答弁を申し上げます。

いわゆる児童福祉司の任用資格の中では、社会福祉主事、区であれば福祉事務所に勤務する職員について、児童福祉事業に一定年数従事すると、社会福祉主事の任用資格が得られるというようなキャリア

パスがございまして、そのほか保健師や看護師、保育士につきましても、指定施設で相談援助業務に従事しますと、児童福祉司に任用される資格を得ることになりますので、これは福祉職の職場を、やはりジョブローテーションで経験を積むということが、いわゆる児童福祉司としてのキャリアも積んでいくということになりますので、そういった福祉の仕事しながら、キャリアを積んでいながら、管理監督職を目指すというような職員育成および配置を行っていきたいというふうに考えてございます。

○横山委員 まずボランティア等の活躍の場というところで、シニア世代の方の活躍の場について、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。青少年世代の方、なかなか大変、お忙しいのかなと思うのですけれども、そちらについても何か、最近ＩＣＴなどもありますので、よい方法がありましたら、あわせてぜひご検討ください。お願いいたします。

また、ジョブローテーションについてなのですが、私はこちらの育成というところにつきましては、区立の児童相談所の準備という観点もありますので、喫緊の課題というふうに考えているのですけれども、こちら現時点でどのように認識をしていらっしゃるのか。現在、児童相談所はまだありませんので、現在のこのジョブローテーションというもので対応可能なのかというところ、また、今後どのように育成していくのか、計画的に進めていただきたいと思いますのですけれども、その辺りのご見解をお伺いいたします。

○黒田人事課長 まず児童福祉司の任用資格として、社会福祉士の資格を持っている職員であれば、そのまま児童福祉司の任用資格を得ることができるということがございますので、社会福祉士の資格を持った職員の採用というところを主に進めているところでございます。あとは計画的に採用を進めておりますが、現時点では、そういった福祉職の職員全体の中から配置をしていくというような形で、職員管理を行っているところでございます。

○横山委員 現在のところをお伺いいたしました、今後なのですが、管理職の方の育成、例えば所長など、そういったある程度経験を要する方をしっかりと育成していただくという視点をぜひ持っていただきたいなというふうに考えておまして、そのためには、もう今ぐらいからすぐにジョブローテーションについてしっかり検討していただいて、計画的に育成していただくという視点をぜひお持ちいただいて、各関係部署と連携していただきながら進めていただきたいと思いますというふうに考えているのですけれども、今後将来的な部分の育成についてお願いいたします。

○黒田人事課長 児童相談所の所長ですと、法令に規定がございまして、社会福祉士や児童福祉司として２年勤務した者などが所長としての要件を満たすということになりますので、今後、現在児童相談所はございませんけれども、そういった業務の経験を積む中で、やはり管理監督職を目指してもらい、そういった形で育成を図っていきたいというふうに考えてございます。

○横山委員 ぜひ長い将来を見据えて、現在から進められる部分はぜひ計画的に、ジョブローテーションなどといったところで育成を進めていただきたいと思いますというふうにお願いをいたします。

最後にペアレントトレーニングについてなのですが、今年７月、親子・子育て応援ラボの勉強会で、社会福祉法人子どもの虐待防止センター相談員の青木幸子先生より、「禁止や否定の言葉を使わずに「実況中継」で簡単で安全な伝え方を学ぶ」をテーマに、ＣＣＡＰ版親と子の関係を育てるペアレントトレーニングプログラムのダイジェスト版を学びました。このプログラムは、子育てに悩む多くの保護者の声を聞いてきた相談員が作ったもので、親と子の関わりが難しくなっているときにでも、誰でも安全に実践をすることができるということです。こちらをぜひ、ペアレントトレーニングなのですが、子ども家庭支援センターとして、保護者からの相談支援に活かしていただきたいのですが、いかがで

しょうか。

○崎村子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターにおけるペアレントトレーニングの活用というご質問かと思います。ペアレントトレーニングについては、子供を虐待してしまった保護者や子育てに困難や悩みを抱える保護者、その方々を継続的に支援していく上で、実践的かつ無理のない支援手法であるというふうに認識はしております。今後センターの職員が、そういった養成講座などで手技手法を学びまして、実際のケースワークや保護者支援に活かしていくなど、活用について検討してまいりたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私は、102ページの空き家対策総合支援事業補助金、それから158ページのリサイクル資源売却収入、この2点についてお伺いしたいと思います。

初めに空き家対策総合支援事業補助金なのですが、当初予算上はゼロ円になっておりますが、調定額として95万7,000円が計上されております。一応空き家等対策事業というものに充当されているとなっておりますけれども、そもそも予算上ゼロだったことと併せて、この充当された空き家等対策事業といったものをもう少し詳しく、どういった事業に充当されたのか伺いたいと思います。

○森住宅課長 空き家対策総合支援事業補助金でございますけれども、予算編成当初は、補助対象金額が1,000万円以上というふうになっておりまして、なかなかそれを充当するというような事業費を見込んでいたわけではございませんので、この補助金を使うということは考えていなかったのですが、平成30年度末にこの1,000万円以上という要件が外れましたので、当初社会資本整備総合交付金の10分の4.5という補助金を見込んでおりましたが、この補助金が2分の1でございますので、こちらのほうを充当したというところでございます。

中身につきましては、所有者等の相続人を確定するために司法書士に委託をしております、相続人調査委託の経費として62万7,000円、それから空き家の予防啓発セミナーの運営委託の経費として33万円、合計95万7,000円を充当したというところでございます。

○塚本委員 今ご答弁にあった、空き家の相続人等、この調査というか、追いかけるというところに使われているところでございますけれども、今空き家の所有者が不明でありますとか、あるいは相続人が全員放棄してしまって相続人がいないとか、そういった空き家に対する対応というか、それをどうするのだというところで、相続財産管理人制度というものがあるというように聞いております。例えば杉並区などは、この相続財産管理人制度というものを活用した空き家対策ということを今年から始めているようです。こういった相続財産管理人制度というものを活用することでの空き家対策、このことについて、区としてはどのように受け止めているのか、評価等も含めてお伺いしたいと思います。

○森住宅課長 今現在、例えば行方不明で所有者が見つからない、あるいは相続人が全て相続放棄をしてしまったというようなところにつきましては、区内でも幾つかございますけれども、そういったものは、例えば土地所有者の方にご協力をお願いするだとか、不在者の親族の方に通知を送りまして、ご協力をお願いするというような対応をしております。なお、相続放棄をしても、次の管理人が決まらなければ、相続人が管理をする責任があるということは、指導の中でしているところでございます。

相続財産管理人というご提案をいただきまして、今、例えば比較的状态の悪いもので、所有者が全く分からないというようなものについては、現在区内にはございません。ただ、全ての調査を終えたわけではございませんけれども、幾つかで所有者が不明であったり、相続人が全て放棄しているというようなことが考えられるものがございます。今、杉並区というお話がありましたけれども、他区でも、既に

こういった相続財産管理人制度を使って、空き家を除却したという例もございますので、そういったものを調査しながら、対応が必要になったときに備えていきたいというふうに考えております。

○塚本委員 そうすると今現在、この相続財産管理人制度等を使用して空き家の財産を処分しているというような事例は、品川区にはないということなのでしょうか。ちょっと1点そういった事例があるかどうかということでの確認と、杉並区の場合は、そういった申立てが起こらない場合に、区が申立ての代理人というか、行政が代わりに申立てをするというようなことをするようでございますけれども、行政がこの相続人のいない空き家の財産処分等の申立てをするということに関してのメリットというのは、そのようなものがどのようなところにあるのかということをお伺いしたいと思います。この相続財産管理人制度で処分した財産というものは、売払ったりして出た利益というのが、基本的には、弁護士や司法書士が行った必要経費等はそこから出るということですが、残った財産は国のほうに帰属するという制度だそうなので、そういった制度の中でも、区があえて、行政のほうに申立てをして財産処分をしていくというところに関しての、こういったところにメリットがあると思われるのか、お伺いしたいと思います。

○森住宅課長 品川区内では相続財産管理人制度を使って除却をしたという例はございません。ほかの区で幾つか見られるというところでございます。

区が相続財産管理人として申し立てた場合のメリットでございますけれども、例えば、その相続財産、土地建物が建築不可の土地にあったというようなことになると、土地を処分しても、そのために要する費用であったり、あるいは土地の所有者であった方に借金が幾らかあるということになりますと、そういった処分した財産から債務を返済していくという形で、残ったものから、例えば選定された相続財産管理人の費用を差し引いて残ったものが国に入ることになりますが、それがマイナスになってしまうと、こういった相続財産管理人制度を使っても、なかなか弁護士の費用も出ないということになりますので、そういった部分については、区が利害関係者として入れれば、申立てをして、そういった部分で対応が進むことはあるのかなというふうに考えております。

○塚本委員 分かりました。今現在はまだそういった状況にあるような空き家はないという認識だと思うのですが、今後のこともよく見極めながら、こういった制度についてもよくご検討のほう、必要ときにはということで考えていただければと思います。

次に、158ページのリサイクル資源売却収入ですが、この収入済額、予算より大分大きく伸びております。この理由について、いろいろなリサイクル、古紙、プラスチック、アルミ缶、ペットボトルとございますけれども、こういったところでこの大幅増になったのか理由をお聞かせください。

○工藤品川区清掃事務所長 リサイクル資源売却収入につきましてのお尋ねでございます。こちらのほうは、資源の有効利用を図るために、出された資源物を売却して歳入を確保しているということでございます。予算を大幅に上回って歳入が確保された理由でございますが、予算編成時に中国の環境規制が強化されまして、古紙をはじめとした資源の受入れが規制された、制限されたという事例がございました。そういったところから、市況がさらに悪化するのではないかということで、売却単価を低く見積もってやっていたわけですが、単価は減少したわけですが、私どもの予想を大幅に上回りまして、資源が売却されたことでございます。

もう1点の理由と要因といたしましては、資源の量が前年度、平成30年度と令和元年度とを比べまして、2%ほど増加したということで、一定量の資源が確保された。そのような要因から、今回、大幅に上回ったものでございます。

○塚本委員 あまり時間がなくなってきたので、最後に一言だけです。来年度、歳入という部分では非常に厳しいというお話がこれまでも出てきておりますので、これを貴重な収入源として、2億円を超えるような収入源になっておりましたので、来年度に向けてもしっかりこの見込みを立てていただいて、歳入確保ということに努めていただければと思いますけれども、最後に一言だけお願いいたします。

○工藤品川区清掃事務所長 区民の皆様から出された資源物、しっかりと収集してリサイクルにつなげるということが私どもの使命でございます。そういった考えで歳入確保を図ってまいりたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。115ページ、都支出金より子ども家庭支援包括補助金、そして時間が許しましたら、国庫支出金、95ページよりひとり親家庭自立等支援について伺ってまいります。

まずは子どもの未来応援事業に関連しまして、子ども食堂について伺ってまいります。品川区は子ども食堂のネットワークを率先して立ち上げ、広めてきてくださいました。本来、子ども食堂という居場所が立ち上げられるきっかけになった見えづらい貧困問題に限らず、最近では様々な環境のご家庭が来られることも、一般的になってきたように見受けられます。手作りで温かい食事が食べられるシアトルホームな雰囲気では誰かと食事ができるなど、メリットがありながらも、これまで続けてこられた中で、このコロナ禍におきまして、課題が少しずつ見えてきたのではないかと考えております。例えば、開催日数が月1回の子ども食堂も多いと思います。今、区内にどれだけの子ども食堂があり、月1回開催などの子ども食堂は何件でしょうか、改めてお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 子ども食堂のご質問でございます。こちらは現在24カ所ございまして、12カ所が月1回開催しております。

○西村委員 毎週開催していただいている子ども食堂、いつでも開いているよという子ども食堂はなかなか開催が難しいと思うのですが、開催時間帯におきまして、17時や18時開始のところも多くございまして、開催時間が早いので、働く親が連れていけない。また、お迎えは親が来てくださいと言われることも多く、フルタイム勤務やひとり親家庭は間に合わず利用できない。また、主催者側の方からも、本当に困っている方にリーチできているのだろうかという悩みを聞いたこともあります。学校から帰ってきた子どもたちが、家でご飯を独りきりで食べる孤食も多くなっている中、地域の拠点としての機能を子ども食堂が持つことも増えてきていると思います。また、コロナ禍におきまして、2月頃からボランティア活動もほぼ動いていないと、社会福祉協議会の方もおっしゃられている中で、サービス形態を転換させていくフェーズに入ってきているのではないかと考えております。

そこで、地域で芽吹いた苗をどのように強く確かなものにしていくのか、模索していけないだろうかとずっと考えてまいりました。例えば子ども食堂ですと、フードパントリーを実施している子ども食堂が少しずつ増えてきているのではないかと考えています。今、区内で何拠点が実施をしてくださっているのでしょうか。子ども食堂がなかなか開催できない中で、区としてずっとフードパントリーを強化していく動きがあればお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 現在、24カ所の子ども食堂の中で、フードパントリーを実施しているところは12カ所ございます。その中でのフードパントリーの強化のご質問につきましては、品川区の子ども食堂は地域に根差しており、自主性を尊重しているため、フードパントリーを強化するかしないかは、それぞれの子ども食堂が判断しているところでございます。

また、品川区社会福祉協議会のネットワーク事務局ともいろいろ連携を取りながら、区としても実施しているところでございます。

○西村委員 私が把握している数よりも多くて、大変喜ばしく思っております。子ども食堂ネットワークと連携しながら、このコロナ禍の間にお弁当の寄附をフードパントリーで配布してくださっていたような子ども食堂もありましたので、大変ありがたいと思っております。

また、もう1点がしあわせ食卓事業、こちらにも率先して取り組んでいただいているのですが、ウィズコロナ時代において、子ども食堂のような密集を伴う通所型福祉の実践が難しくなるため、子ども宅食のような訪問型福祉の重要性がますます高まっていくだろうと思っております。次年度の取組みとしまして、さらにアプローチしていくことがあれば教えてください。

○三ッ橋子育て応援課長 次年度への取組みでございしますが、まずは今年度、様々なしあわせ食卓事業がございしますので、今年度の検証を行いながら、例えばSNSを使う方法など、支援事業につきましては他区の状況を鑑み、また、国の政策などを取入れる方向も鑑みながら、対応していきたいと思っております。

○西村委員 私も大変注目をしております、自民党でもこども宅食推進議員連盟というものが立ち上がりまして、先日のつる委員の一般質問でもございましたが、今年度の第2次補正予算で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による影響に対応するための、子どもの見守り強化アクションプランが決まっています。支援対象児童等見守り強化事業として、補助率国の10分の10、総額31億円として計上されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の休校や、外出自粛による影響が継続している中で、子どもの見守り機会が減少しています。このことから、地域団体等との連携を図りながら、地域の見守り体制を強化し、支援対象児童の家庭を定期的に訪問するなど、コロナ禍でなかなかどこまで実行できるのかと難しい点はあると思うのですが、必要な支援につなげることも模索していきたいと思っています。このコロナ禍での緊急的な子ども見守り強化策として、この支援策を使ってはどうかと思うのですが、改めてお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 国の支援対象児童等見守り強化事業でございしますが、こちらは他区でも導入の実績があり、支援を必要とする世帯と継続的なつながりを持つために有用なものと捉えております。品川区のしあわせ食卓事業でございしますが、こちらは食品の配送をきっかけに区の施策につなぎ、自立の支援を目指すものでありますので、ご提案の事業も参考にしながら、区への相談事業につなげていく手法を検討してまいります。

○西村委員 こども宅食、しあわせ食卓事業のみならず、子どもたちの状況の把握ですとか、今ご答弁いただきましたように様々な方法を模索していければと思っております。学習・生活指導支援などを通じた子どもの見守り体制の強化としても、経費として検討できないかなと思っております。例えば岐阜市でしたら、この事業から2,400万円の予算を利用しまして、新型コロナウイルス感染症で苦しむ地元の飲食店にお弁当を作ってもらいまして、そのお弁当を宅食されているというように伺っています。子どもの見守り強化と経済効果を見越して、縦割りではなく横断で工夫をされていると伺いました。また、埼玉県吉川市では、ニュースで流れておりましたものは、この事業を活用しまして、地域団体等への委託料として予算を計上しまして、目視による安全確認を徹底しながら、子どもの見守りに取り組んでいくというような取組みがニュースになっておりまして、区でも活用しながら、この緊急策として取入れることを前向きにご検討いただきたいと思っております。

また、ひとり親家庭に向けて、このしあわせ食卓事業でお送りされているものの中に、何か区のご案内

内ですとか、なかなか情報が行き届きにくい部分に関しまして、盛り込んでいらっしゃるものが、同封されているものがありましたらお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 しあわせ食卓事業の食品配送とともに、区のお知らせをしているのだけれども、実際には子育て応援課の事業のほか、品川区奨学金貸付事業のお知らせ、そしてひとり親家庭学習支援事業のお知らせ、就労支援事業やひとり親家庭住宅入居支援事業のお知らせ、また、子ども食堂のパンフレットなども、実際にはお送りしております。

○西村委員 大変忙しい中で情報を得るということで、こういったものが同封されてくるとことはありがたいと思います。また、今どれぐらいの世帯に届いているのか、全体母数の中で、改めてお聞かせください。

○三ッ橋子育て応援課長 このしあわせ食卓事業の配送先でございますけれども、1,500世帯を対象にいたしまして、現在第3回まで行っております。その3回目につきましては、310世帯でございます。こちらは食品の配送をご希望される方に届けているものでございます。

○西村委員 その届ける、行き届かせるということがなかなか難しいと思うのですが、1,500世帯ということで、まだ知らないという方がいらっしゃるように、ぜひ続けていただくことが大事だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○あくつ委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、139ページと146ページにある奨学金貸付事業について伺います。

現在、区の奨学金制度は、奨学金貸付基金を設置し、果実運用型で実施されています。昨年度の在学応援資金は、公立、私立合計で12名、入学準備金は公立で1名が受けています。

非正規雇用の拡大など雇用環境が悪化している下、今回のコロナ禍で減収になっている家庭も多くあります。共産党区議団が行ったアンケートでも、子育て家庭に限ったものではありませんが、3分の1の人が減収になったと答えています。こうした状況の下、経済的理由で就学できないことがないよう支援する、奨学金制度の拡充がより求められております。こうしたときこそ、果実運用型だけではなく、一般財源を投入し、事業拡大すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 奨学金のお尋ねでございます。まず、品川区では奨学金貸付事業を行っておりまして、そちらの目的といたしましては、就学する意思があるにもかかわらず、経済的理由により就学等が困難な者およびその保護者に対して奨学金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としております。

こちらの目的に基づいて、平成30年度からは、返還免除制度を導入した奨学金の貸付事業を行っております。こちらは大きな改革と区の中では考えております。このような状況の中、現状では、返還金に基づき、この貸付事業を実施しているところでございます。現状におきまして、この返還金で十分賄えており、今のところ一般財源の投入は考えておりません。

○のだて委員 今、返還金の中で賄えているということでしたけれども、そうした果実運用型だけでは、やはり事業が小さくなってしまわないかと考えます。平成30年度に入学準備金が1人40万円までに増額され、前年は1人だったのですが、翌年は9人と大幅に増えています。今まではやはりこの対象が狭く、子どもや家庭のニーズに応えられていなかったということだと思いますので、このコロナ禍の下、拡充がやはり求められていると思います。

また、お隣の大田区や港区では、この新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、大学生や進学予定の高校生などを対象に、1人15万円など給付型奨学金を実施するとしています。こうした高校生や

大学生への給付型奨学金が品川区としても求められている、実施すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 今、委員より様々ご提案がございましたかと思いますが、他区の状況、港区や大田区、給付型などを実施しているところはいろいろ勉強しているところでございます。しかしながら、品川区といたしましては、平成30年度から、この返還免除制度の奨学金貸付事業というものを大きく改革しておりますので、現状、給付型の奨学金については考えておりません。

○のだて委員 大きく改革したと言いますが、やはり今のコロナ禍の状況の中、ご家庭も減収になって大変な状況になっております。そうした中で、今研究中で、後からやるということでは遅過ぎる。今大学生の実態として、この奨学金、学資ローンというような状況にもなっておりますから、卒業するときに数百万円とか、1,000万円借金を抱えているということになってしまいます。今それを避けるために、奨学金の借り控えということが起こっておりまして、アルバイトをして、自分で授業料を稼いでいるという状況になっています。だから今、学生のアルバイトというのは自分のお小遣いを稼ぐというのではなくて、授業料、自分の授業料を稼ぐためにやっている中、この新型コロナウイルス感染症でアルバイトもできなくなってしまったという状況で、退学を考えているという方がいまだにいらっしゃると思います。そうした大変な状況、大学生の置かれた状況というものを、区はどのように考えているのか、受止めているのか、伺いたいと思います。

○三ッ橋子育て応援課長 今、全世界中がコロナ禍において、本当に大変な状況だとは思っております。この大学生の状況、また大学生に限らず、様々な方が大変な状況だと私は捉えております。そのようなコロナ禍において、例えば今回の奨学金に関しましては、猶予制度というものの中にはございます。コロナ禍の様々な状況でご相談いただいた場合、猶予というものがございますので、それは対応していきたいと思っております。また、この猶予のほかにも、分割納付でありますとか、そのご相談は丁寧に応じているところでございます。

○のだて委員 世界が大変だということは、皆当然そう思っていると思いますが、やはり今、この区の奨学金対応の課長として、やはりこの学生の大変な状況に心を寄せていくということが必要だと思います。そうした支援を行っていくということで、ぜひ、考えていただきたいと思うのですが、なぜ拡充ができないのか伺いたいと思うのです。この間というか、品川区では介護専門学校への返還免除型奨学金ということもやっております。ですから、この大学生対象の奨学金も可能だと思いますので、当然猶予制度、また、分割等もありますけれども、これから借りていく方もいらっしゃると思いますので、そういったところで、ぜひ事業を拡充していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 委員ご指摘の大学生を対象とした奨学金制度でございますが、国が授業料減免や奨学金拡大を行っているところでございます。また、東京都や大学をはじめ、様々な事業者が奨学金制度を設けておりますので、区といたしましては、大学にまで拡充する考えはございません。

○のだて委員 国や、都や、様々な事業者がやっていると言いますが、それで足りているのですか。区民の学生の中で大学に行けないという方など、就学が経済的に困難になってしまう、こういった方が出ていると区は考えているのか、伺います。

○三ッ橋子育て応援課長 区といたしましては、今現在、奨学金に関しまして、在学応援資金というものを平成30年度から、返還免除制度を導入しているところでございます。こちらに関しましては、実施してまだ日がそれほどたっていない状況でございますので、こちらを検証しながら、また、大学生への拡充につきましては、現在のところは考えておりません。

○のだて委員 大学を考えないということなのですからけれども、ぜひこの高校の返還免除のほうは検討して、さらに拡充していただきたいと思いますと思うのですが、大学のほうでも拡充をしていくべきだと思います。それを強く求めたいと思います。

また、現行の返還免除型、高校生のものでございますけれども、この間申請者、直近では在学応援資金で12人、入学準備金で9人という人数ですが、たしかこの品川区の1学年の人数は3,000人というぐらいの数だったと思うのですが、全員が進学するわけではありませんが、就学援助を受けている家庭というものは2割弱ということを見ると、求められているものに答えられていないのではないかと思います。やはりこの条件が厳しくて、対象が狭まっているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子育て応援課長 平成30年度から1人あたり、最終的には60万円の返還免除制度を実施しているところでございます。こちらは先ほども申し上げましたように、国や都が様々な奨学金制度を導入しておりますので、区といたしましては、この高校生に対する奨学金制度を導入しているところでございますし、引き続き実施してまいります。

○のだて委員 ぜひ、この現行の少ない申請者の課題を洗い出して、より多くの方が受けられるようにしていただきたいと思います。やはりこのコロナ禍の状況の下、多くの非正規雇用の方などの家庭も影響を受けていますので、奨学金の拡充をお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、まず歳入全般について、それから52ページ、特別区民税と、89ページの国民健康保険料、それから89ページ、生活保護費と、95ページ、時間があれば児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金についてもお伺いしたいと思います。

まず歳入全般なのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で大変厳しいものが予想されております。午前中冒頭、濱野区長のご挨拶の中で、社会的弱者に目を向けて施策を推進したいというふうにおっしゃっていました。ぜひ区全体でこの方向で進めていただきたいと強く願います。ただ5%減ということでも、ざっくり、少なく見積もっても数十億円単位の話になるかと思います。とすると、電気代やコピー代を節約したからといって、それだけではとても追いつかない数字になるかと思います。事業そのものの見直しも必要になってくると思いますが、特に福祉サービスについては、事業者への委託や指定管理の形を取っているものも多くあります。これを、例えば事務費のシーリングといった名目で切り下げたりすることも考えていらっしゃるのでしょうか。そのことが結局は、人件費やサービスの質や量に影響してしまう可能性もあるのではないかと、区として直接事業費、あるいはそのサービスを切らなくても、間接的にサービスの低下になってしまうということをお大変危惧しております。委託や指定管理等の委託料とシーリングとの関係について教えていただければと思います。

それから特別区民税ならびに国民健康保険料、これは新型コロナウイルス感染症の影響で今納税猶予、あるいは保険料の納付猶予といったことが行われておりますが、現在のところ何件ぐらいか、把握していれば教えてください。

○品川財政課長 歳入全般ということで、ご質問にあります委託関係の部分でございます。これにつきましては、当然必要な部分については、予算化しなければいけないという趣旨がございます。そういう部分からして、シーリングの対象になるかどうかというところは、やはり検討する中でどうするかという方向にはなるかと思いますが、基本的には使っていくものについては、全て予算化していくというのが原則的な考えかと思っております。

それから、あとは福祉関係等、こういったところも当然事業計画等に従って、予算化して進めていきたいと、このように考えております。歳入減の方向に対しましては、当然事業見直しをしていく中で、不要なもの、必要なものというところで、やはり歳出を少しでも削っていくという方向はあるかというふうに考えております。

○伊東税務課長 特別区民税の徴収猶予ということで特例が設けられまして、やっているところでございますけれども、現在のところ、件数でいいますと350件、金額で申し上げますと9,200万円余の猶予申請が出されて、許可されているというような状況でございます。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険料の猶予についてでございますけれども、現在のところ猶予の申請を行った方はゼロでございます。ただ、私ども国民健康保険の場合には、猶予ということではなく、国民健康保険料の減額免除の申請ということで、大本の部分での申請ということで対処をさせていただいているところでございます。

○あべ委員 福祉のほうはぜひサービス低下がないように、むしろコロナ禍で需要が増えている部分もあると思いますので、それもぜひ勘案していただければと思います。特別区民税、数字のほう承知しました。国民健康保険のほうは、減免の件数が分かれば教えてください。

それから生活保護のほうに移ります。生活保護世帯が減少、コロナ禍でも微増という答弁でしたけれども、コロナ禍での生活困窮者の急増を受けて、今、生活保護問題に関する全国の自治体議員の連絡会で、私も情報交換をしているところです。その中で、保護を必要とするほど困窮していながら、なかなか申請に至っていないという方が非常に多いというふうに感じております。申請しない1つの理由が親族照会、もう一つが、無料低額宿泊所の問題があるかと考えております。品川区の場合は、親族への扶養照会をどの段階でしているのか、あるいはどの程度しているのか、照会をすることによって、そこから扶養につながるということがあるのかということをお伺いしたいと思います。それから無料低額宿泊所については、今何世帯が利用していて、そしてどのくらいの期間、滞在をしているかということも分かれば教えてください。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険料の減免の状況でございますけれども、9月現在で、およそ1,500件の方が申請をされているところでございます。

○櫻木生活福祉課長 生活保護の受給にあたっての扶養義務照会についてのお尋ねでございます。扶養義務照会につきましては、生活保護のご申請をされた後に、調査の過程で原則的に行っております。どの程度ということでございますが、原則として、扶養につきましては、生活保護に優先して行われるという法律上の基本がございますので、そのような形でやらせていただいておりますが、相談者の方のご事情等を伺って、明らかに、例えばDV等で要保護者の自立を阻害するであろうと思われるような状況が確認できた場合は、扶養義務照会を行わない等の対応をとることもございます。

あと無料低額宿泊所につきましては、原則的には短期間で出ていただくということで対応しているところで、恐縮ですが、その平均的な滞在月数については把握しておりません。

○あべ委員 無料低額宿泊所については件数もお伺いしたので、漏れていたかと思います。それと親族への扶養照会、これは必ずしも原則的に行わなければいけないものではなかったかと思います。また、優先してということも、そちらを先にやらなければいけないということではなくて、扶養のほうからお金を受け取っていれば、そちらのほうが先というような意味だったかと思います。そういった意味では、原則として扶養照会をするという理解が、申請を妨げている状況に非常に強くあるのではないかと思います。そのプロセスについて、原則とするというようなことをぜひ外していただけないかと。少なくとも

もご相談の中で扶養照会を求めないということであれば、そのままにしていきたいと思います。なければ、多分、ごめんなさい。もう一つ伺ったと思います。扶養照会をして、では扶養しましょうというようになったケースというものはどのくらいあるのか教えてください。それができないからこそ、そのような状況に陥っているのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○櫻木生活福祉課長 大変申し訳ございません。品川区のほうで無料低額宿泊所に現在入っていられる方は102名ということでございます。

それと扶養義務照会については、原則ということでございますが、ご相談される方の状況、個々それぞれ異なりまして、よくよくお話を伺って、状況に応じた対応はしているところでございます。

あとは扶養照会した状況で、扶養するという回答は、現実的にはなかなかいただけないことも多いのですが、逆に精神的な扶養を行うであるとか、住居費を持ちますという回答をいただけることもございますので、それは扶養照会をしてみて初めて確認できることもございますので、状況としては様々ございます。

○あべ委員 ぜひ扶養照会ということが申請を妨げるような効果を持たないように、広報も含めてよろしくお願いします。

最後に児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金なのですが、もう時間がありませんので、まずはこの事業の補助金メニュー、ぜひ品川区でも、アフターケア等も使えますので、そちらのほうでもご活用いただくようお願いして質問を終わります。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時19分休憩

○午後3時35分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願いいたします。

本日は事項別明細書120ページ都支出金、3目衛生費補助金に関連しまして、予防接種についてお伺いしたいと思います。

10月1日からインフルエンザワクチンの接種が始まりましたが、9月11日、厚生労働省は突然インフルエンザワクチンの高齢者優先を打ち出し、医療現場は現在混乱しています。この厚生労働省が打ち出した高齢者優先の理由と根拠について、ご説明をお願いいたします。

また、これは今シーズンインフルエンザワクチンが十分な量を提供されず、足りなくなる恐れがあるからということで打ち出されたのでしょうか。それも併せてご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 インフルエンザワクチンでございますが、高齢者を優先というような方針にしましては、現在新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている状況で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのウイルスの初期症状の区別が非常につきにくいということから、重症化しやすい高齢者についてはなるべく早くインフルエンザワクチンを接種して、インフルエンザの重症化だけでも先に予防する必要があると考えたためと聞いております。

また、インフルエンザワクチンの供給でございますが、昨年度と比較しまして12%多い量、これまでは最大量供給するとされておりまして、ワクチンが足りなくなるからということではなく、効

率的なワクチン接種の推進で必要な方に行き渡らせるためと聞いております。

○鈴木（博）委員 ご答弁ありがとうございました。

そうしますと、ワクチンは十分あるにもかかわらず、希望者が増えたら足りなくなる恐れがあるという薄弱な理由で高齢者優先という施策が行われるということでしょうか。私も第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会の資料2を確認しましたが、小児の接種を遅らせるという文言を見つけることはできませんでした。高齢者が接種をすると、ワクチン全体が足りなくなる恐れがあるという具体的な数字上の根拠などは、どこかに何か示されているのでしょうか。お答え願います。

○鷹箸保健予防課長 具体的な根拠について示されたものは、これまで特段ございません。

○鈴木（博）委員 ご答弁ありがとうございました。今流行している新型コロナウイルス感染症は、若年者は軽症に終始し、高齢者と基礎疾患を有している方のみが重症化します。したがって、いつできるかわかりませんが、将来新型コロナウイルスワクチンができた場合に、高齢者を優先するというのは十分根拠があるし、理解できるところでございます。

しかし、今問題にしているのは季節型インフルエンザワクチンです。ご存じのとおり、季節型インフルエンザ感染症は、高齢者とともに子どもにとっても、検査の陽性者ではなく膨大な発病者数がいるということ。また、インフルエンザ脳症の合併など、小児にとっても非常に恐ろしい感染症です。そのため多くの小児科医は、子どものインフルエンザワクチンの接種を遅らせるべきではないと声を上げています。日本小児科医会、NPO法人VPDを知って、子どもを守ろうの会なども、子どものインフルエンザワクチンを予定どおり接種するよう現在保護者に呼びかけを行っています。

10月1日から子どもについて例年どおりインフルエンザワクチンを接種するという意見に対する、区のご見解を伺いたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 今回の10月1日から高齢者を優先、それ以外の対象に関しては10月26日以降といった国の方針に関しましては、あくまでもそういったご協力をお願いするというスタンスでございますので、特に12歳以下のお子さんについては2回接種が必要ということを考えますと、10月1日から接種するという点に関して、特段問題はございません。

○鈴木（博）委員 品川区は1歳からの接種補助が今年度から始まりますが、これも10月1日から接種した子ども全てに適用されるということですのでよろしいのでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○鈴木（博）委員 非常に見識あふれる品川区のご見解に安どいたしました。今後も子どもの健康を守る立場を堅持して、子どもの健康を守るためにご尽力をお願いしたいと思います。

次に、10月1日からのロタウイルスの定期接種化とともに、予防接種の接種間隔も変更になりました。これもまた非常に現場が混乱しますので、その内容について簡単にご説明をお願いいたします。

○鷹箸保健予防課長 ワクチンの接種でございますが、これまでは生ワクチンを接種した後は27日、不活化ワクチンについては6日以上空けてからでないと次のワクチンを接種してはいけないという、接種間隔というものが厳密に決められていました。一方同時接種も認めるという非常に分かりにくいものになっていた部分がございますが、今般10月1日から、注射の生ワクチンを除きまして、全てのワクチンの接種間隔の決まりを撤廃したというところがこの特徴でございます。同時接種も全てのワクチンについて可能になりました。

○鈴木（博）委員 今まで注射用の生ワクチンをした後27日間はほかの予防接種をできなかったの

ですが、今回新しく改正されたルールによりますと、27日以上空けなければいけないのは同じ注射用の別の生ワクチンでありまして、この理由というのは、生ワクチンは体の中に入ると、そのウイルスが体に入ってほかのワクチンのウイルスの増殖を抑制するので、注射用の生ワクチン同士は27日以上間隔を空けて、1カ月空けましょうということで、これは世界共通のルールで、どこの国でもこのルールに基づいて行われています。

それに対して、今まで30日までは不活化ワクチンと飲む生ワクチン、具体的に言うとロタウイルスのワクチンと経口ポリオワクチンなのですが、これに関しては1週間、それから生ワクチンに関しては1カ月空けなければいけないというルールで、保健所のほうからも何回も厳重に注意されるような状態だったのですが、実はこれは世界中どこの国でもやっていないルールでありまして、今まで日本だけのローカルな特殊ルールで、8年ぐらい前から小児科医の間で厚生労働省のほうにこういうルールは撤廃してほしいということたびたび要望を出していたのですが、今回めでたくそれが実現しまして、不必要で煩雑なワクチンのルールがなくなったということで、これに関しましては世界の標準に合わせただけだという見方もできまして、非常に煩雑な制約がなくなったという点では、子どもにとっても非常に歓迎すべきことだと思います。

ただし、1点だけ確認したいのですが、10月1日以降はこの新ルールに基づいて、例えば9月に生ワクチンをやった場合は1カ月空けると10月中旬になるのですが、10月1日以降はもう新ルールで接種を行ってもよろしいということで、これは確認なのですが、いいわけですね。

○鷹箸保健予防課長 はい。10月1日から解禁ということでお考えいただければ結構です。

○鈴木（博）委員 安心しました。

しかし厚生労働省のホームページを見ると、同じ不活化ワクチンの接種間隔に関しても、同じワクチンに関しては煩雑な規制が現在そのまま残っています。この規制に関して区の見解を伺います。

具体的に言うと、不活化ワクチンを1つやって次のワクチンをやるのに、あるワクチンは27日空ける、あるワクチンは20日空ける。それと3回やってから追加をやるのに、あるワクチンは7カ月から13カ月空けなくては行けなくて、あるワクチンは60日以上空ければいいというような様々な規制が残っているのですが、これに関する区の見解をお伺いします。

○鷹箸保健予防課長 大変複雑なルールでございますが、今回の改正はあくまでもワクチンの種類ごとの接種ルールに関して、注射の生ワクチン以外撤廃されたということでございまして、同じワクチンに関しての接種間隔については今までどおり変わっておりませんし、生後何カ月から打ち出して、そこから接種の回数が変わってくるとか、そういった一つのワクチンについての細かいルールについては、現存として今も残っております。

○鈴木（博）委員 現在の煩雑なルールですと、例えば今お話ししたようにHibワクチンと肺炎球菌ワクチンというのは大体同時にやるのですけれども、これがHibワクチンだと7カ月から13カ月、3回目と4回目を空けなくては行けないのですけれども、肺炎球菌の場合は60日以上空ければいいので、追加の接種は1歳過ぎたらできるわけなので、1歳過ぎてHibワクチンと肺炎球菌ワクチンをする場合に、3回目をやったのが生後6カ月の場合は、Hibワクチンは接種ミスということになってしまう。同じワクチンを同じようにやっても、一つのワクチンは接種ミスになって、一つのワクチンはそのままオッケーなのです。というような非常に不合理で障壁になるような煩雑なルールが残っている状態が今回も残ってしまいました。

このような小児の予防接種を行う上で障壁になっているような意味のない煩雑なルールに関しても、

品川区の非常に良識ある献身的な保健行政当局の方は、ぜひ厚生労働省、国のほうに要望を上げていただきたいと思います。これを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○あくつ委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、１２０ページ生活支援付住まい確保事業補助金、１２６ページ雨水流出抑制事業補助金、１２８ページ区市町村居住支援協議会活動支援補助金、同じページで空き家利活用等区市町村支援事業補助金を伺いたいと思います。

順不同で参ります。まず、生活支援付住まい確保事業補助金と、それから区市町村居住支援協議会活動支援補助金、この２つに関して、決算書によりますと、予算額としては生活支援付住まい確保事業補助金のほうは８００万円、区市町村居住支援協議会活動支援補助金のほうは１００万円を計上しておりましたが、収入済額は両方ともゼロというような結果で載っておりました。まずこの件について、両方一括して質問をしたいと思います。

この収入済額がゼロとなっているので、そこら辺をお聞きしたいのと、生活支援付住まい確保事業補助金のほうは、令和元年度以降はほかの事業に移行したということで、この補助金ではなくなったということも少しお聞きしました。また区市町村居住支援協議会活動支援補助金は、対象の事業者に関して使えなかったというようなことも少し伺っております。

まずそのことをお伺いする前に、両事業において補助金の活用をしようとした事業について、具体的な概要をまず改めてお聞かせいただきたいと思います。

２点目に、この見込んでいた予算額について、収入済額がゼロとなったのはなぜだったのかそこら辺の理由をお聞きします。

３点目に、対象になるその補助金が使えるかどうかという確認について、予算編成や予算計上の段階でこれが使えるか使えないかという確認はどうされているのでしょうか。そこら辺の補助金の申請に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、１２０ページの生活支援付住まい確保事業補助金の８００万円についてご説明させていただきたいと思います。

こちらの補助金につきましては、高齢者の方の民間住宅への住替えの際、日常生活の見守り等のサービスが受けられるよう、高齢者住宅生活支援サービス事業というのを行っております。こちらに対する補助金ということになります。

この事業の中身ですが、社会福祉協議会のほうに事業を委託しております。具体的には住替えの際の高齢者の方の生活支援ということで、見守りのサービスを導入しまして、それならば安心して高齢者の方に大家・家主のほうが住宅をお貸しできるというサービスになっております。

こちらの事業なのですけれども、１１２ページにございます地域福祉推進包括補助金のほうに補助対象事業が移管になりましたので、こちらのほうでは収入済額が０円となっておりますが、１１２ページの地域福祉推進包括補助金の収入済額約６、０００万円の中に、この予算減額と同額の８００万円が含まれているという状況になっております。

○森住宅課長 私からは、区市町村居住支援協議会活動支援補助金についてご説明をいたします。

本補助金につきまして、予算編成当時は協議会の運営に関わりまして、コンサルタントに支援委託を考えておりました。実際それは遂行したのですけれども、その費用として上限１００万円というものを計上したものでございます。

こちらの補助金につきましては、例えばほかの区でも見られるのですけれども、協議会会計というよ

うなものを持って実際に協議会を運営していくというような形態のものに対して、その活動経費として出すという中身でございまして、品川区の居住支援協議会につきましては昨年度2月に第1回目を行ったところでございますけれども、品川区としては結局区が事務局となって一般会計を入れて事業を行っていくという形のものになりましたが、予算編成当時、そういった部分も他区の状況を踏まえて捨てられていないというところもございましたので、補助金として計上させていただいたというところがございます。

○あくつ委員長 計上の考え方。

○森住宅課長 失礼いたしました。補助金の考え方といたしましては、基本的には国や都、その他の補助金につきまして充当できるものはしっかりと充当していくというところで行っておるところでございますが、その中身、あるいは補助要項が途中で変更になってしまうというところもございますので、その辺は国や都の動向をしっかりと注視しながら充当していきたいと考えております。

○こんの委員 それぞれご事情があつてというか、途中で要項が変わつてというところで、予定していたところがその費用ではない一般会計で賄うとか、あるいはほかの補助金を使うとかいう状況が分かりました。

この2つの事業は大変大事な事業だと捉えております。いわゆる居住確保、住宅確保要支援者にとっては大事な事業の一つだと捉えると、この予算を確保して、そして必要な取組みに使っていくというところからすると、やはり念入りにその辺の情報収集をしながら進めていくことが大事であろうと思うので、当然そこはそうにされていらっしゃると思いますが、進めていただきたいと思います。

今回ゼロとなったわけですが、生活支援付住まい確保事業補助金は事業が移管して、地域福祉推進包括補助金になったということで、これはこの事業が移管をしたとしても、区の事業展開には影響はないと捉えてよろしいのでしょうか。

それから、居住支援協議会については、今課長がおっしゃったように今年の2月27日に設立されて、第1回目が7月に行われてというところですが、現状をお聞きしたいのですが、いわゆるこの協議会の中で、コンサルタントの運営を予定していたものができなかった。やはり区として居住支援協議会の目的を果たすためには、これはどのような状況なのか、現状を教えてください。

○菅野高齢者地域支援課長 私のほうからは、生活支援付住まい確保事業補助金についてなのですが、委員ご指摘のとおり、こちらの補助金は地域福祉推進包括補助金のほうに移管はされたのですが、こちらで行っております高齢者生活支援サービス事業については従来どおりの内容で続けさせていただきたいと思っております。

○森住宅課長 居住支援についてでございますけれども、昨年度コンサルタントに委託をしました協議会の支援運営委託につきましては予定どおり遂行しておりまして、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか居住支援協議会自体が今まで開催できておりませんが、今、12月に開催ということを予定しております。

また、第1回目の協議会で今区内で実際に行っております住まいに関する様々な事業を取りまとめまして、分かりやすいパンフレット等を作ったらどうかというようなご意見を頂いておりますので、そういったものに対しての資料作成等を進めているところでございます。

○こんの委員 両事業は、先ほども申し上げたとおり大事な事業だと捉えています。いわゆる住宅確保要支援者とされる、住宅に困窮し日常生活の自立に不安がある例えば高齢者、障害者、子育てで大変な若手が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住まいの確保と見守りの生活支援のために必要

な事業であると捉えております。

そのために活用できる国や都の補助金、支援金を活用することは言うまでもないところでありますが、現在実施されている住宅確保サポートの事業、先ほど見守り事業をしてくださったり、あるいは居住支援協議会をしてくださったりというこの2つの事業を連携して、これからも住宅確保要配慮者に沿った事業としていくためには、例えばこういう事業があったのですが、これはどうなのですかということを伺いたいのですが、国の支援事業として、居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援として、重層的住宅セーフティネット構築支援事業というものがあります。これを活用できないのかと考えると、また新たな住宅セーフティネット制度もありますので、ここら辺の制度の概要などをご存じでしたら、併せてお答えいただければと思います。

○森住宅課長 委員にご紹介いただきました補助制度も含めて、様々な補助制度が国や都から出てきております。中には、例えば改修費の補助でありますとか、家賃補助でありますとか、そういったものも含めて、それから住宅確保要配慮者に寄り添いながら支援をしていくための居住支援法人の活動に対する補助というものもございまして、品川区内で主体的に活動している法人というのはなかなかおりませんけれども、そういったものもそういった補助金を使ってPRしながら、区の中で活動していただるように、協議会の中で話し合いを進めていきたいと考えております。

○こんの委員 令和3年度の歳入で、今後さらなる両事業の実効性や実現性が求められる大事な事業として捉えておりますので、情報収集のアンテナを高くしていただいて、国や都の補助金あるいは支援金を活用して、区民サービス向上の事業となるように要望して、この話は終わります。

次に、空き家利活用等区市町村支援事業補助金を伺いたいと思います。

こちらは予算額に対して収入済額が増となっているわけですが、まず参考までに、2分の1の補助金、これには上限金額があるのかというところを一つ、また収入済額が増となった現状から、単純に考えて計画していた事業展開をより取組まれたので増になったのか、そこら辺、事業の取組状況など、事業の目的に対する達成度や評価についてお聞かせください。

○森住宅課長 空き家利活用等区市町村支援事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては、空き家ホットラインの運営事業の交付金として上限額の50万円と、それから空き家等適正管理審議会の経費として報酬やお茶代といたしまして、16万2,000円を充当しているところでございます。

空き家ホットラインにつきましては平成27年頃からやっております、徐々にその認知度も高まっていって相談件数も増えているところです。また審議会につきましても、当初50万円とは別の充当は考えていなかったのですが、空き家等適正管理審議会の経費として、補助対象事業費に算入することができるようになりまして、こちらを充当させていただいたというところでございます。

○あくつ委員長 事業の評価についてお聞きしたいということです。

○森住宅課長 失礼いたしました。事業につきましては、先ほど申しましたように空き家ホットラインも大分認知度が高まってまいりまして、区への相談はまだ多いところではございますけれども、空き家ホットラインの中で対応できているものも増えてまいりました。また、近くにお住まいの所有者の方に区の職員と一緒に訪問をいたしまして、状態の悪い空き家についてサポートすることで、幾つかの空き家の除却にも成功しているところでございます。そういったものに対して充当できたということで、一定程度補助金の効果も高くでていると考えています。

○こんの委員 現状分かりました。前半の質問にも関わってくるこの空き家の利活用ですが、

これが空き家ホットラインでいろいろな情報が集まっていて、それがどう利活用できていくのかというところが居住支援協議会にも関わってくる話かと思うと、やはりこの事業も大事な事業でして、住まいが安定するということが区民にとっては一番の生活の安定になると考えると、この事業についてもしっかり審議会で、あるいは空き家ホットラインで情報を得たこの状況をしっかり活用していただければと思います。要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、主要施策の成果報告書と、それから142ページの繰入金、380ページの予備費、時間がありました決算状況についてお聞きします。

この主要施策の成果報告書の冊子があるのですが、去年と何が変わっているのかということ、それから本来は全部の項目についてこの評価があるべきだと思うのですが、**「主要」**として抜粋している形は、何を基本において成果報告をされているのかお聞きします。

○品川財政課長 主要施策の成果報告書の件でございますけれども、昨年度とどこが違っているかという点につきましては、少々レイアウト等の関係で、財務諸表につきまして決算書のほうに移行をかけたというところがございます。

それから、**「主要」**というところでございますけれども、これはまさに令和元年度の事業として主に進めてきたところということで、成果の報告を出しているというものでございます。

○西本委員 去年の成果報告書の中には、指標の推移、それから目標と実績というのがあるのです。今回の成果報告書の中にはそれが入っていないのです。なので、去年であれば目標があつて成果があつてということで、かなり分かりやすく書かれていたと今回私は思ったのですが、なぜそれをなくしてしまっているのか。やはり目標をしっかりと見据えた形での実績ということで評価をしていかなければいけないだろうと思います。基本的な姿勢をお聞きしたいと思います。

それと、次に繰入金の基金の在り方についてなのですが、基金の例として14個ぐらい項目がありますけれども、これはどのような考え方でその基金にお金が入ってくるのか。それぞれ条例で決まっているという金額は分かっているのですが、その仕組みがよく分からないのです。どこからどういう形で基金がこのいろいろな項目の中に入っていくのか。

それに合わせて予備費というのがあります。この予備費の中で充当先というのがあるのです。この充当先はどのように決めて、この予備費から出しているのかということ。これはなぜ聞かかという、コロナ禍の状況の中で、今回しなごわ活力応援給付金を13.5億円出しました。そうすると、次に何かやろうといったときに、自由度がないとなかなか事業ができないだろうと思いますので、これらの使い方、考え方を聞きたいと思います。

○品川財政課長 成果報告書の部分でございますけれども、昨年度はそれぞれ各ページに目的というところがあったのですが、今年度は取っているということで、昨年度は事業の行政評価等ともリンクするような形もいろいろ考えたりとか、そういう中での書式として作ってきたのですが、今年度はもうしっかりと成果報告書ということで、あくまでその事業の成果の報告というものをここは出すものとしておりますので、そういった点から**「目的」**というところを取って、令和元年度にどのようなことを行ったかというところを強調して書くようにという方向で書式は変えてございます。

それから、繰入金のほうの考え方というご質問でございますけれども、これは例年予算要求する段階で積む金額等がございます。それから、最終補正予算の段階で、執行率等も見ながらどれぐらい積むかということも考慮して金額は出しているというものでございます。

それから、予備費の関係でございますけれども、予備費につきましては決算書の494ページをご覧くださいますと、予備費充用一覧というものが載っております。その中で予備費の考え方というのは、基本的には予算化していなくて、緊急的にお金を使っていくものというところを出しているものと考えておりますので、昨年度につきましては、年度の後半ぐらいに新型コロナウイルス感染症がございました。それから、あれは滋賀県のほうですか、保育園のお散歩中に車が入ってきてというような事故がありまして、そういったところで区内でも危ない場所がないかということでの緊急対策ということで、お金を使ったというところでございます。

○西本委員 去年は目標がありました。今年は成果を強調したということなのですが、やはり物事をやる時には必ず目標というのがあると思うのです。だから予算があつて、それに対しての税金の使い方という形で話し合つて決めるわけです。そうすると、それぞれの部署としてしっかりとした目標があるわけです。それがどうだったのかというのは、成果を見ても分からないです。

そこでの問題・課題というのは、目標値に対して成果がどうであったかというところを分析することによってよく見えてくるはずなのです。では次の令和3年度にどう生かしていくかというような議論に進んでいかなければいけないことを考えると、やはり目標値というのは自分たちがどう考えて目標を立てたのか、それに対して成果はどうだったのかという視点は絶対必要だと思います。成果だけでは分かりません。むしろその目標とのずれがあった場合についてとか、またはぴったりだったという部分も、それを報告することによって、地域の中での福祉に関係してもどういうところにお金を使つたらいいかというのは非常に分かりやすくなってくると思うので、ぜひそこは今後検討していただきたいと思います。

それから、今後のコロナ禍の中とか、あとは有事の際には、どのようなお金のやり繰りをしていくのでしょうかというのが基金の在り方。それから予備費。予備費は確かに緊急事態。ということは緊急のときに自由にとはいいませんけれども、かなり柔軟性のある使い方ができるというのが予備費だと思うのです。だとしたら、今後の予算立ての中では、予備費というのも、今回は5,000万円になっていますけれども、それを増額するとか、もっと融通が利くような形での編成が必要になってくるのではないかな。基金についてはやはり自由度を考えていって、動きのない基金もありますから、それをどう考えていくのか。条例を変えなければいけないことがありますから、そこも含めての検討をして、有事の際にはどのようなお金の使い方、どのお財布からお金を支出していくのかということを考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○品川財政課長 今後の予算のやり繰りというところでございますけれども、当然この新型コロナウイルス感染症拡大の対策ということで、今後もいろいろな対策を打っていくことは必要だと考えております。その中で、金銭的にどれだけ使っていくかというところは、当然これからまだ補正予算等も令和2年度はございます。それから、令和3年度に向けても予算編成をどのようにやっていくかというところはあるかと思ひます。そういう中で、基金をどのように活用していくかというところは、政策に合わせて考えていかなければいけないと思ひておりますし、また予備費のほうについても、この新型コロナウイルス感染症の状況がどのように変わっていくかによって、増額していくかいかないかというところも当然考えていかなければいけないと思ひております。

いずれにしても、こういう状況を見極めながら、必要な部分については予算のほうをしっかりとつけていきたいと考えております。

○西本委員 これから本当に何が起きるか分からないのが今の現状だと思います。なので、迅速に税

金というかその財源を回すことができるような形のいろいろな手法を考えていただいて、これからの有事の際に対しての備えをぜひしていただきたいという意見を言わせていただいて、終わります。

〇あくつ委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

〇鈴木（ひ）委員 89ページの生活保護費、生活困窮者支援費について伺いたいと思います。

本当に新型コロナウイルス感染症の経済的ダメージが深刻な状況です。急増する生活困窮者に対して、生活保護制度をはじめとする制度・施策の周知・活用への呼びかけが求められていると思います。生活保護費は、平成26年度の保護率15.7%をピークに下がり続けて、令和元年度は14%までに下がっています。コロナ禍でこのような経済不況の中ですので、本来であれば生活保護受給世帯は急増するのが当然だと思っているのですが、その中でも横ばい・微増ということで先ほどからご答弁ありますけれども、具体的に昨年度と今年度、それぞれどう違うのか。申請者数について、昨年度と今年度、現在までの同じ時期でどれくらい違うのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、保護率が下がり続けた原因は、先ほど高齢者が亡くなっていることと言われてましたけれども、私は保護費を下げ続けてきたことが一番の原因ではないかと思っています。2013年度からは最大1割引下げました。さらに2015年度からは、住宅扶助や長期加算を引下げました。さらに2018年度からも保護の基準を引下げてきました。こういう引下げのために、そもそもの対象世帯を大きく減らしている。これが大きな原因になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

さらにこのようなコロナ禍にもかかわらず、この10月から生活保護費の引下げがさらに行われております。その引下げの中身がどのような中身なのか、最も影響を受ける世帯がどのような世帯でどれくらいの引下げになるのか、伺いたいと思います。私はこれまで引き下げた分も元に戻すよう、国に求めていると思いますが、その点についてもお聞かせください。

〇櫻木生活福祉課長 生活保護申請の前年との比較ということでございます。令和2年4月から8月について、生活保護の申請件数は合計189件でございました。一方、令和元年4月から8月の合計は170件でございました。

それと、基準改定でございます。平成30年度10月から生活扶助基準の見直しが行われておりまして、実施にあたっては3カ年を通じて段階的に行われることになっております。令和2年10月の改定では、段階的措置の解消が図られるということになっております。

品川区のみの生活保護受給者への影響を算定するのは難しいところでございまして、どのぐらいの世帯にどの程度の影響があったかという点の算定は難しく、現在のところ把握しておりません。

〇鈴木（ひ）委員 これだけ保護率が下がり続けた原因は、保護費の基準をこれだけ引き下げてきたのが大きいのではないかということもお聞きしましたので、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それで、このようなコロナ禍で、本来であれば基準を上げて多くの区民を不況から救い上げることが求められていると思うのですが、そのような中、さらに引下げを強行したというのが今の政権の実態です。私は改めて、ぜひ国に対して現場の実態を一番分かっている品川区のほうから、この引き下げた分を元に戻すよう求めていると思いますが、いかがでしょうか。

それから、生活保護の制度を活用して生活困窮となった区民を救うためには、生活保護制度があるということを改めて周知すること、またどうしても受けられるのかという周知、そしてまた生活保護についての差別や偏見を取り除き、生活保護は権利だということを周知啓発することが必要ではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 保護費が削減になっていることについて、保護の基準額の低下が原因ではないかというお話かと思いますが、影響としましては、生活扶助の低下よりは、やはり生活保護の世帯数の減少ということで、先ほど申し上げたとおり高齢者の方がお亡くなりになられたことが主要な要因かと考えております。

それと、国へ元に戻すように要望ということでございますが、この生活保護の基準につきましては、国において5年に一度社会保障審議会生活保護基準部会において必要な調査がされておまして、生活保護基準についての地域を踏まえた基準ということで設置されておりますので、区としてもそれを適用していくものでございます。

あと、周知でございます。生活保護制度自体の周知を行うということは必要だと考えますので、適切に周知を図ってまいりたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員 適切な周知を図っていきたいということですが、具体的にどのように周知をしているのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、生活保護は国民の権利と考えられているか、その点についてもお聞かせください。

○櫻木生活福祉課長 周知に関しましては、ホームページ等を通じて、また定期的に広報等を通じて周知させていただいているところでございます。

また、周知に関して言うと、生活保護自体をご存じない方が多いというよりは、生活保護制度のこと自体はご存じでも、申請のハードルを高く感じられている方が多いのかと考えておりますので、そのような意味で、適切で気軽に手を取っていただけるような形での周知をやっているところでございます。

あと、生活保護は国民の権利ということにつきましては、委員ご指摘のとおりでございます。

○鈴木（ひ）委員 生活保護は国民の権利ということで区としても考えられているということであれば、これは確認できて本当によかったと思っております。そういうことであれば、私は生活保護は国民の権利だということを、しっかりと区としても位置づけて打ち出していきたいと思うのです。生活保護というのがやはり差別や偏見の中にあるために、なかなか生活保護を受けられない。保護率が政府の発表でも4割、学者や研究者の中では1割から2割という、本当に必要であるにもかかわらず、生活保護を受けられないという事態が大きく広がっているという状況の中に、私はこの生活保護への偏見や差別があると思うのです。

そういうところ言えば、これを取除くことが本当に大事だし、そのためにも区が自ら、生活保護は国民の権利なのです、どうぞ必要な方は受けてくださいと。ここのところをしっかりと打ち出していきたい。私はリーフレットの中にもそれを明記していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

今、厚生労働省としても、生活保護は国民の権利ですというのが国会答弁の中でも、当時の安倍首相が自ら「生活保護は権利です。申請をためらわないでください」ということで答えたのです。加藤厚生労働大臣もそのように答弁で答えております。そしてそのために周知がとても大事だし、そのことにも取組んでいきたいと言っているのです。そういうことから考えれば、品川区としても生活保護は国民の権利ですよということをしっかりと打ち出して、差別や偏見を取除いていく取組みが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、周知ということで、先ほどホームページと言われたのですけれども、課長はこの生活保護のページをご覧になりましたでしょうか。このページを見ても、生活保護は国民の権利ですからどうぞ受けてくださいという中身では全くありません。どうやったら受けられるのかも分かりません。とにか

くこのところに相談してくださいというだけなのです。それから以前ガイドブックでも紹介していますということであつたのですけれども、ガイドブックにもほとんど載っていないのです。そういう点では、やはり生活保護は権利であるということと、生活保護制度というのはどういうものでしたら受けられるのか。この流れも含めて区民に周知をするという取組みこそ必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 生活保護の申請が国民の権利であるということは、厚生労働省のホームページ等でも周知されているところでございます。区としても、生活保護制度を周知・ご案内していくにあたっては、その内容のご案内の仕方、先ほども申し上げましたが、申請のハードルを高く感じられている方が多いのかというところがございまして、その意味では詳細な内容が記載されたパンフレット等というよりは、お気軽に手に取っていただけるようなチラシのようなものがふさわしいのではないかと考えております。そのような観点も踏まえまして、内容については様々な観点からどのような形でお知らせしていくのがふさわしいか、検討してまいります。

○鈴木（ひ）委員 厚生労働省がリーフレットを作っていますね。この厚生労働省のリーフレットの中でも、生活保護の申請は国民の権利だと。ためらわずに自治体までご相談くださいということが明確に示されているのです。こういう文言を入れたものをぜひ作っていただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

それから、厚生労働省のホームページを見ましても、制度の趣旨、相談申請窓口、生活保護を受けるための要件および生活保護の内容、生活保護の手続きの流れ、それから相談申請に必要な書類、Q&Aという形で結構詳しく書かれているのです。こういうホームページに、品川区のホームページも改善していただきたいと思いますけれども、それもお聞かせください。

それから、相談申請に必要な書類というところに、申請にあたって必要な書類は特別ありませんと書かれているのです。これは品川区の現実とちょっと違うと思うのです。結構相談に行っても、書類をそろえてもう一回来てくださいという案内が多いのですけれども、私はこのように厚生労働省が求めるやり方でやるべきだと思うのですけれども、その点についてもいかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 周知方法についてでございます。繰返しのご答弁になりますが、内容につきましてはホームページもしくはチラシ等でそれぞれの媒体特性を踏まえた内容として、どのような形が適切な周知としてふさわしいかということを総合的に考えてやっていければと思っております。

それと、申請の際に必要な書類ということでございますが、こちらについては基本的に必要な書類はございませんが、様々なご事情をお伺いする際に必要なものについて、書類等で確認させていただく等も含めてそのような形をお願いすることはあるかと思いますが、原則的には申請には必要ございません。

○鈴木（ひ）委員 私は生活保護は国民の権利ですということを明記していただきたいとお願いしていたので、そのことについても最後にご答弁をお願いしたいと思います。

それから、委員長にお断りして資料をお示ししたいのですが、和光市のリーフレットなのですが、「生活保護のしおり」という10ページにわたる、結構どういう流れでというのが書かれているのですけれども、こういうものも参考にして、そうするとどうなるのかというのが見えると初めて安心できるというところがありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。また、それを各施設、文化センターや地域センターとかにも置いていただきたいと思うのですが、置けないというのであれば、その置けない理由も併せてお聞かせください。

○あくつ委員長 質問は答弁時間を考慮して、どうぞよろしくお願いします。

○櫻木生活福祉課長 周知内容につきましては、総合的に判断して適切な内容で周知させていただきたいと思っております。また、他市町村等のチラシ等も参考にしながら作ってまいりたいと思います。

○あくつ委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 よろしく願いいたします。私からは、154ページの広告料収入について伺いたいと思います。

まず、この広告料収入の広報しながわ広告料等の具体的な内容をお知らせください。広報紙やホームページ、ガイドブックなどがあると思いますが、そのほかにあれば教えていただきたいのと、またその金額についても教えてください。あと、ここ数年の推移についても、簡単に結構です。具体的な金額ではなくて結構なので、増えているのか減っているのか、それとも変わらずにきているのか、その辺について教えてください。

○品川財政課長 広告料収入のほかの事業というところでございますけれども、基本的には広報紙の分の広告料収入、それから、今、戸籍住民課のフロアにディスプレイがあって、そこにいろいろな広告が出てくるのですけれども、その分の広告料収入というところですよ。あと、教育委員会で「教育のひろば」というものを発行してまして、そこで広告料収入がございます。

金額的には、広報のほうが600万円程度、それから戸籍住民課のフロアのほうが220万円程度、それから「教育のひろば」のほうが5万円という形になってございます。

○大澤広報広聴課長 広報紙の広告料収入でございますが、これは微増の傾向でございます。

○あくつ委員長 推移についてという質問もあったかと思うのですが。

○品川財政課長 推移のほうでございますけれども、広報のほうは今広報広聴課長からあったように一定程度というところで、ほかの戸籍住民課のフロア、それから「教育のひろば」等についても、基本的にはほぼ同程度のところで推移をしているというものでございます。

○大倉委員 ここで改めてその広告料収入についての考え方をお聞かせいただきたいのですが、広報しながわ広告掲載取扱要綱とか、品川区ホームページ広告掲載取扱要領を見ると、広告の種類および範囲や広告掲載の位置、広告の規格および広告掲載料、掲載期間などが書いてあって、必要な事項を定めるものということで、この広告収入について区はどのように考えていらっしゃるのか、改めて伺いたいと思います。

先ほどもほかの委員の方の質問で、区の広報とかホームページなどに民間の広告があるのはどういうことかというお問合せがあるというようなお声が届いているということも伺いました。私としては、今、ふるさと納税等で24億円というお話もありましたが、税金の流出がなかなか抑制できないというところで、少しでもこうした収入をこつこつと積み上げていくというのは自治体の取組みとしてしっかりと進めなければいけないものだと思っておりますので、区はどのように考えているかお聞かせください。

○大澤広報広聴課長 広告料収入の重要性というのは認識しておりますが、一方で広報紙やホームページに掲載する広告につきましては、公共性を有するものということで限定しております。そのため、広告の申込みが来た場合は、その事業内容によっては所管に問い合わせその適格性を判断したりとか、あとは広告掲載後に、その当該事業者のホームページに区がその事業者を後押ししているかのような記載がないかというようなことも確認して、あった場合は削除を求めるとか、そのような一定管理の労力が必要でございますので、あまり大幅に広告主を増やすようなことはなかなか難しいというのが現状と考えております。

○大倉委員 一定の管理が必要ということとなかなか増やせないというところでは、確かに公的な自

自治体のサイト・広報紙に掲載するというのは、区民の方にこの企業にお墨付きを与えているというような思われ方もされると思いますが、やはり区の税外収入を上げていくというところでは、こういった取組みを進めていくことが必要だと思っています。これは広報だけに限らず、様々な場所を活用して進めていっていただきたいと思っています。

ちなみに、広報のメリットについてはどのように捉えているか伺いたいのですが、企業のブランディング向上やエリア、ターゲットなどを絞ったPRができること、また地域振興に貢献できるなど、企業としては様々なメリットがあると思っています。こうしたメリットをしっかりと捉えて、区としても一定の管理が必要で数が増やせないというところではありますが、ある程度アプローチをしながら進めていかなければいけないと思っていますが、数が限られる原因として考えられることは何でしょうか。例えばホームページであれば、今見たら、下のバナーが11個ぐらい出ておりました。広報紙のほうも、先ほどの質問の中でも回数を増やせば増えるのではないかとというご提案もされていたと思いますが、改めて数が一定増やせない理由についてはどのようなことでしょうかということで、ご答弁をお願いします。

○大澤広報広聴課長 広報紙につきましては、区内の事業者を優先ということで、区内の事業者のご希望はほぼかなえられている状況でございますので、今の広報紙の枠スペースとニーズの数はマッチしていると思っています。

ホームページのほうでございますが、こちらはスマホでホームページを見た場合に広告が見られるようについ最近変更してございますので、それによってまた少し掲載希望の事業者が増えてくるのではないかと考えております。

○大倉委員 ニーズがマッチして、数がこれ以上頭打ちになっているというところでは分かりました。

それで、その料金の設定や広告の大きさについてちょっと伺えればと思います。例えば今のニーズがとどまっている理由というのはどのように分析をしているのでしょうか。広告料が安くなれば、もう少し利用が増えるのか、例えば高くしてでももっと大きなところが取れるようになれば、さらにお金を出してでも広告したいというようなニーズの把握についてはどのようになっていますでしょうか。

また、その金額については、この間どのように推移をしているのでしょうか。教えてください。

○大澤広報広聴課長 広報紙の広告につきましては、平成3年度からこちらの金額で掲載しております。ホームページにつきましては、平成15年にバナー広告を開始してから1件1カ月2万円ということで同じ金額でしております。ホームページのバナー広告につきましては、ほかの自治体、23区の中でもほぼ同じ2万円か2万1,000円ということでほぼ同額でございますので、事業者からしても妥当な金額でないかと考えております。

また広報紙につきましても、大きさの違いはありますが、大体同じような大きさで同じカラーの自治体と比べますとほぼ同じ金額になっておりますので、こちらも妥当な金額だと考えてございます。

○大倉委員 分かりました。できれば、様々出していただいているところは今までも出していただいているところだと思いますが、少しニーズを調査するというのも今後の広告料収入を上げるために必要かと思うので、そういった調査やニーズを把握することについてはいかがお考えでしょうかということと、併せて今後のさらなる広告料収入を得るための取組みというところで何個かお伺いしたいのです。

例えば今、品川区役所の階段にはスペースを利用して、オリンピックのキャラクターを利用して、上がっていくとカロリーが減っていくような取組みがありますが、そうした隙間の活用というところでは、

例えば窓口、住民票であれば先ほどお話しされたモニターの横に広告が載っている。福岡市だと、待っている間座っている方たちからよく見える目線の窓口の下あたりを活用した広告料収入というのでも取組んでおります。また、庁内ではその窓口の下のスペースとかエレベーターのところに大きく一面に広告を打つ。それがかなり目立つので、広告としては非常に宣伝効果が高いということで取組まれている自治体もあります。また、食堂などにも様々な事業者の広告をつけているとか、広告料収入については様々な取組みがあるということで、こうした取組みについてもぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤広報広聴課長 広告のニーズの把握でございますが、広報紙、ホームページとも事業者と広報広聴課とのおつき合いがございますので、そのあたりはヒアリングをして、金額についてもどのようにお考えになっているか、今後聞いていきたいと思っています。

○大倉委員 ぜひニーズを把握していただければよいと思っておりますので、よろしくお願いします。もう一点聞いたのは、隙間の活用というところで、庁舎だとエレベーター、窓口下のスペース、食堂の壁の活用というところで伺いましたので、その活用についてお考えをお聞かせください。

○品川財政課長 庁舎等の広告等につきましては、いろいろと広告を載せるというところは非常に税外収入とかの効果はあるかと思うのですが、やはりあまり載せすぎるとどうなのかというところの多分バランスの問題等もあると思います。庁舎についても、確かに使える部分はいろいろあるとは思いますが、そういったバランスの部分も考えながら、今後検討はしていこうかと考えております。

○大倉委員 朝の冒頭のご説明でも品川区財政は非常に健全であるというところでありますが、こうしたちょっとした積み重ねをしっかりとしていくことで、区民のサービスをさらに充実していきますという姿勢は大事かと思っておりますので、ぜひお願いします。

あと、すみません、庁舎は先ほどの話でよいのですが、まだほかにも活用できるようなところをぜひ考えていただきたいと思っているのですが、例えば昨年、令和元年6月に開局されたFMしながわ等の活用もできるのかなと思っております。民間ではそうしたラジオの間の時間にCMを流して、スポンサーだったり広告料を入れてやっているところもありますし、自治体でもそういった事例がありましたので、その点についてはいかがでしょうか。

それと今、品川区地域交通検討会でもコミュニティバスが今後進んでいく中で、そうしたところの活用と、例えば品川区も今Y o u T u b eで動画配信などをされておりますが、子どものなりたい職業人気ナンバー1はY o u T u b e r、かなりの広告料収入ということではこういうのも入ってくるというところで、品川区としても動画を配信しているのであれば、こうした広告料については考えられるのかどうかということもお聞かせいただければと思います。

○大澤広報広聴課長 Y o u T u b eにつきましては、表示される広告が区で選べるわけではなく、ユーザー側の情報、過去に見たサイトですとか、そのような種類によってY o u T u b e側で管理されてしまうために、区が発信しているY o u T u b eに不適切な広告が表示される可能性が否めませんので、そこはちょっと難しいかと思っております。そのほかについては今後広く検討してまいりたいと思います。

○大倉委員 まさにその要領のなかでも広告の範囲というのが決まっておりますので、難しいというところは分かりました。ぜひいろいろ進めていって、収入を少しでも上げていけるように取組んでいただければと思います。

○あくつ委員長 次に、若林委員。

○若林委員 それでは、495ページからの財務4表についてお伺いをしたいと思います。

午前中朝一番の会計管理者からのご説明の中で、今回この財務4表についての概括的な財政状態についてご説明があって、要するに健全財政であるというような角度からのご説明が今回初めてあったと理解をしております。

そこで、今回新公会計制度にのっとりこの財務4表が出されてようやく2回目ということで、1回、回を積み重ねてということで、これからは経年の変化をまたこれでしっかり見ていくことができるようになるというところで、早速ですが前年との変化で見ますと、ソフトウェア仮勘定が、1年前1億5,000万円あったのが、今回出された貸借対照表の中では0円になったということが1つちょっと気になった変化でございますので、このソフトウェア仮勘定についての説明をまずお聞きしたいと思います。

○中山会計管理者 貸借対照表のところのソフトウェア仮勘定のお尋ねでございます。

仮勘定につきましては、確実にもうソフトウェアとして品川区が有しているものがソフトウェア、それから開発中のものについて、こちらのほうが仮勘定ということにしております。ですので、昨年度あった仮勘定のところが、完成して実際には今はソフトウェアのほうに入っているというような見方になるところでございます。

○若林委員 というところで、新たにソフトウェアがそのまま資産になったというか、そういう理解をさせていただきます。

続けてですが、今回東京都が3,400億円余りの補正予算を組みまして、その中で都債が発行されて1,473億円を発行で賄うという発表がありまして、今都議会で審議中だと思います。これについて、都財政への影響についてというところで、今日のこの決算の中でも区財政への影響というところもありましたので、都のほうでは必要なときに必要な対策を打つ、これが都としての在り方だと。今回補正予算を組むにあたって都債を発行するが、都の財政が揺らぐものではないと。都債の発行余力もまだあるということから、こういった都債の発行を含めた、財政的に有効に活用することが都政の重要課題であるというような認識が都から示されました。

財政の弾力性を示す指標として、公債費負担比率というのが今回のいろいろな資料の中でも出ておりますけれども、東京都は、今7%弱と認識をしております。一方品川区は1.1%、昨年度よりも〇・何ポイント下がっているというところで、都は財政調整基金の残高がまだあるにもかかわらず、今回都債を発行しました。そこで区のほうなのですが、財政調整基金の現在の残高をお聞きして、区債発行の余力、またその発行の考え方を確認させていただきたいと思います。

○品川財政課長 財政調整基金のほうですけれども、9月の補正予算が終わりまして、現在のところ約18億円となっております。

債券の発行につきましては、今後の状況等も見まして、必要性がある場合については当然発行していかなければいけないと感じてございますが、それもやはり今後の政策の状況、それから新型コロナウイルス感染症の感染状況というのも見ながら総合的判断として、起債を上げるか上げないかというところになってくるかと考えております。

○若林委員 数字的には区債発行の具体的な金額というのはこれはなかなか出しづらいというか、ひとつ東京都を例にすればまだまだ数ポイント以上十分にあるというところで理解をしておきます。

収入を補う場合には、今日もいろいろ出ていますけれども、例えば財産を処分したり税外収入をしつかりと確保していく。また今あった区債の発行も一つの手段だと思います。また一方で、財政調整基金

があと18億円というところで、今後国・都の補助金等をしっかり有効活用していただくことが大前提ですけれども、一方で品川区にはそのほかの基金が厳然とあるというところで、この基金の活用について、一つの手法として確認をさせていただきたいと思います。

地球環境基金とか地域振興基金、公共施設整備基金、もろもろありますけれども、こういった目的のある基金を一般財源化することが可能かどうかということの確認を一つ。またその場合にはどのような手続きが必要となっていくのかということの確認をさせていただきたいと思います。

○品川財政課長 基金の活用という部分でございますけれども、先ほど委員からお話があったように各基金それぞれ目的がございます。こういう目的に合致しない限りは、取崩しというのはなかなか難しいと感じておりますので、事業を行うにあたって基金を活用できる部分がいろいろと出てくるかと思えます。そういうところも工夫しながら、もし他の基金が必要となる場合についてはそういう部分で目的に合うような形でやっていきたいと考えております。

○若林委員 今のご答弁では、裏返せば決して一般財源化が不可能ではないということを前提に、それはそれとしてしっかり目的に沿った、もしかしたら財政調整基金を、そういった収入がなかなか見込めない中であえてまた財政調整基金を来年頑張って区民の協力を得ながら積み立てよう。逆に、いわゆる福祉も含めたサービスについてはマイナスシーリングという考え方もあるけれども、区民に直接影響を与えないサービスを基金を活用してしっかりやっていこうということで、来年度の予算編成についてもしっかり取組んでいただきたいと思います。

最後に、財務4表の活用についてですが、今後、先ほど申し上げたように経年の変化がこれから2年、3年、4年と毎年続いていきます。当初から言われておりますように、財政の見える化、もう少し言えば区の内部での財政運営の今後に大変参考になる、また活用すべき資料であるということがずっと言われておりますので、今回2年目ということで、例えば今回出ている主要施策の成果報告書等にもこういったいわゆる仕訳を日々行う中で、いろいろなコスト、また収入に対してのコスト、サービスに対してのコストというものが、まさに日々この1年の決算の中で明らかになるという手法を入手することができたということでもございますので、今回2回目のこの財務4表について、区のいわゆる行政評価等、また財政等のマネジメントへの活用について、具体的にやられたものがあれば教えていただきたいし、今後の課題というところであれば、大きな方向性をぜひ示していただきたいと思います。

○佐藤企画調整課長 行政評価に係るご質問だと思います。

新しい長期基本計画が動き始めまして、それに合わせて総合実施計画も、今は新型コロナウイルス感染症の関係で中断しておりますけれども、しかるべきタイミングで再開をしたときに成果指標を入れて、それにご指摘のとおり新公会計データも各事業単位で入れたりとか、施策単位であったり施設単位で入れるというのをこれまで準備してきたところでございますので、総合実施計画が作られたところで、その辺を併せて総合的にお出しするということを考えているところでございます。

○若林委員 そうしますと、午前中の質疑にもありましたけれども、遅くとも来年度にはその総合実施計画、またここで話題にしております新公会計制度にのっとった行政評価といったものがしっかりと示されていく、議会にも区民にも説明されていくという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤企画調整課長 新型コロナウイルス感染症の具合もあるのですが、私どもとしてもゆっくりやっていくつもりはありませんので、総合実施計画のほうはできるだけ早い時期に作って、行政評価を進めていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 よろしく申し上げます。私からは142ページのふるさと納税寄附金、時間があれば113ページの人権啓発活動費補助金について伺ってまいります。

本日も様々お話がありましたとおり、区もこれから財政状況が厳しいという見立てがあるとお話しいただいております。特に昨今の法人住民税の一部国税化であったりとか、地方消費税の清算基準の見直しであったりとか、そもそも制度として区の財政状況が厳しくなっていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響によって財政需要がどんと大きくなった。またこれから非常に景気が冷え込むことが予想されるという中で、区のこの様々な事業の歳入であったり歳出であったりの検証をしていかなければならないのだと思っています。

その検証というか、事業の取組みの見直しができる伸びしろがある一つの事業としては、ふるさと納税の取組みというのがあると思っています。今朝もふるさと納税の話が出ていましたけれども、まずこの品川区のふるさと納税について、今朝流出額の話は頂きましたので、寄附を通じての流入額の推移を教えてください。

あと、今現在の品川区が用意をしているふるさと納税の返礼品の品目数というのを教えていただければと思います。

また、今朝のご答弁の中で、特別区全国連携プロジェクトのお話があったかと思います。まずはこの特別区全国連携プロジェクトがどういった活動をされているのかも併せてお聞かせください。

○伊東税務課長 ふるさと納税の流入額ということでございますけれども、3年前の平成28年度から申し上げますと、平成28年度が71万円。平成29年度が116万円。そして平成30年が971万円。令和元年度が1,104万円というような推移を示しております。

それと、品川区のほうでふるさと納税のいわゆる返礼品ということでご用意していますのは、今では12品目という形になります。具体的に言いますと、しながわ観光大使シナモロールのぬいぐるみですとか、しながわ土産のセットですとか、そういうものを返礼品として出しているところでございます。

○佐藤企画調整課長 全国自治体との連携事業に関しましては、令和元年度まで企画調整課でやっておりましたのでご報告いたします。

昨年度に関しましては、特別区長会と連携した全国連携の展示パネルというのを2回と、堺市との連携、また高知県のほうに行かれまして競馬場との連携と、そういった形で全国の自治体との連携をしているところでございます。

○芹澤委員 流入の件も分かりました。

流入額に関しては、今私もそこまで全部は見られていないのですが、23区の中でも品川区はふるさと納税を活用した流入額が少し低めなのかなと思っています、場所によっては額の桁が一つ違ったりする自治体もあるのかと思っていますので、今のこの品川区のふるさと納税を通じた流入の評価についてお聞かせいただきたいと思います。

あと、この特別区全国連携プロジェクト、区長会を通じて23区が全国的にふるさと納税等の財産の奪い合いをしないようにというような動きをかけていらっしゃるとう理解をしています。ホームページを拝見しますと、1,700カ所ぐらい日本に自治体があるわけで、その中で270カ所程度が参加の自治体になっているということで、まだまだこれも少ないのかなと思っています、この広げ方はどのような努力をされているのか。これは区長会の話ですので、分ければ教えていただきたいと思います。

また、このプロジェクトに賛同している自治体がイコールふるさと納税を使わないというわけではないので、23区を初めとして多くの自治体が賛同しながらも、ふるさと納税を実質活用していくという

ものであります。23区区長会としては制度の改変というのを求めているながらも、しっかりとこの制度を活用して品川区もふるさと納税の流入額を増やしていかなければならないのかと思っています。

これは賛同自治体ではありませんけれども、川崎市においては、先月、100万円の寄附に対しては高級ヘッドフォンの返礼品だったりとか、J1の川崎フロンターレのユニフォームであつたりとか、体験型の49品目を追加して、72事業者を通じて209品目用意されているというようなお話も聞きました。こういった非常に多くの品目を用意されている自治体もあって、選択肢が増えれば流入も増えるだろうと理解をしておりますので、そこら辺の評価、他の自治体との品川区の取組みの整合性、評価をどう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○伊東税務課長 まず、ふるさと納税の流入の評価ということでございますけれども、金額的には先ほど述べたとおりでございます、流出額に比べれば全然及ばない金額ではございます。どうしても地方都市のほうが、やはりこのふるさと納税に関しては活用されているというような状況で、都市部から地方都市へのふるさと納税という形が多くございます。

返礼品の話で言いますと、地場産品を返礼品としなければならないということが言われておりますので、そうするとどうしても都市部に関してはなかなか魅力的な返礼品がないというような状況で、なかなか太刀打ちできないような状況でございます。

それと、他区の状況ということもちょっとお話が出ましたけれども、他区のほうではガバメント・クラウドファンディング的な何かシンボリックなものに関してふるさと納税を募るというシーンでは、結構集めているところがあるということでございますけれども、23区に関しては大方同じように流出が多くて流入が少ないということで、苦勞しているという認識をしているところでございます。

○あくつ委員長 特別区連携プロジェクトの件はどうでしょうか。

○立川総務課長 現状、品川区といたしましては高知県、また堺市のほうと全国連携プロジェクトということで事業を開始したところでございます。ただ、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響がありますので、具体的な動きというのは一切止まっているという状況でございます。今後、連携する自治体を増やすというような話でございますけれども、こちらにつきましては、現状プロジェクトを組んでいる自治体のほうと事業を進める過程の中で、ご縁のあるところがありましたら順次広げていきたいと思いますが、なかなか難しい面もございます、23区全体で、今二百三十か四十ぐらいの自治体と連携を組んでいるという状況がありますので、全国1,700自治体からいたしますとやはり一部でございますので、増やしていきたい気持ちはございますけれども、様々な課題もあるのかというところでございます。

○芹澤委員 ふるさと納税に関しては、毎年この予算決算特別委員会で様々な委員にお話しいただいていまして、もう本当に非常に厳しい財政状況の中では、抜本的にこの取組みを変えていかなければならないのではないかと思います。しっかりと区の予算をつけて、例えば民間会社等に委託をしてコンサルティング会社等も様々ありますから、そういったところで区内の魅力発見をして、返礼品もしっかりと探し出していただいて、様々なアイテムを用意した上で、この流入の増加というのをやっていけばいいのではないかと思います。

この川崎市のニュースの中では、ふるさと納税のPRをすることで流出額が増えてしまう恐れもあったと書いてありまして、これからどうなるのかは分かりませんが、市内の中小企業の製品を返礼品にすることを通じて、市内の企業支援を進めていくと割り切って考えることにしましたと書いてあります。この考えがどう出るかはまだ分かりませんが、ふるさと納税の制度の改変というのは区長

会を通じてやっていただいて、全国連携プロジェクトでお互いに潰し合いはやめようと言いながらも、今ある制度はしっかりと活用する。民間等の事業者をしっかりと活用して、ふるさと納税制度をフル活用して、このコロナ禍を乗り切っていただければと思います。

○あくつ委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。144ページの繰入金、社会福祉基金繰入金で、充当事業が障害児者総合支援施設建設経費。それから160ページ諸収入で、障害児者サービス事業給付費ということで、この障害児者総合支援施設とそのサービス事業についてお尋ねします。

まず、順序が逆になりましたが、160ページに載っております、障害児者サービス事業給付費というのはどのような性格のものでしょうか。ご説明いただきたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 こちらは障害者福祉の事業のサービスに係る経費となっております。

○高橋（し）委員 それはどのような事業や施設についてのものか、簡単に結構ですのでお願いします。

○築山障害者施策推進担当課長 こちらは、主に区のほうで直営で行っております重症心身障害者通所事業所ピッコロ、それから品川児童学園は、前半部分につきましては総合支援施設の開所が半年遅れたことに伴いまして、こみゅにていぷらご八潮で委託事業を実施しておりましたので、そちらの給付費収入となっております。

○高橋（し）委員 そういった区の直営の事業などに補助金としてサービス事業の給付で入ってきているものと理解しました。

そうすると、今、歳入ですので歳入という観点から、障害児者総合支援施設の総括シートの中に利用料金というのがあって、自立支援給付費とか利用者負担金という項目があったのですが、それらの利用料金は、決算書の中ではどこに出てくるのでしょうか。ちょっと探したのですが分からなかったもので、もし決算書との関係で仕組みを教えてくださいたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 給付費収入等につきましては、事業者の直接の収入になりますので、こちらの決算書等には入ってきません。

○高橋（し）委員 ということは、先ほどのサービス事業給付費とは違い、その利用料金、どれぐらいの方が利用されたかとか、そういったものの基になる利用料金はこの決算書の中には出てこないということなのですが、その利用料金については、利用の実態や利用者の利用率と密接に関連してくると思います。それから、先ほどから出ているこの繰入金で開設された総合支援施設について、生活介護、就労継続支援B型、短期入所の利用率はそれぞれ56.7%、16.2%、18.7%となっています。ほかの事業所の同様の事業はほぼ定員まで達している。これらは総括シートにありました。また、地域活動支援センターの利用状況については、課長に確認したところ半年で26名だったということで、総括シートには改善が必要な事項として、各サービスの利用者数、稼働率が低かった。原因の分析、対応方針として、生活介護、短期入所等は多様なニーズに対応できる体制が整っていなかったということで、就労継続支援B型、地域指導支援センターは、利用者確保の取組みが十分に行われなかったとあります。

このように総括シートに書かれている、なかなか利用率が奮わなかったということに関して、今年度の利用状況もお伺いしましたが、一部改善されていますが奮わない状況もありました。これは区として認識をされているかということがまず1つ。

区としては、このような状況に対してどのような支援をされてきたのでしょうか。あるいは定員まで受入れなくても構わないというような状況だったのでしょうか。利用者の方々のご要望があれば、でき

る限り引受けていけるように指導されていると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 利用率については、委員のおっしゃるとおりまだまだ不十分かと認識しております。実際に区のほうにも重度の障害がある方、医療的ケアが必要な方から、施設を利用したいが使えないというお声もお聞きしております。こちらの施設につきましては当初の計画段階から重度医療的ケアが必要な方等も対象とした地域生活支援拠点として整備しましたので、引き続き利用者、対象者の拡充を図っていきたいと考えております。

また、区の支援といたしましては、区が施設の中に入ることで、総合管理等の調整機能を実施することで、運営事業者には利用者支援に集中して取り組んでいただけるよう支援をしてまいりました。また費用面では、開設準備経費はもちろん、立上げ期であり給付費収入が少ないことも考慮しまして、重度の方をはじめ、支援が必要な方を積極的に受けてもらえるよう、必要な指定管理料をお支払いしているところでございます。

○高橋（し）委員 指定管理料等も含めて、今のような立上げ期ということで手厚い支援をされてきた。そして今お話があったように、重度の方やそのほか様々な指導をしていただいているわけですが、このような状況の中で半年間、そしてまた今年になってからもなかなか区の事業者の指導力、あるいはご支援の成果が出ていないということなのですが、それは区のほうの指導力に課題があるのではないのでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 区といたしましては、積極的に利用者を受入れていただくよう指導を日々行っているところでございます。

○高橋（し）委員 今、ご指導されているということですので、その形でぜひご利用される方々にとっての施設ということで、この施設はもう多くの区民の方々が期待を持って開設を待ち望んでいらっしゃいました。今お話があったように、いざ利用したいという方がなかなか利用できない現状があるということ、支援して改善していくというお話でした。

区民の方々が多くのサービスを受けられるように区が直接支援を厚くし、指定管理料を払って指導しているにもかかわらず、残念ながらこういった形で奮わないという部分については、9月24日の厚生委員会で、区と法人の意向が違うからという答弁をされましたが、どのように違うのかということをお尋ねします。

○築山障害者施策推進担当課長 認識の違いというところでいきますと、例えば相談事業につきましては、運営事業者としては相談件数の上限を設けて、その上限に応じた支援をしたいという考えがございます。一方区としましては、区の実情に応じて上限を設けずに利用者の受入れを行い、相談に応じてほしいというような話をしております。そういったところで、区と事業者との間で認識のずれ等が生じておりますが、協議をしながら受入れを行っていただけるよう、積極的に行っております。

○高橋（し）委員 そういう認識の相違がありますが、今、課長のお話であったようにその相違を詰めながら、協議して進めているということを知ったので、ぜひその調整を進めていただきたいと思います。

先ほど課長のお話にもありましたが、区民の方の多くの期待で利用されたい方がたくさん待ちに待っていたと。そういう方々が希望どおり数多くのサービスを受け、そして今総合的なというお話がありましたが、お子さんももちろん、障害を持った大人の方々が本当に思ったとおりに使える施設になっていくように、区のほうとして支援とご指導をお願いいたしますということですが、最後にどうでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 こちらの施設は障害児者の地域生活支援拠点として整備したもので

すので、今後の在り方としましては、より多くの方が利用できる拠点施設にしていきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 52ページの特別区民税は、これは順調に伸びて、昨年度に比べて26億円弱、約5.7%の増加と徴収努力の成果も出ていると思いますが、徴収率、それと23区で今どのぐらいの順位にいますか教えてください。

続いて、62ページ保育園保育料なのですけれども、これはまず、なぜ保育料が負担金なのか。かつて費用負担を国・都・区と利用者で負担すると聞いたことがあるのですが、子ども・子育て支援新制度がスタートして、依然として負担金でいいのかお伺いします。ちなみに、延長保育料は諸収入の雑入、幼稚園保育料は使用料ですね。このまま負担金でいいのでしょうか、教えてください。

次に、159ページの品川産業支援交流施設運営収入なのですけれども、予算が3,748万円のところ、収入済額が7,248万円ほどで、2倍ぐらい、約3,500万円多いのです。これは、私はとても成果が出ていると思うのですけれども、今日は成果を伺うのではなくて、これだけ2倍近く金額が違うのに、これは何で補正しないのでしょうか。その理由を教えてください。

それと、144ページ繰越金で、いよいよ50億円を超えました。これはどこまで増えるのか、幾らが許容範囲なのかお伺いします。品川方式と言いますか、得意の基金積立にするという様々な手法はあると思いますが、数年前までは大体30億円前後でやられていたと思うのですけれども、毎年度少しずつ増えたりを繰り返していたと思うのですけれども、方針を変えたのかお伺いします。

それと、143ページ子どもの未来応援プロジェクト分についてお伺いしますが、今年も始まっていると思うのですけれども、クラウドファンディングについて、令和元年度の寄附金の額とその使い道について具体的に教えてください。

○伊東税務課長 特別区民税の収納率のお尋ねでございますけれども、令和元年度は98.77%ということで、順位的には文京区、江戸川区に次ぐ第3位という形でございます。申し訳ございません。

○立木保育課長 保育料でございますけれども、こちらは行政の措置でやるというところで負担金という形でやらせていただいております。特別保育、延長・夜間保育等に関しましては保育サービスということで、利用料を頂いているという形ですので、一応この形が続くということになってございます。

○遠藤商業・ものづくり課長 品川産業支援交流施設運営収入の金額でございます。当初3,748万円ということで予算計上させていただいたところでございますが、先方、いわゆる受託事業者のほうから会計の見直し等がございまして、こちらのほうの収入済額、具体的には3階のブライトコアホールの部分と、4階のコアスペースの部分に分けて収入、支出するということになりまして、今回指定管理料を新たに3,300万円ほど計上して、こちらの分の収入について7,200万とちょっと分けたような形になったもので、金額としては上がっているところでございます。こちらの分につきましては、金額がぎりぎりまで確定しなかったというところで、このような形で決算で対応させていただいたというところでございます。

○品川財政課長 繰越金の金額が上がっているという件でございますけれども、年度末にそれぞれ執行状況等、それから歳入の状況等を見て総合的に判断しているというところではあるのですけれども、これは23区全体的に見てもやはり昨今の歳入増、区民税等財政調整基金も増えているというような流れがここ数年続いてきていたというところで、繰越金のほうも少し上がっているというような状況でございます。

○三ッ橋子育て応援課長 ガバメント・クラウドファンディング、子どもの未来応援プロジェクトの寄附金額でございますが、557万3,073円でございます。こちらにつきましては、子ども食堂の継続支援に100万円、そしてしあわせ食卓事業に457万3,073円を充てております。

こちらのしあわせ食卓事業は、ひとり親世帯へ食品の配送をする事業でございます。坂井市のお米を含めて3回食品を配送いたしました。区といたしましては、この食品配送をきっかけとして、就労支援、学習支援、様々な区の施策をお知らせし、相談等も含め自立支援を目指してまいります。

○立木保育課長 すみません。ちょっと説明が足りなかったので補足させていただきます。

行政の責任において保育園運営をしているわけですが、入園措置に要する費用の一部を負担していただいているという形になりますので、負担金という形になってございます。

○藤原委員 税務課長、答弁ですみませんなど言わないでいいです。努力しているのはよく分かっていますので、ただ、私個人の考えなのですが、まず税務課は徴収業務がありきだと思っておりますので、今後どのように税金がとかいうことも大事な仕事の一つですが、いわゆる徴収業務がまず第一番だと個人的に思っておりますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。順位も、順位で決めるわけではないです。けれども、やはり順位がどんどん下がってくると「あれ？」という思いは出てしまいますので、仕事は決して順位で評価しているわけではないですが、その辺はよろしくご理解のほどお願いいたします。

それと、財政課長、私が違っていたら指摘してください。20億円ぐらい違うのに少しというのは、感覚的にそうなるものですか。決算でも予算でも、万単位のお金のことにに関してここでやるわけではないですか。少しでも違っていたら、でも少しという金額ではないでしょうかと私は思うのですが、その辺をお願いします。

あと、クラウドファンディングなのですが、ふるさと納税とかこれが大事だと思うのですが、いつまで続けるかということももうそろそろ考えておかないといけないと思う。決してよくないと言っているのではないです。これをどのように続けていくのか、変えていくのかということも教えていただきたいと思っています。

それと続けて伺いますが、60ページの財調を伺います。特別交付金は2億5,000万円余で13.5%の増ですが、普通交付金は40億円余で8.8%大激減しているのです。この原因について伺います。

○品川財政課長 申し訳ございません。全体の予算からすればというような見方もありますし、見方がいろいろあると思うので、申し訳ございません。ちょっと少しという言い方は、言葉が間違っていたかと思しますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○三ッ橋子育て応援課長 令和元年度につきましては、目標金額300万円のところ185%の増という形で557万3,073円でございます。そのことを検証し、また今年度につきましても目標金額500万円とさせていただいております。今、それに向かって、日々努力しているところで、現在のところ174万5,000円集まっているところでございます。こちらは12月31日まで寄附を募っているところでございます。こちらは様々なことを検証しながら、また来年度につきましても様々検証した上で実施していきたいと思っているところでございます。しかしながら、状況によりまして様々なことを勘案しなければいけないと思っているところでございます。

○あくつ委員長 財政調整交付金の普通交付金の減についてということのご答弁は。

○品川財政課長 申し訳ございません。財政調整交付金のお話でございます。

財政調整交付金のほうは前年度より減額しているというところでございますけれども、こちらは10月からの消費税改定に伴いまして、法人住民税の国税化が開始されたというところで、ここが非常に痛いところでございます。こういった理由によりまして、前年度より減という形になってございます。

○藤原委員 さらに令和2年度の当初算定では全体で2,000億円の減収ですね。品川区では普通交付金が4.8%減になると8月の区長会で示されて、決定されています。ご案内のとおり、財政調整交付金の原資は60%以上が固定資産税ですね。たしか3年に一度見直しということで、今回は下がる私は想定しております。こちら区は数年先まで見通されていると思いますので、その見直しについて伺いをします。

それと、児童相談所の移管に伴って、長らく55%でした配分割合が55.1%になり、令和4年度に改めて協議するという成果がありました。これは確かではないのですが、うろ覚えなのですけれども、かつての試算で児童相談所のランニングコストだけ二、三%変更するべきだと聞いたような記憶があるのですけれども、ぜひこの点の都との交渉について頑張っていただきたいという思いと、何か理不尽だなという。だってそうですよね。仕事において財政調整交付金とかを算定してくれるというのを私はずっと教わってきました。しかし、これは仕事を区に移管してお金がついてこないとなってしまうと合いませんよね。この辺についてもいかがでしょうか。

○品川財政課長 まず、固定資産税のところでございますが、そうですね、財政調整交付金は基本的には固定資産税、法人住民税、それから法人事業税も最近含まれてきているというところでございますが、ほとんど大きい金額を占めているのは固定資産税というところでございます。昨今、地価の下落が多少出てきているかという中で、固定資産税もどのようになってくるかというところはあるかと思います。

ただ一方で、品川区のほうは建物等も増えてきているというところもありますので、そういったところのバランスから見ると、今後どのようになるかというところは、確実に下がっていくとも言えないかもしれないし、もしかしたら増えていくかもしれないという、ちょっと微妙なところであると考えております。

それから、児童相談所の配分割合の件につきましては、先ほど委員からお話があったように令和4年度に改めて交渉するという形になってございます。これはどうしてかと言いますと、財政調整交付金というのは基本的に全体の実績額というものが無いと判断ができないというところがございますので、今年度から先行3区が動いていきます。そういう中で決算上の数字が出て、令和4年度の交渉という形になりますので、その時点でまた力強く配分割合のほうを少しでも取れるように頑張っていきたいと思っております。

○藤原委員 最後に、今、固定資産税の答弁の中で建物が新しく建ったというお話がありました。建物が建つだけではないのですね。そこに区民、人が入ってきてくださると、私がまちを見ると本当にタワーマンション等が増えました。タワーマンションに入れる方は、勝手な感想かもしれませんが、所得的には高い方が分譲を買われたり賃貸に入ったりという思いもありますので、私が読んだ新聞によると、品川区は23区の中で一番人口が増えたという記事を読みました。ですから、そういうのも含めて財政がどうなっていくか、施策に反映していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 98ページ社会資本整備総合交付金、124ページ都市計画交付金、また歳入全般について伺います。

まず、2019年度決算での国や都からの交付金で再開発事業に充当した金額の合計額を伺いたいと思います。

○田並都市開発課長 令和元年度の都市開発事業についての歳出額は、85億8,373万円となっております。歳入につきましては、国費は47億6,564万円、また都費につきましては11億5,407万円となっております。

○安藤委員 課長の答弁にありましたように、区の一般財源も加えますと、85億8,300万円を超える税金が2019年度は投じられたということになります。これ、例えば可決した補正予算で言うところの家賃支援給付金が7億4,500万円余ですので、その10倍以上。保育所・幼稚園業務従事者に2万5,000円を支給する応援給付金は7,185万円でしたので、その100倍以上。介護福祉サービス事業従事者2,700人、あるいは障害者福祉サービス事業従事者800人へのPCR検査費用負担は計5,550万円ですので、これに換算すると154回分に相当するということになります。

伺いますけれども、今税金はこれらの新型コロナウイルス感染症拡大防止ですとか、死活的な中小零細個人事業主への事業継続支援にこそ優先して使うべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 新型コロナウイルス感染症対策の関係等につきましては、これまでも4回から5回補正予算をやって、適切な時期に適切な対策をしていると考えております。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、補正予算等で対応していくことを考えていきたいと思っております。

○安藤委員 私が伺ったのは、この税金を優先して、今言ったような対策は現状で言うとまだまだ足りないと思うのです。ですから、優先してこういう税金は使うべきではないかと思いますがいかがでしょうかと聞いたので、伺います。

○品川財政課長 当然予算化していますので、これは当然優先的に動いているという考えでございます。

○安藤委員 ちょっとかみ合わないのですが、私はやはり今、税金の使い方、区政の向いている方向、在り方が問われていると思います。しかもこの税金投入先のこれらの再開発事業ですが、開発企業のマンション販売の利益が第一の動機で進められており、地域環境を壊し、地権者の権利を踏みにじりながら行われている超高層ビル建設事業に成り下がっていると私は思います。行政と開発企業による再開発という名の合法的な地上げにすらなっているのが実態だと。一般質問でも実際の声と実態を紹介いたしましたとおりです。

私は一般質問で、大崎駅西口駅前地区での事務局の大成建設が、住宅棟をなくし、オフィス1棟案、地権者は地区外の開発マンションに移す案が示されて紛糾している例を紹介いたしました。開発企業の利益を優先して、地権者の地区内に住む権利すら認めないというのは、居住権や財産権を侵すという点でもう前代未聞だと思います。再開発法の法の趣旨にすら反するものではないかと伺いましたけれども、区の答弁は法の趣旨に反するといった議論をする以前に、区としては関係権利者間の協議が適切に進められるよう指導助言してまいりますと。最後まではっきり答えなかったのですね。

改めて伺いたいのですが、私が伺ったのは、この法の趣旨に反するような案を開発企業が提示しているのに、それを指導助言する区がそれをよしとするのですかということをお伺いしたので、ご答弁いただきたいと思います。

また、このように開発企業の利益のためには地権者の権利すら犠牲にするというところまで、再開発事業というのはエスカレートしているのです。こういう超高層開発へ税金を投入することが、今、区がやることなのでしょうか。ましてや特にコロナ禍でやることなのでしょうかと併せて伺いたいと思いま

す。

○田並都市開発課長 まず、大崎駅西口駅前地区の事業についてでございますが、現在地元の地権者の方々が準備組合が設立されております。その準備組合の中で、その事業をどのような形で進めていくかということで、権利者の皆様で今お話し合いをさせていただいている最中でございます。その中で、よりお住まいの方々が生活再建できるようなプランということで、準備組合の中の方々が新たに分科会をお作りいただきまして、その中で様々ご検討いただいたところでございます。

そこにつきまして、その準備組合の中の方々にもヒアリングした結果、約8割の方にご理解いただけたところでございますが、まだ一部でご理解いただけない方がいらっしゃるような状態が現在のところでございます。

区としまして、やはりその準備組合の中で、生活再建がよりしっかりできるような形で、また皆様にご理解いただけるような丁寧な説明というのが必要だと思いますので、区としてもそこについては支援しながらアドバイスしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、再開発事業の全般的なお話というところでございますが、やはり今ある老朽化であったり、防災性の課題があるまちについて、再開発していくということはやはり非常に重要なところであり、公共性の高い事業だと考えてございます。そのような観点で申しますと、区としましてはその地域の実情に合わせながら、地域の方と一緒に地域一体で新しいまちづくりをどう進めていけばいいかということも含めながら、話し合いながら進めていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員 今の答弁ですと、8割の人が理解していますけれども2割の方がまだ理解していないので、区は支援をし、アドバイスをし、この方々にその案を理解してもらうというような趣旨ですね。

そうなりますと、品川区はその地区内にその権利者が残る権利すら剥奪される案が何の問題もないと、だから支援をしてむしろ理解してもらうように努めていくというふうに聞こえたのですが、品川区はそういう立場でよろしいのか、この案が法の趣旨に反するような案だと思わないのか、これはもう一度後で聞かせてください。

今後もこのように、毎年のように開発に何十億円の税金を注ぐ区政を続けていていいのかというのは、やはりコロナ禍ですから問われていると思います。コロナ禍で今後の歳入減が予想され、また引き続きこういう様々な対策が待ったなしというところで、それらの財源も必要なのですが、私は一般質問でもう一つ質問したのですが、不要な超高層再開発や新規巨大道路事業は区民目線で凍結廃止をして、その財源は新型コロナウイルス感染症で苦しむ区民の暮らし、福祉を支える事業の財源にこそ充てるべきだと言いました。ここでも改めて求めますけれども、私はこれを言ったのですが、区長の答弁は「社会情勢の変化を捉えつつ、地域とともに着実に事業を推進していく」という答弁でございまして、こういう情勢にもかかわらず見直す姿勢が一切ないどころか、さらに推進していくという答弁だったのです。私は驚きました。

さらに、来年度予算の編成方針ではどうなっているのでしょうか。8月3日の依命通達では、「長期基本計画の着実な実現に向けて、施策を重点的にかつ積極的に推進しなければならない」ということで、長期基本計画はもうやると。その長期基本計画には、以前にも指摘しましたが、超高層の再開発の地域も具体的に書き込まれて、さらにそれをどんどん進めると、道路整備も含めて書き込まれているのです。

伺いますけれども、さきの区長の答弁も併せて考えるのです。来年度予算の編成方針では、再開発事業はコロナ禍のことで聖域扱いだということなのではないでしょうか。伺いたいと思います。先ほどの質問と

併せてご答弁ください。

○田並都市開発課長 まず、1点目の大崎駅西口駅前地区についてですが、先ほどご説明させていただきましたのは、地域の方で8割の方がご理解いただくプランがあると。ただ、それを違うという方がいらっしゃるということです。やはりこのまちを新たにどのような形にしていくかということは地域の方々皆様と一緒に考えていくべきものでありますので、その中でしっかり皆様でお話しいただくという趣旨でお答えさせていただいたところでございます。

もう一つが、今の再開発事業等につきまして、不要のところでは中止というお話が今ございましたけれども、やはりこの再開発を含めた都市計画事業というのは非常に長いスパンで進めていく事業でございます。特に再開発事業は、地域の方の将来のまちについて、皆様でその意思を一つにしていきながら進めていかなければいけないということで、非常に時間と丁寧に行っていかなければいけないような事業の性格でございます。

このようなところで、やはりその時々、長いスパンでやる中では今回の新型コロナウイルス感染症の課題がまさに今ありますが、またそれ以外で申しますと震災の問題があったり、様々なそういう行政的、社会的な課題が出てくるところでございます。区としましてはやはりその時々、情勢を見ながら、長いスパンで地域の方と一緒に考えながら、その行く末をどのような形でやっていくかということを進めていく必要があるという趣旨でご説明したところでありますので、長いスパンの中のいろいろな社会情勢とか、そういう趣旨と捉えていただければと思います。

○安藤委員 私は長いスパンで考えれば考えるほど、超高層再開発というのはやるべきではないということも思っているのですけれども、この依命通達では一方で、長期基本計画を確実に推進すると言いつつも、「コロナ禍で明らかになった課題や社会構造の変化にしっかりと対応し、優先順位をつけて施策展開に取り組むこと」とも述べているのです。

ここで言う「コロナ禍で明らかになった課題や社会構造の変化」とは何を指しているのでしょうか。さきの区長の答弁にあったような社会情勢の変化を捉えて進めるというのは、これはどういうことなのか、社会情勢の変化は何を示しているのか、新型コロナウイルス感染症は考慮されているのでしょうか。伺いたいというのが1つ。

そして先ほどの大崎駅西口駅前地区の話ですが、私が紹介した前代未聞の案が提示された準備組合の総会に、区も参加をしているわけです。そこでその内容を、どのような内容か見ているわけですね。私が何度も伺っているのは、区としての評価なのです。区はいろいろ言いますね。地権者の権利を守るとか、環境をよくするとか防災とか言いますが、地権者のその地区内に住みたいというその権利すら、今回奪ってしまうという、しかも2割の反対がいるわけではないですか。そういう案を総会で見て、それに対して、区は法の趣旨にも反するのではないかと思わないのですかと伺ったので、区の評価をここも聞かせてください。

○品川財政課長 予算編成方針の関係でございまして、まず新たな生活様式というところでは、当然このコロナ禍の中で皆様の生活というのは様々変わっているところがあります。例えばテレワークですとか、それからこの部屋もそうですけれども、アクリル板を設置するようになったとか、いろいろなところが変わっている、そういった部分を様々な生活様式の変化と捉えております。

編成方針の中では、当然長期基本計画を基にしまして、必要あるべき事業は行っていき、見直しをかけられる事業があればそれはやっていくという趣旨で予算編成方針のほうは書いているというものでございます。

○田並都市開発課長 私からは大崎駅西口駅前地区につきましてですが、やはり地域の方は生活再建をどのように行っていくかということで、そこが非常に重要なところで、今回の案もそういう形で出てきたということで、皆様でお考えいただいたと捉えているところでございます。区としましては、やはりその皆様に考えた内容をしっかり捉えながら、よりよいまちづくりになるように、しっかり支援しなくてはならないと考えているところでございます。

○安藤委員 ぜひこのコロナ禍のことで、こうした超高層再開発や新規巨大道路をぜひ見直していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は52ページの特別区民税、それから88ページの国民健康保険負担金に関連して、それから54ページ特別区たばこ税について伺いたいと思います。

特別区民税については、先ほど別の委員との質疑の中で、このコロナ禍の中で9月までの税の徴収猶予が約350件と、それから、国民健康保険料については減免が1,500件というお話がありましたが、この令和元年度の決算の中では、それぞれ区民税の猶予、それから国民健康保険料の減免が何件ぐらいあったのか。それから、これはもし分かればなのですが、リーマンショック時のそれぞれの減免、また猶予の状況が分かれば教えてください。分かれば結構です。

それから、これはそれぞれ減免した分、また猶予の場合は猶予なのでないと思うのですが、国から区に対して何かしらの補填があるのかどうか教えてください。

それから、特別区たばこ税については昨年に比べて少し伸びていますが、その状況、要因です。

それからあと、これはちょっと今年度になってしまうのですが、今年度コンテナの設置をするとなっていますが、今の状況について教えてください。

○伊東税務課長 徴収猶予の件数でございますけれども、令和元年度分としてはちょっと集計していないのですが、1,000万円ちょっとです。令和2年度分としてはそれ以外の部分になりますので、8,000万円ぐらいです。

〔「件数は」と呼ぶ者あり〕

○伊東税務課長 件数は申し訳ないのですがちょっと、件数的には一緒に出してしまいましたので、数字は作っていないのですけれども。

○あくつ委員長 今、分からなければ、分からないで結構ですよ。

○伊東税務課長 内訳は今こちらにないです。

○池田国保医療年金課長 新型コロナウイルス感染症関係の減免についてでございますけれども、今、申請自体、9月現在およそ1,500件受けているところでございまして、保険料につきまして減額になった金額でございますけれども、これは2月から減額になりますので平成31年度分が発生するわけでございますけれども、そちらのほうがおよそ3,500万円ほどの保険料減額という形になりまして、令和2年度につきましては、およそ2億円ほどの保険料が減額になる予定でございます。

○黨生活安全担当課長 閉鎖型の喫煙所の設置についてお答え申し上げます。

閉鎖型の喫煙所につきましては、三密を生み感染リスクが高い旨の専門家のご指摘もありまして、実際に都内でも感染が起きたというケースがあるとの報道がございます。このため、区といたしましては現在状況を見るために一旦立ち止まっているところでございます。今後新型コロナウイルス感染症の感染状況ならびに拡大防止のための何か新技術のようなものがないかというところにも着目しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○伊東税務課長 すみません、特別区たばこ税の部分でございますけれども、この間本数的には毎年何千万本単位で減っているところでございます。令和元年度の予算立てをしたときには大幅な落ち込みがあるのではないかと見ていたところですが、実際に決算を見ますと、本数の落ち込みは当然あったのですけれども、前年にたばこ税の改定ということで税率が引きあがったのが1年分適用されたという年度になりましたので、そういう意味で増収に転じたと、売上げ本数は減ったのですけれども、増収になったというような状況でございます。

○たけうち委員 国民健康保険料については、その減免した分が国から補填されるのかというのが分かれば教えてください。

それから、税については支払い猶予ということで、いわゆる2割以上の収入減額要件というのがあるのでしょうか、これは猶予ということで、新型コロナウイルス感染症について減免という考え方はあるのかないのか教えてください。

それから、たばこについては、コンテナの設置についての事情は分かったのですが、今、直接は関連しませんけれども、新型コロナウイルス感染症の件も例えばいろいろな経済対策なども同時に動かしていこうという流れの中で、そういう感染がどこかであったかもしれませんが、一方で私が受けたのは、西大井駅のところにあるのですけれども、あそこもやはりどうしても駅から降りてきた方と乗る方がかなり大勢もくもくしているらしく、そういうことがほかでもある中で、せっかくこの2カ所のコンテナというのを考えたわけなので、何かそういうことも進めていったほうがいいのではないかと。そもそも西大井はそこでやるかどうかは入っていなかったような気もするのですけれども、これから検討するのであれば、ぜひ西大井も入れてもらいたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険料の減免についてでございますけれども、こちらは最後に国のほうから全額交付金として区のほうに配分される予定になっているところでございます。

○伊東税務課長 特別区民税のほうの徴収猶予に関しては、1年間の猶予ということになりますので、その後払っていただくという形になります。減免に関しましてはもっと厳しい条件がございますので、適用はされていません。

○黨生活安全担当課長 喫煙所につきましては、喫煙者と非喫煙者の共存を図るためには大変重要な施設であると認識をしているところでございます。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めつつ、喫煙所を設置できるかについて慎重に検討を進めてまいりたいと思います。

○たけうち委員 分かりました。税については厳しい条件というか、新型コロナウイルス感染症を今、23区では要件にしていらないだけだと思うのです。これは全国で見ると、例えば仙台市だとか新潟県三条市とか、市独自で、自治体独自で、例えば5割以上収入が減った場合には減免するとか、そういう制度を設けているところも実はあるのです。これから歳入が厳しくなってきたりして税収が落ち込んでいくのではないかとという中で、こういう話をするのはどうなのかなとは思いますが、ただ、これはもしかすると23区でやらなければいけない話なのかもしれないので簡単にはいかないかもしれないですけれども、ぜひそこは研究してもらって、今後もしさらに厳しい状況がまだ続くのであれば、品川区もそういうことを検討されたらどうかと思います。

それからホームページを見ると、コロナ禍の中での個人への支援策というのが新型コロナウイルス感染症関連情報のところに載っているのだけれども、ここには税の猶予が載っていないのです。国民健康保険料と介護保険料と後期高齢者医療保険料が載っているのだけれども、そのあたりに一緒に載るのかと思ったら載ってなくて、私の見方が間違っていたらまた後で指摘してもらいたいのですけれども、

「お知らせ」の税のほうに入っていく中で「猶予」と開くと出てくるのだけれども、その新型コロナウイルス感染症関連情報の個人の方への支援策の中に一緒に入っていないと思うのです。そこもぜひしっかり入れてもらって、さっき国民健康保険料は1,500件、特別区民税のほうが350件ということで一概には比べられないのだけれども、何かちょっと周知の方法がもっとあるのかと思って、その辺を含めて最後をお願いします。

○伊東税務課長 ホームページ等、PRのことにしましてはちょっと確認をさせていただきます。こちらのほうとしては載せていたところでございますけれども、リンクの部分で一緒に載せなかったというミスがあったのかと思いますので、今後改善していければと思っています。

PRに関しては、税に関しては全国的といいますか、国税、都税含めてその猶予の特例ができたときに大々的にPRをされていたこともございましてというところです。

○あくつ委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 131ページの生徒指導対策費と140ページの寄附金について、2点質問をさせていただきたいのですけれども、今日は10時から、初日ということで決算特別委員会、ずっと座っていたのですけれども、ちょっとどなたが答弁なさるのかまるきり分からないので、思いついたまま聞かせていただいて、我こそはという理事者の方がいたら答弁願いたいのですけれども、先ほども委員のどなたかが新しい生活、新しいライフスタイルとか、議会で言えば新しい会議の仕方とかいろいろな部分があると思うのですけれども、ここにありますアクリル板、これは議会のほうのお取り計らいでつけていただいた。今、区長はじめ理事者の皆様のところについているアクリル板と同じものなのですから、議会と執行部というところで、これはお金の出どころが違うのでしょうか。これを教えてください。

○米田区議会事務局長 このアクリル板につきましては、区議会、本会議場のアクリル板とともに購入をさせていただいているものでございます。一応事実としてはそういうことでございます。

○大沢委員 事実として。では、ここもそうだし、理事者の皆様が座しているところも、これは区議会で購入しているということでもいいわけですね。そういうことです。

○米田区議会事務局長 おっしゃるとおりでございます。

○大沢委員 そこで、やはり行政であれば、費用対効果というものをまず考えなければいけないと思うのですけれども、先ほどはどう見てもやはり密というか、私は密集しているような感じがしてならないわけでありまして、理事者の皆様も10時からもう6時過ぎていますから、ゆうに8時間を超えております。この中で長時間はやめようというような新しいライフスタイルが載っているわけでありまして、質問を通告制にするとかは議会の側で決めることなので皆様方には関係ないのですけれども、ちょっと今日一日、これからまだ長丁場あるわけですから、何か理事者の皆様の座る位置と、我々との質疑応答をする中で、何かちょっと今日お感じになられたことがあるとは思いますが、どなたと言っても恐らくあれだ思うのでいいです。あえて答弁は求めませんけれども、一工夫するということは大事だと思いますし、この位置も、今隣の委員と話をして、これは座ってしまうと顔がこうなってしまう、形も遮断されないのです。これは費用に対して効果はどれほどなのか、お分かりになる方、すみません、分かったら答弁してください。

○立川総務課長 委員会の運営につきましては、区と区議会のほうと連携しまして最善を目指したいと思っていますのでございますが、今回はこういう形に落ち着いたという認識でございます。

○あくつ委員長 大沢委員、ご存じのとおり理事会でも話し合いはさせていただいて、このような形でやるということで決定しているということは付言をさせていただきます。

○大沢委員 そこは十分意識しての、ある意味もう一回考えていただきたいのです。あまりにも長時間でやっているの、これは1人あたり、あるいは会派あたりの持ち時間があるのは致し方ないことでありますけれども、やはり今この時期ですから、万が一のことをやはり考えるべきではないかと思いますので、換気と密にならないようお互い考えながら、この長丁場の委員会を進めていきたいと思っております。

それでは、すみません、本題に移りますが、最初に140ページの寄附金からですが、これは欧米諸国と日本では寄附に対する考え方が違いまして、やはり欧米は寄附の行為というのが非常に盛んでありまして、意識が高いわけではありますが、その中であって日本はこのように寄附をしていただける、本当に篤志家といえますか意識の高い方が個人・法人問わずいるわけでもあります。

その中で、この個人法人問わず寄附をしていただく最初のアクセス、先方から言ってくる、あるいは誰かを介してお願いをする、そういう形があると思うのですけれども、そこら辺の現状というのは、今どのような寄附のアクセス、申し出があるのか、教えていただきたいと思います。

○立川総務課長 寄附に関しまして、総合的には総務課のほうで扱っておるところでございますが、経路といたしましては、例えば福祉目的であるとか、いわゆる子育て、教育関係といった場合は所管のほうに直接お申し出があるのが多いのかなと思っております。

○大沢委員 その中で指定寄附金とか、いろいろと寄附金がこの中に入っている、この140ページの中で財産収入ということで千五百何がしという、これは個人の方よりは議会議決がありましたから、議会の皆様も委員会をよく論じられて議決をしたわけですが、それが文化スポーツ振興基金のほうに繰入れをしてあります。しかしながらこれを見たところ、その1,500万円についての基金繰入額は増であります、この文化スポーツ振興基金について6億円近い約5億8,000万円ぐらいのマイナスが生じているのですけれども、これについて、理由といえますか内容を教えていただきたいと思いますけれども。

○山崎文化・スポーツ振興部長 今回、文化スポーツ振興基金につきましては、6億1,500万円の支出ということです。6億円につきましては、オリンピック関連の各イベント創出などの事業に割り当てをさせていただきました。

○大沢委員 オリンピック関連ということで6億円。そうしたらこの金額は、オリンピックの先が見えない中、6億円という額は私はちょっと多いような気がするのです。使い道がしっかりしているのでそここのところの変な詮索はしませんけれども、この6億円減じたということについてはかなりの金額だと私は思っておりますので、そここのところ、今、簡単にそれでということでご答弁されたけれども、6億円という額についての、今までの過去の減についてこの6億円という数字を取り出した場合、この持つ意味、多いのか少ないのか妥当なのか、あるいは今後のオリンピックについての積極性を示すためにこれだけの支出をしたのか。こういうことでちょっと感想を聞かせてもらいたい。

○古巻文化観光課長 感想ということで言いますと、オリンピックに向けてのしっかりとした事業を進めていくための資金、財源ということで、多い、多くないというのは様々な考え方があるかと思えますけれども、区としては適正に執行していると考えております。

○大沢委員 分かりました。では、先ほどの本題の寄附金に戻りますけれども、寄附を頂いた方に事後の報告というか、やはり非常に尊いお金でありますので、事後の報告等々はされているのか。お礼状を出すということは見聞しておりますけれども、寄附者についての事後の報告等々、あるいは説明等々はされているのか教えてください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 寄附についての事後報告ということでございます。

まず頂いたときにお礼状等を出しまして、その後についてはもらった方のほうに事後に簡単な報告をさせていただいております。ちょうど終わった後の、詳しい報告書的なものまでは出しておりませんが、大まかなところでは報告しております。

○三ッ橋子育て応援課長 ガバメント・クラウドファンディングにおきましての寄附のお礼状と報告でございますけれども、寄附者に対して寄附の使い道等々をしっかりと報告しております。

○大沢委員 今、お2人の理事者の中で表現の違いが、子育て応援課長は「しっかり」ということで、オリンピック・パラリンピック準備課長のほうは「大まかな」ということで、どちらが本当なのですか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 失礼いたしました。私どもはかなり多額の額を頂きまして、その中で多くの事業をさせていただきました。そこで一つひとつの金額の明細まではご報告させていただいております。しかしながら、その事業は何を行ったか、そしてその成果的なものについては報告しているという意味で、大まかというような表現をさせていただいたところでございます。

○大沢委員 決して日本語の揚げ足をとっている意味ではないので、ご容赦賜りたいと思います。

では、131ページの生徒指導対策費、今度は教育の現場ですけれども、今コロナ禍で、今度の入試の件でちょっとお尋ねをしたいと思いますが、都のほうから恐らく入試に対する理科や社会の範囲等々で、例えば三平方、ピタゴラスの定理とか関係代名詞は抜くとか、そのようなものが来ている。品川区でも、小学校は結構ですが、区立の中学校でもそれなりの指針を出されていると思うのですけれども、それは今どこまで徹底しているのか、今の現状をまずはお聞かせ願いたいと思います。

○工藤指導課長 入試の試験範囲のところのお尋ねでございますが、先般ご指摘いただいたとおり、東京都教育委員会からは今年度入試の試験範囲について示されたところでございます。

各学校におきましては、あくまでもそれは入試のときに出題をしないというところでございますので、学校において卒業までに教えるべきことというのは基本的には同じことでございますので、しっかりと今の学習計画に従いまして、指導は行っているところでございます。

○大沢委員 指導の基は都になって、区のほうにということで縦列になっているわけですが、そこら辺の情報の共有をまずしっかりやっていただきたいのですけれども、そこら辺の確認をさせてください。情報の共有に向けて取組みを始めていらっしゃるのかどうか、もう既に始まっていると思いますけれども、そこら辺の現状を教えてください。

○工藤指導課長 その情報の伝達でございますが、ご指摘いただいた入試の情報につきましても、東京都教育委員会から示された段階ですぐに校長会に伝達し、各中学校、義務教育学校後期課程に伝わるよう、伝達においてはできるだけ速やかに学校と共有するように努めてございます。

○大沢委員 ちょっと漏れ聞くとところによりますと、何かそのところがなかなか共有と言っても難しいものでありまして、ちょっと混乱が生じているようなところもたまに散見される、耳に入ってくるのでありますので、そのところは先生方はいろいろとお忙しい上で、さらに新型コロナウイルス感染症に対する学習対策をやらなければいけないので、先生方に対してのしっかりとした情報の伝達を徹底していただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私からは、62ページ11款の分担金及び負担金の中から、民生費負担金で保育園保育料の関係が1点。それから、それと並行して国庫支出金、都からの補助金も入っているのですけれども、保育対策総合支援事業費補助金です。それからもう一点が、これはリサイクル関係で、雑入の

中からリサイクル資源売却収入について確認をさせていただきたいと思います。

まず保育料です。この決算で平成31年度決算は22億2,200万円の保育料が入っています。前年に比べて減っていますし、それと同時に逆に国と都からの補助金はかなり大きく入ってきている。38億5,400万円という数字が入っていると思います。これでこの差額が大体6億7,000万円。これが今まで区が一般財源で持ち出ししていた分で使わないで済んで、逆に余ってくる分、区の歳入が増えるということになってくると思うのですけれども、この決算もそうですし、まずこの決算の中で子どもに使っている部分、せっかく6億円以上の金額が入った分をどのように活用しているのか。多分一般財源の中に残したということはないと思うので、その辺を確認させてください。

それから、リサイクル関係です。先ほどもちょっと質問が出ていましたけれども、リサイクル収入は価格がかなり変動している中で、今年度が2億400万円、去年が2億1,300万円ですね。今年度予算を見ると1億2,900万円まで落としているのです。その辺、先ほど単価、売り先の問題とか、ただ資源量は増えているということだったのですけれども、その辺の見通しと、売却はどういう形で区が手続きをしているか、どのような形を使ってこの代金を区が直接売っているのか、その辺をちょっと教えてください。

○立木保育課長 昨年10月から保育料の無償化ということが始まりまして、その分の差額ということで歳入が増えております。そちらのほうは一般財源に入る部分でございまして、その増えた分に関しましては原則として私立保育園の公定価格の支弁費用のほうに使われるということになってございます。ただし、無償化するにあたりまして、国のほうから、地方自治体によりましては増える自治体もございまして、増えた分に関しては子どもの施策に使うようにという形で通知が来ております。そうした中で、いろいろな事業の充実を図るという形を取らせていただいているというところでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 リサイクル資源売却収入の件でございます。

まず、お尋ねの1点目の今後の歳入確保の見通しでございますが、市況の変動が激しい中で、一定の売却金を確保しているということでございます。今年度の見通しといたしましては、資源の回収量が前年比で今17%ぐらい増加してございますので、量的な部分、あと市況から見まして一定程度の歳入は確保できるのではないかと考えているところでございます。今年度の決算額と同様の額という見通しでございます。

それと、2点目でございますが、売却につきましての手法というところでございますが、品目ごとに異なっております。やはりそれぞれ専門的なリサイクル事業者のほうに売却を委託しておりまして、その事業者が適宜適正なルート、市況の中で高く売れるルートを確認しまして歳入に充てているという状況になってございます。

○鈴木（真）委員 保育料の関係ですが、子どもの施策にということで今お話があったのですが、それがいろいろな資料を見ていて、具体的に何が出ているのかというのが私はあまり分からなかったところがあったので、その辺を教えてください。殊に今年度の予算でいくと、たしか10億6,000万円増えているのです。だから、またこの決算に比べて増えてくる中で、その使い道を具体的にもう少し教えていただきたい。

それから、リサイクルはうまくその辺事業者の方に委託してやっただいて、ぜひその辺の連携を取っていただいて、区として収益を上げていただきたいというのが1点です。

その清掃事業は1日も休むことができない中で、区の中でもそうですけれども、清掃のコロナ禍対策ということで具体的にどのようにやっていらっしゃるのか。また、今、リサイクルの事業者とか、あと

養生関係の業者もあると思うのですけれども、区として何かその辺の補助、支援しているようなことがあるのかどうか。それを教えてください。

○立木保育課長 委員のおっしゃるとおり、決算と予算の比較になってしまうのでちょっと正確ではないのですが、やはり10億円ほど増えるという形になってございます。そうした中、基本的には一般財源で私立保育園の運営費の持ち出しを少なくできるというところではございますが、そうした中、例えば公立保育園ですと就学前教育の部分の充実をさせていっているというところで、例えば研修の回数を増やしたりとか、あとは幼児教育、ICTの部分でAIロボットを導入したりとか、タブレットを導入したりとかというような、少しずつですが充実させていただいているというところではございます。さすがにちょっといきなり10億円を使うというような事業を新しく作るということはなかなか難しいので、今後そうしたところで充実させていこうということでやっているところでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 コロナ禍での回収事業者支援等についてでございます。

まず、やはり収集の部分につきましては、回収事業者のほうにはやはり資源の量が増加しておりますので、それを確実に処理するための車の増車、臨時対策車という部分を入れて、確実な収集を図っているというところが1つでございます。

また、資源化センターのほうでも区が委託をして運営しているわけではございますけれども、事業者のほうにはマスク、アルコール消毒等、必要なものは供給しておりまして、感染防止対策を講じているというところでございます。

○鈴木（真）委員 保育料のほうは今お話いただいた研修とかであったと思うのですが、これから就学前教育ということに力を入れていただくためにも、この差額分を有効に活用していただきたいということで、これは要望させていただきます。

リサイクル事業者等の関係です。先ほど量が増えているという中で、今、資源化センターというお話がありましたが、そこもかなり老朽化してしまっていて、私も一番最初の委員会のときに平成11年ぐらいに行っているのですけれども、そのときももうちょっと古いという感じがしていただいているのですけれども、その辺と、あと、今特にペットボトルが増えている中で、大量に処理できないでいるという状況も聞いています。そういうプラント関係なども古くなってきていると思うのですが、その辺は区としてどう考えているのか、ある程度改修も必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 品川区の資源化センターの今後についてということでございます。

資源化センターは東京都から移管時に譲り受けまして、平成17年度に缶とペットボトルのラインを増設して現在に至っているということでございます。そういった意味では15年以上経過してございますので、設備の機器の部分もかなり古くなっております。今後私どももそういった施設の長寿命化等を検討してまいりたいと考えてございます。

○あくつ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は10月5日午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時22分閉会

委 員 長 あくつ 広 王